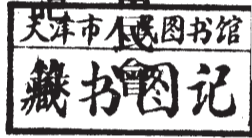
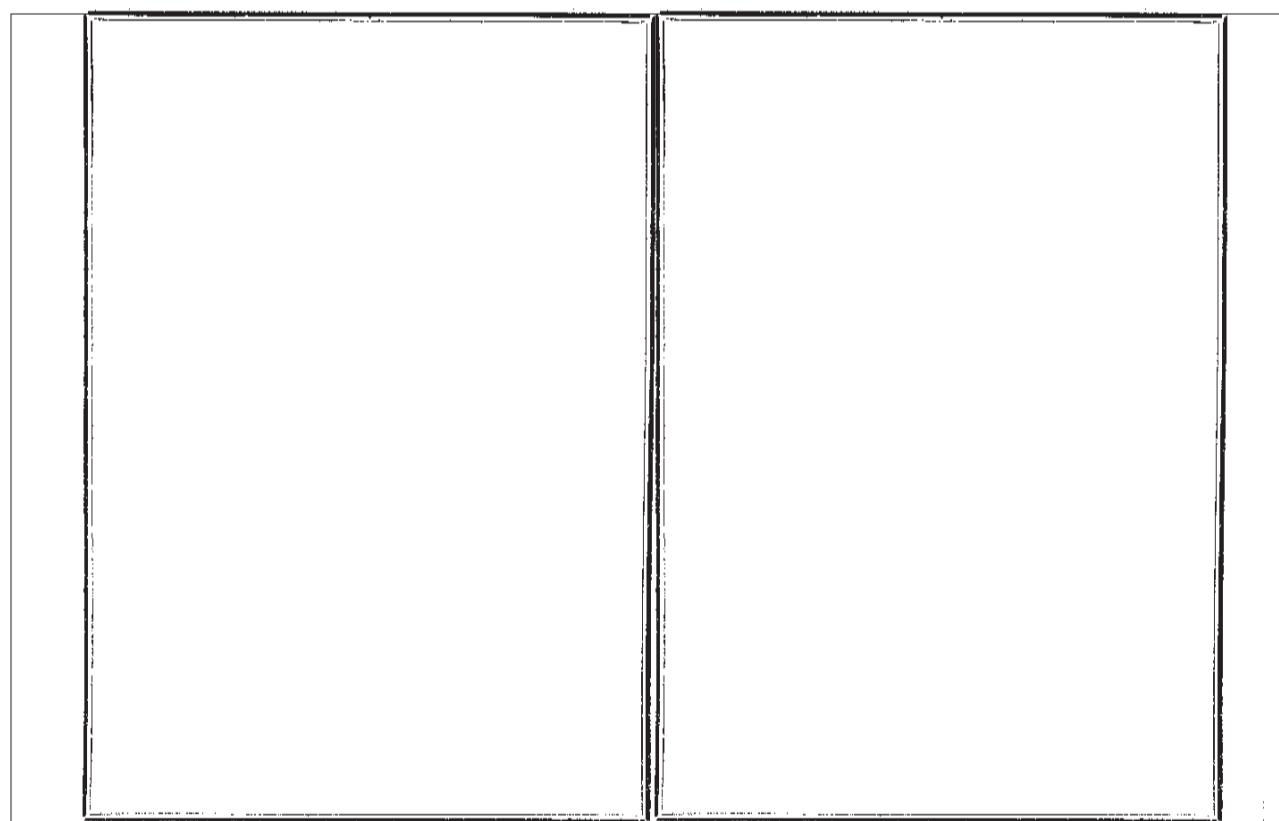
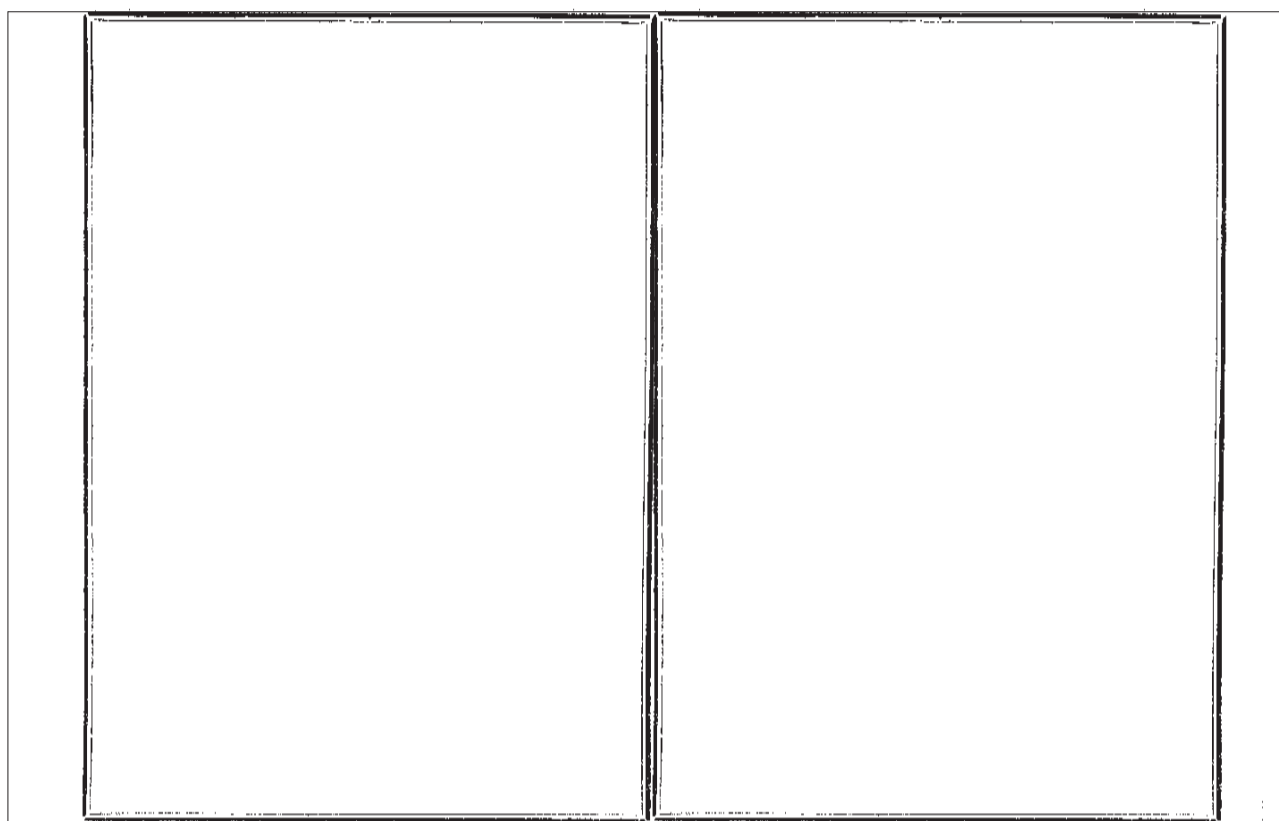


議事速記錄第八二號

昭和十五年第三十三次居留
通常會議事速記



天津居留民團



議事錄目次

第一日 (一頁)

- 一、居留民團會計檢査報告……………九頁
- 二、昭和十四年度居留民團事務報告……………一〇頁

第二日 (七二頁)

- 三、昭和十三年度居留民團歲入出決算承認ノ件……………一〇頁
- 四、昭和十三年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件……………一〇頁
- 五、昭和十三年度關院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件……………一〇頁
- 六、昭和十三年度故田代將軍紀念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件……………一〇頁
- 七、昭和十三年度退職給與基金特別會計歳入出決算承認ノ件……………一〇頁
- 八、昭和十三年度天津共益會天津居留民團歲入出決算承認ノ件……………一〇頁
- 九、昭和十三年度特別會計電氣歳入出決算承認ノ件……………一〇頁
- 一〇、昭和十三年度特別會計共立醫院歳入出決算承認ノ件……………一〇頁
- 一一、昭和十三年度特別會計住宅歳入出決算承認ノ件……………一〇頁

(2)

- 一二、昭和十三年度特別會計復興資金歳入出決算承認ノ件……………一〇頁
- 一三、昭和十三年度特別會計實業復興資金歳入出決算承認ノ件……………一〇頁
- 一四、遊樂飲食課金條例案……………一〇頁
- 一五、取得課金條例中改正ノ件……………一〇頁
- 一六、營業課金條例中改正ノ件……………一〇頁
- 一七、雜種課金條例中改正ノ件……………一〇頁
- 一八、工巡費徵收條例中改正ノ件……………一〇頁
- 一九、居留民團課金條例及工巡費、衛生費徵收條例中改正ノ件……………一〇頁
- 二〇、課金調查委員會條例中改正ノ件……………一〇頁
- 二一、電氣使用條例中改正ノ件……………一〇頁
- 二二、教育費特別會計條例案……………一〇頁
- 二三、天津渡路日本尋常小學校二高等科併置ノ件……………一〇頁
- 二四、天津三笠日本青年學校設立ノ件……………一〇頁
- 二五、天津大和日本青年學校設立ノ件……………一〇頁
- 二六、天津日本婦人病院設置ノ件……………一〇頁
- 二七、天津日本婦人病院醫科金條例案……………一〇頁

(3)

- 二八、天津療病院改稱ノ件……………一〇頁
- 二九、天津療病院諸料金條例中改正ノ件……………一〇頁
- 三〇、天津日本教育博物館設置ノ件……………一〇頁
- 三一、恩賜兒童遊園地建設ノ件……………一〇頁
- 三二、天津日本保養院設置ノ件……………一〇頁
- 三三、天津日本保養院敷地買收ノ件……………一〇頁
- 三四、天津吉野日本尋常高等小學校敷地買收ノ件……………一〇頁
- 三五、天津大和日本尋常高等小學校敷地買收ノ件……………一〇頁
- 三六、天津神社祭典費寄附金ノ件……………一〇頁
- 三七、軍旗奉贊會寄附金ノ件……………一〇頁
- 三八、天津華語專門學校補助金ノ件……………一〇頁
- 三九、天津朝鮮人幼稚園補助金ノ件……………一〇頁
- 四〇、華北日本教育會天津分會補助金ノ件……………一〇頁
- 四一、天津日本少年團補助金ノ件……………一〇頁
- 四二、帝國在郷軍人會天津聯合分會補助金ノ件……………一〇頁
- 四三、武德會天津支部補助金ノ件……………一〇頁
- 四四、武德會天津支部建築寄附金ノ件……………一〇頁
- 四五、天津居留民團補助金ノ件……………一〇頁
- 四六、社団法人同光會補助金ノ件……………一〇頁

(4)

- 四七、昭和十五年度居留民團歳入出豫算案……………一〇頁
- 四八、昭和十五年度特別會計御下賜金記念事業費歳入出豫算案……………一〇頁
- 四九、昭和十五年度特別會計關院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費歳入出豫算案……………一〇頁
- 五〇、昭和十五年度特別會計故田代將軍紀念事業費歳入出豫算案……………一〇頁
- 五一、昭和十五年度特別會計退職給與基金歳入出豫算案……………一〇頁
- 五二、昭和十五年度特別會計教育費歳入出豫算案……………一〇頁
- 五三、昭和十五年度特別會計電氣事業歳入出豫算案……………一〇頁
- 五四、昭和十五年度特別會計水道事業歳入出豫算案……………一〇頁
- 五五、昭和十五年度特別會計墳墓事業歳入出豫算案……………一〇頁
- 五六、昭和十五年度特別會計天津日本公立病院經營費歳入出豫算案……………一〇頁
- 五七、昭和十五年度特別會計團營住宅經營費歳入出豫算案……………一〇頁

第三日 (二七四頁)

昭和十五年第三十三次居留民會通常會議事速記錄

昭和十五年三月二十六日至二十八日
於 天津日本高等女學校講堂

(第一日) 昭和十五年三月二十六日(火曜日)

一、報告

- 一、居留民會計檢査報告
- 一、昭和十四年度居留民會事務報告

議事日程

- 第一、昭和十三年度居留民會出入出決算承認ノ件
- 第二、昭和十三年度御下賜金記念事業費特別會計出入出決算承認ノ件
- 第三、昭和十三年度關院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費特別會計出入出決算承認ノ件
- 第四、昭和十三年度故田代將軍記念事業費特別會計出入出決算承認ノ件
- 第五、昭和十三年度退職給與基金特別會計出入出決算承認ノ件

(2)

第六、昭和十三年度天津共益會出入出決算承認ノ件

- 第七、昭和十三年度特別會計電氣費出入出決算承認ノ件
- 第八、昭和十三年度特別會計共立醫院出入出決算承認ノ件
- 第九、昭和十三年度特別會計貸住宅費出入出決算承認ノ件
- 第十、昭和十三年度特別會計復興資金出入出決算承認ノ件
- 第十一、昭和十三年度特別會計實業復興資金出入出決算承認ノ件
- 第十二、遼興飲食課金條例案
- 第十三、取得課金條例中改正ノ件
- 第十四、營業課金條例中改正ノ件
- 第十五、雜種課金條例中改正ノ件
- 第十六、工巡費徵收條例中改正ノ件
- 第十七、居留民會課金條例及工巡費、衛生費徵收條例中改正ノ件
- 第十八、課金調查委員會條例中改正ノ件
- 第十九、電氣使用條例中改正ノ件
- 第二十、教育費特別會計條例案

(3)

- 第二十一、天津濱路日本尋常小學校三高等科併置ノ件
- 第二十二、天津三笠日本青年學校設立ノ件
- 第二十三、天津大和日本青年學校設立ノ件
- 第二十四、天津日本婦人病院設置ノ件
- 第二十五、天津日本婦人病院諸料金條例案
- 第二十六、天津療病院改稱ノ件
- 第二十七、天津療病院諸料金條例中改正ノ件
- 第二十八、天津日本教育博物館設置ノ件
- 第二十九、恩賜兒童遊園地建設ノ件
- 第三十、天津日本保養院設置ノ件
- 第三十一、天津日本保養院敷地買收ノ件
- 第三十二、天津吉野日本尋常高等小學校敷地買收ノ件
- 第三十三、天津大和日本尋常高等小學校敷地買收ノ件
- 第三十四、天津神社祭典費寄附金ノ件
- 第三十五、軍旗奉贊會寄附金ノ件
- 第三十六、天津兼語專門學校補助金ノ件

(4)

- 第三十七、天津朝鮮人幼稚園補助金ノ件
- 第三十八、華北日本教育會天津分會補助金ノ件
- 第三十九、天津日本少年團補助金ノ件
- 第四十、帝國在郷軍人會天津聯合分會補助金ノ件
- 第四十一、武德會天津支部補助金ノ件
- 第四十二、武德會天津支部建築寄附金ノ件
- 第四十三、天津居留民會補助金ノ件
- 第四十四、社團法人同光會補助金ノ件
- 第四十五、昭和十五年居留民會出入出決算案
- 第四十六、昭和十五年特別會計御下賜金記念事業費出入出決算案
- 第四十七、昭和十五年特別會計關院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費出入出決算案
- 第四十八、昭和十五年特別會計故田代將軍記念事業費出入出決算案
- 第四十九、昭和十五年特別會計退職給與基金出入出決算案
- 第五十、昭和十五年特別會計教育費出入出決算案
- 第五十一、昭和十五年特別會計電氣事業費出入出決算案
- 第五十二、昭和十五年特別會計水道事業費出入出決算案

第五十三、昭和十五年度特別會計埠頭事業歳入出豫算案
 第五十四、昭和十五年度特別會計天津日本公立病院經營費歳入出豫算案
 第五十五、昭和十五年度特別會計住宅經營費歳入出豫算案
 第五十六、昭和十五年度特別會計復興資金歳入出豫算案
 第五十七、昭和十五年度特別會計復興資金歳入出豫算案
 第五十八、昭和十五年度特別會計水災復興資金歳入出豫算案
 第五十九、昭和十五年度特別會計業務復興資金歳入出豫算案
 第六十、特別會計埠頭築造費歳入出追加更正豫算案（昭和十五年度）

出席議員 (二十七名)

後藤 祿郎	横山 金吾	上田 茂	小澤 昇
龜澤 省朝	池原 義見	河合 一雄	森川 照太
菊 銅 新一郎	石 黒 茂	山 尾 市二郎	五十嵐 重吉
早瀬 精一	高木 翔之助	足立 茂	矢彦澤 平司
永瀬 三吾	志村 正三	木下 秀良	勝田 重直
清水 一太郎	金 一 煥	大内 専	古田 治四郎
東 良 治	鹽谷 信治	野崎 誠 近	

出席吏員

白井 民團長
 宮家 助役
 上原 會計主任
 以下吏員四十一名

午後七時五十分開會

○議長（矢彦澤平司君） それでは只今から第三十三次居留民會通常會を開催致します、只今の出席議員數二十五名でございます、恒例に依りまして總領事閣下の招集の辭がございます。

○武藤總領事 登壇（拍手） 本夕第三十三次通常民會に方りまして議員各位それらの御任務に極めて御多忙の折柄なるに拘らず本夕御出席これより當今次民會の審議に當られることは洵に慶ばしきことでありまして、衷心敬意を表する次第であります、今回の民會に於きましては極めて多數の案件が上程されて居ります、而して明年度豫算の如きも一千万圓を突破する當民團に致しまして未曾有の大豫算案でございます、その外多數の重要案件が上程されて居ります、之等は孰れも民團行政の目的達成、居留民の福祉増進ひいては帝國の支那に於ける今次大事業の建設に貢獻するところの所以のものであります故に、議員各位に於かれましてはどうか和衷協同、慎重審議を盡されまして、協賛の實を擧げられん事を切望致す次第であります、之を以て招集の辭に致します（拍手）

○議長（矢彦澤平司君） 茲に議事に進入ります前に出征皇軍並びに一死皇國に報じたる戦歿將士の

英靈に對しまして滿腔の感謝の意を表する爲に一分間の黙禱を捧げたいと思ひます先づ御起立を願ひまして（起立） 私が黙禱を申し上げますから終りと言ふ迄一分間黙禱して頂きたいと思ひます

【黙 禱】

○議長（矢彦澤平司君） 終り（着席） 續いて謹んで陸海軍に對する感謝の決議案を上程致したいと思ひます、聖戰茲に二年有半、此の間御機威の下我が忠勇無雙の陸海軍將士は克く困苦に堪へ萬難を排して善謀力戰、眞に空前の戰果を収め大いに國威を中外に宣揚された事は我々國民の齊しく感謝措く能はざるころであります、就きましては此の機會に誠意を披瀝して深甚なる感謝の意を表したいと思ひます、感謝の文語に就きましては皆さんのお許しを得、只今茲に朗讀致しますから御異議がございませんならば御賛成願ひまして、其の傳達方法その他に就きましては民團當局と協議して然る可く處置を採りたいと思ひます、皆さん如何でございますか

【異議なし賛成】と呼ぶ者あり【拍手】

○議長（矢彦澤平司君） それでは皆さん全員御賛成を認めましてその案文を朗讀致します

感謝 決議

興亞ノ聖戰起リテヨリ方ニ三星滿我忠勇ナル將兵諸士ハ異境風土ニ身ヲ曝シ克ク困難ニ耐エ萬難ヲ排シ陸海軍相協力シテ善謀力戰以テ空前ノ戰果ヲ收メ御機威ノ下國威ヲ中外ニ宣揚ス武勳ノ偉大ナル全民ノ齊シク感激措カサル所ナリ

今や中華民國々民政府ノ成立ヲ見、四位ノ民衆ヲシテ安業樂土ノ感ヲ抱カシム眞ニ東亞新秩序建

設ノ基礎平々タルヲ見ルヘシ

惟フニ之ヲ助長シ東洋永遠ノ平和ヲ確保スルハ將士今後ノ任務ニ俟ツモノ多ク其勞勩洵ニ大ナルヘシ天津居留民會ハ茲ニ至誠ヲ披瀝シテ深甚ナル感謝ノ意ヲ表シ併セテ將士ノ武運長久ヲ祈ル

○議長（矢彦澤平司君） それでは之を適當な方法を以て傳達致しますから、

○高木翔之助君 今の決議文の文案の文句の中に「國民政府の成立を見」といふことがあつた様に拜聞しましたが「見んじつ」とした方がよいかと思ひます、如何ですか、まだ成立はして居ないと思ひます

○議長（矢彦澤平司君） 嚴格に申しますと高木君の御説の通りでありますからそれではさういふ決議に致しません

○高木翔之助君 本日の決議をすれば嚴格にした方が宜いと思ひます

○議長（矢彦澤平司君） その外御氣付の點はありませんか、次に報告事項に進入る前に、今度の民會の議事録署名者を當局のお許しを得て左の通り指名致します、古田治四郎君、河合一雄君此の兩名にお願ひ致します、それでは報告事項に就きまして民團長に一つ

○民團長（白井三君） その前に追加議案を一つ、

○議長（矢彦澤平司君） その次に議案を三つ程追加したいと思ひますからお手許に差上げました

議案が三つありますから六十號の次ぎに追加議案として六十一號東部ヨリ起債ノ業務復興資金ニ關スル件、六十二號業務復興資金貸付條件ニ關スル件、六十三號業務復興資金償還課金ノ件、此の三つの追加を致したいと思ひます、それでは民團長から

○民團長(白井忠三君) 會計検査の報告を

○議長(矢彦澤平司君) 會計検査の報告を一つ

○居留民團會計検査報告

○古田治四郎君 登壇 (拍手) 只今から會計検査の結果を申し上げます、議案にある通り昭和十四年三月十六日、昭和十四年十月二十六日、昭和十五年三月十三日これだけ検査して居ります、その検査の總額は一月三十一日迄の歳計が歳入五百九十二萬八千五百四十七圓四拾七錢、歳出五百二十一萬九千八百八十一圓九拾八錢になつて居ります、此の内特に出上りして置かなければならぬと思ふのは例の佐藤事件であります、あの一萬八千四百七十三圓を昭和十四年十二月十五日附監督官廳の認可を得まして豫備費から雜支出に振替へて一萬五千四百七十三圓拂つて居ります、三千圓餘るのは佐藤の實父より三千圓の賠償金がありましたから一萬五千圓の振替になつて居ります、十三年度に於て費つた電氣代金が九千四百五十九圓〇二錢であります、これが滞納して十四年に延びました、十四年十二月十五日監督官廳の認可を得て一萬五千四百七十三圓拂つて佐藤事件に費消したものを本検査の中から抜きまして監督官廳の認可を得

(10)

て全部支拂ひが終了致しました、その他別にこれといふ異状な點もありません、検査の結果至極適當だと思つて居ります、そのほかにもう一つ最近三月二十三日備品検査を致しました、それは共立病院所謂公立病院、第一小學校だけで時間が無いので見なかつたのでありますが、御承知の通り公立病院は移管されて間がないので水害後の整理が著々進捗して居りますが、之等私等の思ふ域に達して居りません、併し職員各位も亦民團當局からも相當要求された見えて居ります、最近全部備品台帳も完成し各部屋に何が有るか部屋毎に完成するこゝになつて居ります、そうしない公立病院の備品といふものは不明瞭なものであると思ひまして検査致しました、第一小學校の方は相當な不足があるぢやないかと思ひましたが、道に學校だけありまして大差なく、水害で流失したものが幾分ありましたが、これは已むを得ないものだらうと思つて居ります、その他不足のものは民團の方に要求して補ひをつける様にして居ります、殊に兒童の手工に要する材料にしまして、水害の爲に錆を起して居る鑄造品を全然使用不能だと思ひます、これは甚だ、時局柄の言葉を使ふ權ですが、矢張り事實がなければいかぬだらうと思ひまして、現品を持つて行つて引換へにした方が宜いでせう何でも不足々々といつて持つて行くより使用に堪へない事を成可く明かにして引換へにして貰つたら却つて手工材料は完備して生徒も喜ぶだらうと思ひまして置きましたその他別に變つて居るものはありませんが以上御報告申し上げます

○昭和十四年居留民團事務報告

(9)

○議長(矢彦澤平司君) 民團長の事務報告を

○民團長(白井忠三君) 恒例に依ります昭和十四年度の事務報告を申し上げますのでありますが今期の民團に於きまして諸般の事情から圖らずも多數の提案を致さなければならぬこゝになりましてその提案は殆んど行政全般に亘る問題を各々で居りますので十四年度事務報告書に記載致しまして、御報告申し上げました點は夫々の議案の際に御質疑にお答へするこゝに致しまして此際の説明を省略させて頂きました事務報告書に無い三の件だけ申し上げたいと思ひます、第一は新聞等に於て既に御承知ではございませうが二月三、四、五の三日に亘りまして青島に開かれた民團、民團聯合會の結果であります、大體に於きましては各地民團の極めて熱誠なる賛同の下に、各民團に共通して居ります難問の解決に何つて適切な研究を遂げられました、その結果目下青島の前參事會長の津下信義氏を主席東京委員を致しまして當地からは田中參事會、上海からは民團副議長、北京からは民團議長といふ四人の東京委員及び事務員が東京に寄りまして夫々運動致して居ります、聯合會上に於て決議されました事項は大部分教育費關係のこゝであります、教育費の計上に於きまして是非共政府が各小中學校、各諸中等學校の教職員給與、本俸手當、年功加俸等の全額を國庫で負担して貰ひたいといふ決議になつて居ります、それから臨時部に於きまして學校の新設に伴ふ臨時部の費用は最少限半分以上國庫で補助して貰ひたいといふ斯いふ請願を致して居るのであります、その外三の補助問題でありますが大體新聞で御承知の

(11)

事と思ひますから省略致します所が教育費の補助金問題は既に昭和十五年豫算は過日帝國議會に決しまして今更此の追加豫算をお願ひするこゝは事實上難かしい問題でありますので此の聯合會議で決定致しまして、將來教育費に對する國庫補助をお願ひするのは、昭和十六年度からお願ひする外ないといふ實情であります、從ひまして政府の豫算編成期は六月から翌年度の豫算期にお入りになるこゝに關係上さうしても十六年度に於ては願出を貫徹せしめる爲に具體的に十六年度に於ては臨時費、これを計上して各地で御補助をお願ひする様な必要上、本年度第三回聯合會議を開く必要がある、こゝに先般青島に於ける申合せになりました、其の第三回聯合會議は従來の關係上、上海の方では是非自分の方でやつて貰ひたいといふのでありましたが偶々青島に會合されました民團、民團の大多數が北方、華北の民團、民團であつた爲に自分達が上海に出掛けるのは非常に不便である爲に出来れば矢張り天津で開いて貰ふこゝにしたい、こゝに斯いふ様なこゝになりまして、では地點、開催期は上海、天津兩地で相談して決めるこゝになりまして、先般當地の參事會の方々にお願いしました結果、大體五月三、四、五の三日間天津に於て第三回聯合會議を開くこゝに就ては上海の同意を得るこゝに致しました、且下此の折衝致しまして御相談致して居ります、これは事務報告に上つて居りません、以下の最も重要問題に致しまして其の外今後民團行政の施設をこゝに斯い様な考へを當局は持つて居るかこゝに就て申上げるのであります、是又豫算に多分に關係を持つて居るので改めて申上げる迄も

(13)

なく豫算案の條項に於きまして説明申上げます、そのまき御質疑にお答へする機会があると思ひます、豫算に全く關係の無いと思はれるものに例の防護團のいふ問題があるのですが、是は一昨年来防護團を結成して出来て居ります、これは民團の事業ではなく民團で取敢へずその結成までの面倒を見て居つたのであります、然るに防護團のいふものは其の後内地に於きましては警防團の名前が變りまして、當初の防空専門の防護團以外に警防團のいふ字も加へた警防團に内地の方では改組されて居ります、恐らく當地に於てもそういった意味の改編が必要であると思はれるが兎に角此の問題は三年越の懸案でありまして、是非本年度内に完成を圖りたいと思へて居ります、その外これは豫算に計上されて居らん爲に相當の御議論があると思はれます、御承知の通り當地の住宅難緩和に對する民團の施設であります、實は十五年度豫算編成に當りまして此の點も夫々に研究致しまして何と申して二十戸でも三十戸でも民間に貸出し得る住宅を建築致したいと思ふので色々研究致したのであります、如何せん現在の建築費を以てします時は民團が借入れた金を何年かに返す、それに何分かの利息が附く、此の計算の下に假に十五年賦ならば十五年賦で十五年で返すものを家賃を取入れ様いふことになりまして非常に高い家賃が算出されるのであります、これは現在領事館からも家賃の値上その他に對する統制をお圖りになつて居る際、如何に新築費が莫大に高くなるから云つて従來六十圓で貸して居た程度の家賃を百二十圓に爲すといふことは民團の計算では暴利でないでもないものであります、一般家賃の市價をその爲に悪

(14)

い影響を與へるまいふことがあつては面白くない、といふので只今申上げる様に何年賦の金を借入れて建て資金の回収するまいふ住宅建設は遺憾ながら實行難いまいふことに決定致しました、但し數年前から持つて居ります、民團で持つて居ります淡路街、住吉街にかけましてのアパート並びに宮島橋向ふのアパートは之等は幸ひにそれ程家賃が高くならん當時建てましたので之をそれの借入金の期限が幾分かづゝ償却されて居りますがその方のものを將來建てますの打つて一丸としてそれに対する資金の借入れを致しましてそうして長期の償還の契約も出来ませうならば其の全體に這入つて来る家賃をその長期借入金の支拂ひに充てる方法に依れば假に百圓で貸さなければならぬ計算が出来て居るものと一緒にして借入金の償却額を算出するにすれば安いかは可能であります、そういった方法に依り計畫を改めて建てまして、此の民團には間に合ひませんが近き機会に臨時民會をお願ひしましてその席に御提案申上げて、住宅問題緩和に多少の貢献を致したい、斯ふ考へて居ります、これは團營住宅の豫算の所で申上げて宜いのであります、當然現在の住宅難のいふ問題から生ずる御質疑も考へられますので豫算に計上してございませうから申上げる次第でございませう、では御質問に應じてお答へ致すことに致します。

○五十嵐重吉君、只今承つて居ります、本年中の事務報告は何にもない様に私は承つて居りますがこれで事務報告は終つたでありますか、民團長にお伺ひしたいと思ひます。

(15)

○民團長(白井忠三君)終つて居りません、御質疑はさん／＼質問して下さい、私の方から説明することは時間の節約上報告書に書いてありますから省略致します、又各議案の所で、議案の所で御質疑にお答へすることになりますから何分六十三件の提案であります、毎日まあ十五件づゝやつて四日掛る譯ですが、相當皆さんに永い時間御迷惑を掛けたい様に私の方からお分りの問題を一つ一つ説明するまいふことは省略するまいふことで、一つ一つ説明すれば事務報告を御通讀致された方には餘計な説明だといふことになる様に思ふ考へます、さうぞ御質問の點は仰言つて頂きます。

○五十嵐重吉君、案件が六十三件あらうと七十件ありませうと、敢えて四日間の會期が五日にならうとも私は差支へないと思ひます、假初にも一年の計を樹つてある通常民會であります、それに對して餘りにも民團長は此の事務報告に書いてあるから、スズいふことを仰言いますが餘りにも不親切な様に私は思はれます、報告書には有るにはありますがさうか、之に對して説明を一つ一つお伺ひしたいと思ひます、その點に對しては御質問申上げるかも知れません、一つ一つ之を短時日の間に見れば仰言つても仲々面倒であります、さうか一年間に出来ました事貴方の存じて居られますこと範圍に於て私はお聞きしたいと思ひます、さうか親切に仰言つて頂きたいと思ひます、(「無用」を呼ぶ者あり)

○水瀬三吾君、私は之を讀んで参りましたので又朗讀されますことは私にまつては甚だ不親切であります、私に對しては、或は讀んで来た方には親切な方法で議事の進行を願ひたいと思ひます、

○森川照太郎君、豫算の事務報告の中重要な問題は豫算其の他に夫々關係があるからその場合に説明しやうといふお話であります、これは一週前に配られた報告書を読む者は讀んで居りませうからそれ以上は質問に入つてから逐條審議して頂きたいと思ひます。

○五十嵐重吉君、民團長何かお話しありませんか。

○民團長(白井忠三君)私の方からは此の問題はさうなつて居る、此の問題はさうなつて居るかといふ様な御質問を願ひたいので、その廣範なものを端から御説明せよといふ御質問では既に四十五番から六番からも反對の御意見表示がある様であります、私としては多數の皆様の御意志に従ひたいのであります。

○五十嵐重吉君、昔て今迄の通常民會に斯くの如く簡單にして終つた事務報告は聞いた事がありません、その點さうか御考慮なさつて親切に私は報告して頂きたいと思ひます、第三者の方が反對される様な事を仰言つても、それを聞かなくとも或點に於ては調べて居りますけれども、分らない點が澤山あります、森川君、水瀬君は全部お讀みになつたか知りませんが全部眼を通されることは仲々なからうと思ひます、その點に對して今少く親切に御説明願ひたいのであります。

○民團長(白井忠三君)説明さうして之を一項目づゝ説明した前例もございません、これは私の方でその主なるものと思はれるもの五つなり六つなり取上げて説明するまいふのが従來の例であり

(16)

りません、私に對しては、或は讀んで来た方には親切な方法で議事の進行を願ひたいと思ひます、

○森川照太郎君、豫算の事務報告の中重要な問題は豫算其の他に夫々關係があるからその場合に説明しやうといふお話であります、これは一週前に配られた報告書を読む者は讀んで居りませうからそれ以上は質問に入つてから逐條審議して頂きたいと思ひます。

○五十嵐重吉君、民團長何かお話しありませんか。

○民團長(白井忠三君)私の方からは此の問題はさうなつて居る、此の問題はさうなつて居るかといふ様な御質問を願ひたいので、その廣範なものを端から御説明せよといふ御質問では既に四十五番から六番からも反對の御意見表示がある様であります、私としては多數の皆様の御意志に従ひたいのであります。

○五十嵐重吉君、昔て今迄の通常民會に斯くの如く簡單にして終つた事務報告は聞いた事がありません、その點さうか御考慮なさつて親切に私は報告して頂きたいと思ひます、第三者の方が反對される様な事を仰言つても、それを聞かなくとも或點に於ては調べて居りますけれども、分らない點が澤山あります、森川君、水瀬君は全部お讀みになつたか知りませんが全部眼を通されることは仲々なからうと思ひます、その點に對して今少く親切に御説明願ひたいのであります。

○民團長(白井忠三君)説明さうして之を一項目づゝ説明した前例もございません、これは私の方でその主なるものと思はれるもの五つなり六つなり取上げて説明するまいふのが従來の例であり

ます、重要と目される事項は今回民會に提案されて居る議案があるものであります。例へば婦人病院問題、斯ういふことになれば婦人病院に關する提案がありますから其の時に説明するのであります。療養院の問題がこれに於いては、その時々に説明する。一般的説明を致しても明瞭な明後日の晩なり其の事を議する時に新しく御出席の議員に懇話しのない様に思ひ出して私に不親切に申上げて居るのでなく、寧ろ民會議員諸君の方に餘計なお時間を費やさない様に申出て居るのであります。不親切と仰言ふことは甚だ迷惑であります。貴方が此の點を質疑したいといふ點があれば、御質問願ひたいと思ひます。唯だ數頁に亘る此の事務報告を端から説明して行くといふ、それは從來の例もありません。私の考へで説明申上げることは今度議案に提案してあるからその場合に其々の御説明を申上げる、そう申上げて居るのであります。誤解のない様に願ひます。

○五十嵐重吉君 私は敢て誤解を起して居りません、例がないと仰言いますが假初にも今迄の通常會には事務報告は一時間以上も費やされて居る様に思つて居ります。併し敢てそのしきたりで御説明を仰言らんといふならば之以上追求しお願ひ致しませんけれども私共ならば報告に就て一言申上げます。本年の一月十五日の臨時民會のことであり、私は不幸東京の方に旅行して居りましたので参列することが出来なかつたのであります。その時に業務復興資金、水害復興資金の對策に御出席なされた山田榮治君、小澤昇君、河外御努力なされた森川君に感謝の決議を致された

(18)

様に聞いて居るのであります。それを偶々後月丁度今日であります。二十六日臨時民會が開かれたその時私は申し上げ様と思つたのであります。山田君に止められて申上げませんでしたが今日改めてこれを申す機会を得た事に幸に思つて居ります。時廿六日に私が山田君の所に所用があつて参つて居つたのです。参つて居りました所が一つの包みを山田君の所へ届けられたのであります。その時山田君は丁度領事館方面に出て居りましたので不在でありました。今少しして歸つてくるといふのでお待ちして居りました。その時一つの包みを或るボーイが持つて参りました。それは何であるか、兎に角預つて置かうといつて私が受取り支那人を歸したのであります。其處へ山田君が歸りまして聞いて見た所がこれは我々の代表として選抜した山田君に、水害對策に對する復興資金の請願に行かれた感謝状でありました。假初にも感謝状なるものを支那人のボーイにチットアツクに挿んで、餘りにも儀禮心の外れて居ることを、民團事務局の最も無能なることを發見したのであります。恐らく民團長はお氣付ならなかつたかは知れませんが、併し事務局の失態には甚だ恐入つたのであります。此點に對して民團長は何とお詫びされるか、假初にも感謝状であります。ボーイ如き者にチットアツクに挿んで出すなど、恐らく儀禮精神に外れて居ることに驚かされるのであります。此點に對して民團長はさういふ氣持を持つて居られるか先づお伺ひしたいと思ひます。

○議長(矢澤澤平司君) これは私からお断りしたいと思ひますが此の感謝決議といふものは民會

(19)

に出しまして議長の名前で出て居ると思ひますから私の方でもさういふことの傳達方法に就て御一任願つて居り、若し五十嵐議員のお話の様なことがありますならば私自身手落ちがございますから茲に遺憾の意を表します。尙ほ今後は民團當局と緊密な連絡を取つて御申出の様な事を再び繰返さない様にしたいと思ひます。

○五十嵐重吉君 能く分りました此の質問中に今一問お訊ねしたのであります。斯く今迄の民會中に色々な法規、條例斯ういふものを頻りに提出されて居るにも拘はらず、その係が居らないならば未だしもの事居られるにも拘はらず未だに訂正されて居らない事が深山あります。如何に御多忙なるかは知りませんがさうか此の法規及條例は變つた度に必ず抉む様に出来て居りますから、我々それを信じてものを踏りたいのである、さうかその點お氣を付け下さんことを希望するのであります。

(20)

○早瀬精一君 事務報告に就きまして民團長は五十嵐議員の逐一説明をいふことに就て、前例がない、無論前例はございせん、併し事務報告に書いてある通り殆んと言ひつくしてあるからそれを讀んだ人には分つて居るだらう、質問があればそれに就て説明するからと言はれて事務報告を一顧の下に終つた前例もこれは無いのであります。茲に最も大切な事がある特に説明しなければならぬことがあるならば民團長は進んで一つでも二つでも乃至は五つでも六つでも説明された方が議場の平和の爲効果的でなかつたかと思ひます(ひや〜)今後さうか

前例を破らず、前例に倣つて、特に必要なこと、報告しなければならぬことがありましたならば無駄も分りませんが前例に倣つて説明して頂くのが我々議員としての念願であります。此の事務報告の中には民會議員として参事會の決議に参列したくない條例がありますから、これで宜いかは存じませんが、吏員の旅費規程等は居留民團の經費を以て支拂つてゆくべき性質を持つた金であります。此の決定に勝手に決つて事務報告に出して此の議場で決を致しました。が此の吏員旅費規程は然も五月何日から施行することに依つてそれに依つて民團長始め各吏員の方々が各方面に旅行されて居ると思ひます。此の計算は結果に於て民團支出に影響して行くのであります。之を事務報告の一片の書類に入れて片附けるといふことは聊か不當ぢやないかと思ひます。此點に就て少々お訊きたいと思ひます。

(21)

目すべき事項が發生して居ります。これは即ち臨時民會を開きましてその都度民會議員諸君が慎重に審議して決定した事項であります。然もそれに關聯した事項が此の民會に提案されて居ります。實業復興資金といふ様な四百圓も借金を此の民會に何にも出て居ないならばその請求を報告するのが順序ですがそれに關聯したものが問題に出て居る。その時に成行を御説明申上げれば宜いと思ふ様考へからで、決して事務報告の幾つかを省略して呉いものに蓋するといふ様な考へは毛頭無いのであります。此の點は參事會の諸君も特にお諮りして、六十四件ある提案の上に例年の如く一時間も一時間も事務報告に費すそれに對する質問がある。初日の今日は外の問題に入らない。こゝにそれはその後の日程の議案の時に十分説明することが出来るから餘り長く説明しない様にいふ御注意があつたので先刻の説明に止めたのであつて如何なる問題でも總豫算の問題で總豫算案の問題として出て來ます。只今の早瀬君の問題の旅費は何故民會に諮らずに出したかといふことを仰言つても、車賃の給與相程、臨時手當といふ様なのは民會の御協賛を経ないでも參事會に御諮問して決定し得るので、何故學校教職員の出したかといふこと、學校教職員に關してはさうしても民會にお諮りしなければ決定出来ない。御説明申上げられると思ひます。全般に亘つては豫算案のところで全般に亘つて御質疑申上げられると思ひます。その意味に於きまして他に御質疑がなかつたならば御承認御決をお願ひしたいと思います。

(22)

○勝田重直君 只今淳々事務報告の御報告について御説明がありました。事務報告を豫算中に御報告なさることは有り得べきこと考へられませんが、それは無論例には違ひありませんが、豫算中に兩方の一方を事務報告中に承認し一方豫算案を認めるといふ様な事はさうも形式として甚だ面白くないと思ひます。それで我々として結局承認を留保するといふ様にして次ぎの議案に入る外ないと思ひます。

○志村正三君 只今民團旅費規程の事が出ましたが此の内に民會議員の旅費といふ様なものが加はつて居ります。民會議員として旅費を買つて出ることは恐らく無いだらうと思ひますが、特に民會議員といふものの旅費規程が加はつて居る以上、民會議員の資格に於て私は多少不満があると思ひます。參事會員を一等申し民會議員を二等の乙と斯ういふ様に區分して居るといふ様な事は時に民會議員が參事會員と一緒に旅行しなければならぬ場合があるとした場合、假定した場合に片方は參事會員、片方は民會議員の旅費をこれ文差別を附けることは果して適當であるかさうか此處に就て御意見を承りたいと思ひます。

○民團長(白井忠三君) 勿論適當であると思つて決めた。各地の例もさうであります。

○勝田重直君 これを一寸見ましたので此の中に民會議員も含んで居るのでございませうか。これは民團吏員並みに取扱ふ。民會議員を吏員並みに取扱ふことではあります。此の規定は内部のみ規定ならば内部の規定で宜いと思ひます。併し民會議員を含んだ規定であると思はればこれは

(23)

條例でなければ不可なりと思ひます。民團吏員は内部を構成して居るものであつて、我々は吏員でなく、民團を構成するから一分子には違ひないが外部的なものであるから之等は規定を設けらるべきものでなく條例で規定するべきものであると思ひます。民團長の御意見は如何でありませうか、無論御意見はその通りだつたやうが。

○民團長(白井忠三君) お訊ねでもありません。その考へでやりました。

○古田治四郎君、それは民團の内部關係と外部關係をさういふ具合に考へられて居りますか。その規程と條例の差別、若し條例だすれば民會の議決を経なければならぬ、規程だすれば此の參事會に民團長が諮問されて議決されたものを、それで採決されたものを規定すれば宜い譯で、此の通り規定すれば宜い譯で、即ち規程と條例の區別は私の知つて居る範圍では、民團内部の關係と外部に亘る事項を區別し規程と條例に區別された様に考へます。これは總括的に申上げただけに過ぎません。さうするにこれは全部内部規定だに見られて制定されたものに違ひありません併し此の中に居留民會議員か或は調査委員を含んだ機構は是等は全部分としての内部、全く純粹の内部關係として條例で規定されたのですかその邊明白に御答辯願ひたいと思ひます。

○民團長(白井忠三君) 無論名譽職の皆さんが民團吏員である様な失禮な事は考へて居りませんが又外の人を考へないのでから名譽職の民會議員なり民團議長なり民團副議長なりの民團の事務遂行上のお手傳ひをして出張して頂きます之に對する規定は民團内部の規定として決めることは

(24)

差支へないと思ひます。斯ういふ解釋の下に致したのであります。學校の先生は同じく一面から民團吏員の一部を申しますけれども其の資格に於て民團吏員と違ふのであります。是はさうしても民團の條例に依て監督官の認可を得なければならぬ、民會議員といふ資格は民團の内部的なものではありませぬ。斯ういふ一つ振返つて居留民の内部に於きましては、その御資格は名譽職であります。その名譽職の御出張の場合にその程度の旅費を差支へない、斯ういふ一つ考へて決めた問題であります。

○志村正三君 今の民團長の御説明に依りますに民會議員といふものの資格を決める上に於て内部的なものであるからして、いふ解釋で參事會だけで宜いといふことになりませうか。私は一應民會議員に諮つて後に決める可きものであつて、參事會をこれは勿論仕事の性質上一級上げた所に加へるといふことは或は至當かも知れないといふ風な感じを勿論持たせませうけれども、併し民會議員と參事會員を同じ欄のところに持つて行くことに依つて(ヒヤ〜)民會議員の我々が旅行させて貰つてその時に多分の旅費を頂く。我々その意味で云ふては居りませぬ。民團長は觀念的に若し誤りの點があつたならば訂正して貰ひたい。又此の質問と同時に五十嵐君の質問された答に對し私は聊か不満を申上げたと思ひます。先づ此の旅費規程の問題は民會議員といふものが之に加つたといふ點に此の席上に於て説明し又解釋を求めると至當ぢやないかと思ひます。

此の點に就て私は頗る不滿に思つて居ります、もう一つ民團吏員の年功加俸といふものは茲に事務報告にあります、今年功加俸の事柄に就ては一度も相談に與つた事は無いこれも相談する必要はないか、参事會だけで決られると仰言るならば或はそれ迄かも知らん、併し斯ういふ様な新しい事柄が加つた場合に此の席に於て此の事務報告の一部として新たなものに對して説明を加へるといふことが親切である、又議事を進める上に於て却つて簡單であつたんだやないか、斯ういふ風な意味に於て五十風君の言はれた事柄に對して私は賛成するものであります、此の年功加俸といふものに對して一應説明を願ひ度いと思ひます、

○民團長(白井忠三君) 最後は仰言つた事をもう一遍願ひます、

○志村正三君 年功加俸のこの規定ですな

○民團長(白井忠三君) 民團議員と参事會員に等差を附したさいふこに御同意の様であります、これは天津の民團議員諸君こそは全くの手續當りで歳費といふものを一文もお取りになりません、これは内地の市會議員は歳費を若干お取りの様であります猶ほ参事會員の旅費は市會議員より餘計取つて居る、斯ういつたことありますので出張して頂く兩者の間に等差を附けることは一般の觀念からは御相談して斯ういふことを考へなければならぬ性質のものぢやないか私共は考へたのであります、年功加俸は新しく決めたから何故民團に諮らなかつたか斯ういふ御議論は、そうなれば民團の執行行政全部民團に諮らなければならぬといふことになる譯であります、事變

が起つて臨時手當を吏員にやらなければ吏員は困る、物價騰貴で困る、それで新たに臨時手當を遣つて頂きたい、臨時手當は執行機關が施行規則に依つて許された、豫算の一ある限りに許された範囲であります、従つてそれは参事會にお諮りして、此の状態に於て斯ういふ様にしたい、といふ風にお願ひするのであつて、年功加俸の問題もそれと同じ様な意味に於て参事會にお諮りしたことであつて、新しく決めた事だから民團に諮れといふ御説はこれは一寸根本的に執行機關と議決機關との権限の範圍を越える問題でお引受出来る問題であります、

○志村正三君 今民團長の御説明は、私は別に茲で又民團に諮れといふことではありません、斯ういふ風に於てこれが加つてある以上、之を一應事務報告に於て説明しろといふ意味です、もう一つ民團長は市會等の歳費といふものを額に取つて、それなるが故に市會等に於ては参事會員と一般市會議員との間に區分があるから此の天津の民團に於ても區分して宜い、それが一般的の觀念である、斯う仰言いました共、我々は所謂名譽職であると同時に一文の歳費も貰つて居ない皆手辦當で甘んじて大事な暇を潰しても所謂民團の爲にといふ意味で我々全部勉めて居る、斯ういふ風な心持で、市會議員の歳費を額が爲に、又市會に出ることに依つて何か自分の利益を計らうといふ風な不純な、まあこれは市會議員全部がそうやありません共、斯ういふ風な、民團議員は一つも斯ういふ意味に於ける我々民團議員の此の資格といふものは實に市會議員あたり歳費を貰つて居る連中に比べて洵に羨しいものである、斯ういふ風な氣分を民團當局者に於て

は買はなければならぬ、我々の氣分を買つて居つて斯ういふ様なものを決められるならば、我々の、お互の我々の氣分にピンと来るものがある、市會に於ける斯ういふ歳費を貰つて居る連中と同じに我々を見るといふ點に於て、頗る我々異なつた所の見解であると思ふのであります、

○古田治四郎君 今丁度一年功加俸といふことは事變手當とか臨時手當とかの意味ですか、それ共年費が多くなつたから遣るのですかその所を一つ御説明願ひたいと思ひます

○切役(宮家壽男君) 年功加俸の規程を定めたのは五年以上の勤続に對して幾ら、十年以上の勤続に對して幾らと一般吏員の勤務を出るだけ水く民團に於て勤続せしめるといふ一種の獎勵であり又永く勤務する者に對して之を賞するといふ意味に於て此の規程を設けたのであります、これは五年以上以上對して俸給に從つて幾ら十年以上は幾らといふことに決めたのでありますからして、物價騰貴に依る一時の手當と違ひまして、その資格を有する者は在職中それを有することに於て居ります、

○古田治四郎君 年功加俸といふ名目は單に獎勵項目と心得て居りますが此の年功加俸を給された場合、給された人が退職する時はその加俸の金額を支給されるのですか、それ共一時的なものですかその點を一寸伺ひたい

○切役(宮家壽男君) 辭められた場合はその退職資金を給するといふのですか、辭めてはもう既に給與がその時から給與で無くなり思給ではないのであります、

○古田治四郎君 年功加俸といふものですね、學校の先生なんか辭める時には恩給に何分の一か加算することになつて居ります、警察のお方の功勞賞等あれも恩給に加算されるのであります、だから民團吏員は斯ういふ場合年功加俸は退職資金に加算されるかどうかといふことをお聞きしたいと思ひます、

○切役(宮家壽男君) 加算されませんが、退職給與資金は欠張り年功に應ぜられまして永くなければならぬ程率が良い様になつて居ります、年功加俸はそうではありません、

○古田治四郎君 先程から事務報告で大分色々話がありますが、これが我々が希望するところであり、斯ういふ様な年功加俸は家族手當、それに今の旅費規程、之を規程にしたから出す、これで宜いぢやないかと言はれますが、茲だ民團長の行き方は不親切な行き方の様に思ひます、今度斯ういふ規程を設けるに於て此の條例は斯ういふことを説明して頂く、斯ういふことは質問しなかつたが宜かつたのであります、これは規程だから上げたといふ言はれても、豫算に入つて豫算の決議を経なければいかぬ、斯ういふ場合には規程だから宜いと言はれても、規程で何ぼでも決められた場合は豫算に非常に影響して来るから一應は民團議員にもう少し分り易く説明して頂くのが親切だと思ひますが、尙又旅費規定の甲の方の仕度料といふのがありましたが、此の仕度料といふのは民團長或はその他高給吏員の人が日本からお出でなさる場合に仕度

料が要るのでせうけれど、民會議員が初めから日本から就任して来る者は居りません、民會議員は全部當地で當選するから此の支度料は要らないと思ひます、此の項目で見ると日本で當選してくれば非常に良いといふことになり、斯ふ思はれませんが此點如何ですか、民團長、助役、會議員は要らない、参事會議員は要らない、斯ふ思はれますが此點如何ですか、民團長、助役、會計主任その他支度料は要らないか、全部民會議員、参事會議員の方に遣はす御言ひますか、その點如何でございますか

○民團長(白井忠三君)さうも少し向はつて居るのぢやありませんか、民會議員が日本で當選される理窟はありませんし又民團で御願ひすることはありませんが、假に日本にお出でなされる人に民團から御赴任をお願ひすることも旅費は出しません、従つて仕度料といふ内地からなり滿洲からなり發つ方の仕度料であつて當地に赴任される民會議員の選任された方の仕度料を出すといふことは無いのであります成程古田君の御言の通り私共事務を取扱つて居るのだから此問題も斯ふいふ所でお答へでも申上げることが出来るのであります、それでなくとも新しい規程を設けた場合説明すれば宜い御言ひましたが私はその規程を決めたといふ行為にそれが良いか悪いかがいふ御議論が先刻からあります、それは出来得ることであり、斯ふいふ規程を決めた事をそれで何故報告せんか御言ひますけれども、それが年功加俸といふことであれば豫算のところで御覽なさるに分りますやん御言ひます、年功加俸が出て居ります、年功加俸は從來にはないもので豫算のところで出て居ります、これはさういふもの、斯ふいふ經過に於て先刻助役から説明がありました様に年功加俸を決めました事も此の事變の爲に物價が騰貴して手當て居りますがその手當で追付かない、相當長く居る人で、天津の事情に通じた人が他處に引張られて行くといふ心配のある今日、勤続の永續性を望む上に於て年功加俸の制度を設けたといふこと、参事會の方々も至極御賛成で決つた譯であります、私が勢頭に申上げたのは總て關係の豫算の事項、若くは計議案なり色んな所に今年の議案六十幾つ出で居ります、一つ々々民會議場で説明申上げなくとも勝田君の言はれる通り留保して説明も出来ず、留保してもちつとも差支へない、留保して議案に入つて行くけれども無論差支へありません、事務報告といふものは事後承諾を求めたものでなく承りいふ形になつて居ります、必ずしもその事務報告の中に間違つたことをやつて居つて小言を聞いて將來憤みますと申上げただけで取消されるものでもありませんから承認を留保して頂いて進行を圖り後で承認されて頂いても少しも別ひません、便宜上此處で説明しても新しく出席した議員は新たにそこで質問が出る譯でありますからそれ／＼關係議案であるからその場で御説明申上げたいのでありますからその邊さうも誤解の無い様に願ひたいと思ひます

○勝田重直君、只今の民團長の御説明は何かお考へ違ひぢやないかと思ひますが承認であつて承諾ぢやない御言ひます承諾と承認は同じことでは我々は之を承認し承諾を與へることが出来ず、

尙不承認し行政行為の取消を要求することも出来ず、さうも仕様がな、やつた事は仕様がありません、さうも濟みませんと觀念的にさういふお考へで御言ひます往々過ちが起る、私が茲で旅費規程で申上げた點も或は八つ當りに當る様にお考へになるかも知れない、併し此の儘通されるといふことになると此の規程はさうなるかお手盛で内部で決めてしまつて自分のお手許で旅費を決められるといふこと、もつと明瞭に明かに條例に規定されたら如何ですか、私等が云ふのはそれらでそれがお分りにならなかつたといふことは餘程これはさうかして居ると思ひます、第一今の御説明の如きは甚だ貴方の不謹慎極まるものです、私は貴方の悪い所がありましたら無／＼行政行為の取消を要求しますよ、何かお考へ違ひぢやありませんか

○民團長(白井忠三君)さうも考へ違ひして居らない心算ですが、
○勝田重直君 さうか御説明願ひます、今の承認關係ですなあ、我々が不承認を與へた場合に民團長はさうしますか
○民團長(白井忠三君)それは個々の場合でなければお答へ出来ないですなあ、一般的に衝に當らないに分ります、承諾と承認の區別を申されたが法規上事後承諾を求めべき事項事務報告に依り報告に依り事後承諾を求めた事項、これは別だ申上げたのは、事務報告は報告をして直ぐ承認を受ける、それから専決處分をした場合のもの、これは事後報告すべく事後承諾を得べきで事務報告の事後承諾の無い爲に取消さなければならぬ事項といふものは私は無いと考へて居ります

○高木翔之助君 私は民團長に質疑を申上げたいと思ひます、會議の勢頭に會計検査員の古田君から會計検査の報告がありました、一昨年昨年中に起つた民團吏員中の佐藤某の公金費消問題が耳に止つて居りますが、之を古田君の御報告に依りますと一萬八千にがしといふものを費ひ込みして居る、それを三万圓は實父が之を辨償して居る、その残の一萬五千にがしといふものを豫備費の中から雜支出して居る斯ふいふ様な御報告がありました、此の公金費消問題といふことは申す迄もなく民團長並びに助役、或は會計主任といふ様な者が夫々の監督者であつて、それに就ての部下の行為に就ては當然責任を負ふべき立場に立つて居るのぢやないか考へて居ります或はさういふ風な義勇が法規上なくとも、道德上監督者として監督の失態に於て監督上の責任者は之を辨償する意思があるか否か、或は此の……(この前の問題は済んだよ)「豫備費支出で以て」「二回の臨時民會で決つた」(三呼ぶ者あり)
○民團長(白井忠三君)これは臨時民會で決つたのであります
○高木翔之助君 私はそれに出席して居りませんでしたから、それはさうも……決定して居ることを蒸返しはやりません、取消します
○早瀬精一君 發言を求む
○議長(矢野平司君)今の御質問の點は前の臨時民會で済んで居りますから、貴方は御出席になつ

て居りませんが一應済んで居るに過ぎませんから一應まきいで此邊で閉じ願ひたい
○高木翔之助君 只今は出席して居りませんが此の決定した事を承知しなかつたのでありますから一これ就ての質問は撤回致します此の事務報告といふ種な事にも私は先刻から前二者の質問者に依り色々不審がある様ですが私の見解を申し上げます、我々事務報告といふものを申し上げますと前通常民會から今次の通常民會迄の間の事務を一應民會に、各種の事務を一應報告するこゝまであつて民團長の御説明があつて、今後の議案の説明と、さういふ風にしようか、今後の議案の説明と既に往の事務報告は概然分けてお通りになることが通りかまらぬかと思ひます

○民團長(白井忠三君) 將來の議案の説明は無論致しませんが、將來に關聯して居り今迄さうして居るかといふことはその時説明する機会がある譯で、過去の説明はしない、將來の議案の説明だけしかないといふ意味ではありません、同じく繼續して居る問題もありません、新しく起つた問題もありません、同じ議案の中に關聯事項があるからしてその場合に御説明の機会があること申上げた次第であります

○古田治四郎君 先程の民團長の御返答に決して私は拘泥し皮肉つて居りません、眞面目に聞いて居ります、仕度料……條例を考へ斯ういふ様な規則は減多にありません、それから今の年功加俸に就ては古い人が過るので、物價が高いからこの御説明がありましたが、さうするといふのは年功加俸は何が爲にか分らない、新舊並行で生活に對しては、年功加俸も出ます、貴方は我々の爲で給與を長くしたいといふので、その名目をつけて出さるゝのぢやないかと思ひます、いふ様に考へます、もし少しづつ減らして御説明をなさるゝに説明して居りたいと思ひます、私は年功加俸を減らすの思ひは思ひます、斯様に條例を考へて行つて何か御説明してやう何か多くしてやらうと思ひます、斯ういふ思ひは段々なさらんでは本務を擧げずして臨時平定も検討になつて宜いと思ひます、斯ういふことに對して、御説明がありましたが、もしも斯ういふ點に就て御説明を別にして頂ければと思ひます、尙ほもう少しお伺ひします、その御説明に於て一々御説明されることは此の大なる意見を以て多く以上は審査委員を以て之に對する譯であります、民團長の御説明をお伺ひしたいと思ひます、若し委託になるならば、その委託には従つて分りますが、此の御説明は御説明をなさるゝに、又、若し委託を附けられれば、いかに思ひますから、御説明を御説明になるには、御説明を願ひたいと思ひます、

○民團長(白井忠三君) 何れも御説明を願ひたいと思ひます、

○古田治四郎君 茲の議案の……を提出する……事務報告の中に切つた規則を説明してないから斯ういふ質問を出したのであります、決して民團長に對つて非難の意はありませんが、理するに……御説明は御説明をなさるゝに、御説明は御説明を願ひたいと思ひます、
○民團長(白井忠三君) 何れも御説明を願ひたいと思ひます、

○民團長(白井忠三君) 審査委員に附託する前に第一審會に於きまして、審査委員に附託した場合でも全般に亘る質問懸念が起る譯ですが、私の方から、これは斯うだと思ひますが、例へば今迄年功加俸はないが何時からいふこゝも、お分りにならない方が質問して頂く、例へば今迄年功加俸はないが何時から付くのだと思ふ、斯ういふ御質問の制度を設けた理由を説明申します、此方から、事務報告に出て居るから、新しい御質問を一つ説明して豫算に入つた時にも先刻來度々申上げる様に事務報告は終つて居るけれど、今度これはさういふ譯で作つたと同じ様な説明しなければならぬ、只今お互に時間の節約の意味に於て、關係各部に於て關係各議案は説明したいと思ひます、審査委員に……いふのは私一個の考へとしては、此次御出席の率が悪い、四十名の定員の中の……五名は欠員であります、三十名の御出席は御出席を得られない、豫算審査委員の定員は別であります、けれども、四十名中少く共十八名位で審査委員を作る譯であります、全部出席の方に豫算審査委員になつて頂いて、全部審査委員で逐條審査を願ひたいと思ひましたら大變都合が宜いのではないかとと思ひます

○古田治四郎君 結局同じことぢやありませんか、却つて複雑になりやしないか、豫算の……行つて一つ……事務報告しなければならぬのは複雑ぢやないかと思ひます、

○民團長(白井忠三君) 豫算の……へ行けば……

○古田治四郎君 それは見解の相違だから仕方がないが私はさう考へます

○民團長(白井忠三君) それは見解の相違だから仕方がありません

○古田治四郎君 事務報告が豫算と一緒になると却つて複雑になると思ひます

○議長(矢野源平君) 事務報告は事務報告として先きに承認を與へた方が善事進行上順序が好いと思ひますが、民團長に於ても皆さんの御質問の點は懇切丁寧に申上げる、いふことではありますから御懸念があつたら且體的に議員諸君の方から懸念がある點を逐條御質問に依り議事進行したら如何ですか(「ヒヤ」「ハヤ」「賛成」など呼ぶ者あり)

○五十嵐重吉君 貴方の御言ふ通りやつて居るぢやありませんか、私は少しづつは質問を進めて行きたいと思ひます

○議長(矢野源平君) 議論を繼續し……いつてありますからね、

○五十嵐重吉君 その通りいつたら困るでせう

○早瀬精一君 旅費規程にありますが、民會議長、副議長、事務委員、居留民團長、居留民團長は各名譽證の權限に附して一等車の旅費を頂くといふ規定が出て居ります、民會議員は乙の規定で給與するといふことになつて居ります、民會議員の我々は個人の旅費ぢやありません、説明を申上げると、さういふ天澤居留民の代表費であります、皆々の民會で民團長は項目がある故に、項目があるに申されて居つたのであります、我々民會議員の場合旅費を頂いて旅行する様なことではあります、一等乙の旅費に民會議員の名前を入れて頂かずに御説明して頂きたいと思ひます

すこれは居留民の名譽の爲に申上げます。(ヒヤヒヤ)

○五十嵐重吉君 旅費の問題で色々紛糾して居りますが、恐らく此の旅費規程の一等甲の日當二十圓、宿泊料二十圓、恐らく日本帝國に於ける親任官ですらも旅費は二十圓であります。私はその様に存じて居りますが、假初にも天津の民團長がその通りの親任待遇の旅費を受けることは聊か憚越ちやないかと思ひます。尙ほ旅費規程は民團長の獨自でお作りになつた事は私は明瞭に知つて居ります。それを参事會にお諮りになつて自分で列記されたものを参事會員諸君は御承認なされたのであります。私が私先き程申上げました通り、日本政府に於て、親任官でさへも二十圓程度であります。どうかその點でなすつて幾らでもお下げなされる事を希望致します。

○早瀬精一君 民團長如何ですか、民會議員を此の旅費規程から取除けるお考へはありますか
○民團長(白井忠三君) 考へて居りません、民會議員にお願ひしなければならぬ場合も起ると思つて決めて居ります。併し早瀬さん御一人の御意見でなく、民團長は手辨當で行け、旅費規程から除いて行けと仰言ればそれは参事會に掛けて除いて差支へありません、一個の御意見でして只今五十嵐君の御希望の如きは私も御返事申上げかねます

○五十嵐重吉君 御返答してくれと思ひます、民團長は機構改革されて上京されたのであります、此の十月の確か廿一日だつたと思ひます、民團長は機構改革されて上京されたのであります、此の機構改革と共に成程系統的な此の機構は成程立派に出来て居ります。出来て居りますが唯だ一項だけ疑問を持つのであります。これは會計主任の下に會計課あり、會計課のその下に出納、用度係をくつめて居る。これは如何なる會計事務所に行こうと思つたことは無いのであります。之即ち此の機構改革に於て停止せられたと思ひます。謂はば民團に於て不正問題が能く起る一因の起るの起る此處であります。斯ういふ權を廢たたらなく機構改革をされる。これは民團長の無能振りを隠して居られることと思ふのであります。如何なる會計事務所に行くも斯ういふ規定は見たことありません。此點訂正される御意向はありますかお伺ひしたのであります

○民團長(白井忠三君) 今一寸お聞きなされたい。其の點がどういふ風な規定のあることを聞きました
○五十嵐重吉君 そういふものがありますか、何處に、一用度係を出納をくつめて居るものが……
○民團長(白井忠三君) あります、それはくつめて居ります。會計課の中に用度係を含めたものがあります。「ありますか」と呼ぶ者あり、大連市役所にもござります。改める考へは持つて居りません

○五十嵐重吉君 併しこれは成程若しそれが有る。すれば恐らく當民團に於ては斯ういふものは分難されるが私は妥當ではないか
○民團長(白井忠三君) 御意見は何つて置きます
○五十嵐重吉君 何つて置きます、民團長は去年まであります、恐らく一成程昨年の水害の爲に事

(38)

(37)

務は續けられたてありませう併し最期、今暫くすれば三十五年迄なる様な状態であり、毎年々々斯ういふ様な事を繰返されて居りますが一體何時出来る予定でありますか明確に出来る明日を豫めはつきり何時頃出来る豫定か御聞かせ願ひたいと思ひます

○民團長(白井忠三君) 本年度内には必ず出来る心算であります。遅れた理由は五十嵐さんは殆んご毎日の様に事務所へお出でになつて居るから
○五十嵐重吉君 そう皮肉言はんでも宜いぢやないか
○民團長(白井忠三君) 恐らく御承知になると思ひますが主任の松田君が、不幸にも奥さんが東京で怪我された。か色々な事で度々内地に歸られまして遂にそうして辭めました斯ういふ様な譯の理由に依りまして非常遅延し、その點申譯ないと思ひます、本年度は印刷費まで豫算に取つたと思ひますから本年度中に印刷が終るものと思つて居ります

○古田治四郎君 これは事務報告に無いかも分りませんが例の管外土地の貸下げであります。之に餘り八割の規則が出来たのですが、あの規則を守らうと思つれば、本當は守り兼ねる。いふのは物價が高くてどうしてもゆけない、併し一方民會議員してゐる爲に、民會議員からいふ規則を守り兼ねる。いふ非難を受けては不可んと思つて取消したのであります。あの規則に適應しない場合嚴重に御取締になつて、十五年の何時迄に工を起して三階に建てない、未だ平屋だ。いふことは萬々ならうと思ひますが、此點に於て此の席上から傳にあの取締規則を御實行なさることを希望致します

○民團長(白井忠三君) 御返す、實は詳しくは貴方の御政治的たいを心細くして居ります、直ちに民団が土地を空けて土地を貸下げない。これは民團の目的である。ところが申して居る。一階の住宅難緩和を目的とする。ところが申して居る。住宅難緩和も申して居る。本年は着手するが三階建てから本年三月迄に竣工する。それからから貸して居る。いふ御相談があれは之を聞くと。さしやうかといふ第一の腹案として考へて居ります。理屈になつてしまふか知りませんが私の方は貸した方から地代が入るのであります。一日も早く住宅難の緩和を圖りたいと思ひます。一日も早く竣工して貸したい。爲め今年一杯の竣工を延期にして居ります。住宅の方はそれで無論敷金の中込みで貸付を全部終ると思ひますが、再補の方は、建設費のある爲に今年山代のお話しになる方が各方面にも有る様であります。その場合改め建設費、期間を假し、もう一年延ばす。いふことに就て、まあ皆さんの申込みを受ける。いふことにし、いふ所無論現在決めた規則を執行する積りで、審査して審査を終りますれば例々に御相談し、自分のところは恐らんそれや止める。一つ一つ御事情を伺つてその上で考慮したいと思ひます

○古田治四郎君 ついでにそれからお伺ひしますか、今の民團長の御返答は餘り知られてない、私は斯うした遺事して居ります。若しも今民團長の収入を圖る上に於て、借手が少い時に於ては、一年中の條件附を借られるならばその旨を傳へても宜いと思つて居りますか

(39)

(40)

(41)
○民團長(白井忠三君) かまいません
○古田治四郎君 此の席上でお伺ひしたいと思ひます、知つて居つて来ないのは悪いと思ひますか
ら、それぢやその様にします、

○民團長(白井忠三君) さうぞ
○勝田重直君 民團では此の第一線に出て居る皇軍慰問を度々色の機会に於て度々行はれるので
ありますが、それらの何處へさういふ工合にして慰問されてゐるかその前況を察しお伺ひした
いのでありますがこれは成る可く詳細にお願ひしたいのであります

○民團長(白井忠三君) 最近の日本陸軍記念日の慰問の状況ですか
○勝田重直君 陸軍記念日はかりでなく方々へ代表を出して居るではありませんか、吏員の方々が
此の慰問に行つて居るでせう

○民團長(白井忠三君) それは最近では陸軍記念日だけではなく、前は別ですが、最近に於きまして
は……
○勝田重直君 最近の慰問では陸軍記念日だけではなく、係りの者が前線に行つたのは陸軍記念日
○民團長(白井忠三君) 細いのは記憶して居りませんが、係りの者が前線に行つたのは陸軍記念日
だけしかないとせう、國防婦人會とか在郷軍人會とか一緒にあつて遣つて居りますから

○勝田重直君 軍の行動に何か秘密にあらざる限り報告があるだらうと思ひます、その都度お返り
は……

(42)
慰問の行動を察して居るのではありませんか
○民團長(白井忠三君) それは探つて居ります、それは傷病兵の列車が着きますか英海軍の列車の通
過する時にはそれ／＼その都度お返して居ります、

○勝田重直君 その外駐屯されてゐる部隊に對しては時々慰問に行く様なことをされておられません
かどうですか、その點
○民團長(白井忠三君) それは相當度々遣りませんが最近は大體國防婦人會と在郷軍人會の方が遣
られます、但し全國の部隊が常駐で郷土部隊といふ様な形と赤十字隊の寄つた部隊が此處で
創立一周年記念日といふ様な事を挙げて居ります、寄つた部隊に對しては郷土部隊は慰問
の上で慰問を致して居ります、例へば第一が、日空を往來する小川部隊の創立記
念日、昨年秋だつたと思ひますが、その時は慰問致しました、その次は大本部隊
の此の日の記念日に當りましてその時は慰問致しました、最近では清水部隊が同じく創立一周年記
念の式典を挙げられましてその時には兵隊さん全部に贈物致しましたさういふ様な事はして居り
ました、

○五十嵐重直君 今皇軍慰問といふこと就て一々気が付きました、何れ審査委員會も聞くだ
らうと思ひますが其の時に氣は盡しく申上げたと思ひますが、さうか私が民團長にお願ひする
のでありますが、それの場合さうか頭に入して欲しいと思ひます、その時に委

(43)
しく申しますから、今貴方の云つて居られる、その時に話するといふことを仰言います、其の時
までお預けて置きます、さうかお忘れなく、一つ

○早瀬精一君 民團長は就任以來三年間を通じて随つて見てみますと是といふ施設もなければ恐ら
く其日暮しの様な觀をさせられて居るのでありますが、社會施設に於て今少しく頭を使つて頂い
たらさうかご存存するのであります何故かとなれば年功加俸も物價騰貴対策その他我々議員は吏員
諸君の増給を冀ひ少く共餘力を生じてくる様な生活の程度に迄レベルを上げて頂きたいといふこ
こは豫々お願ひして居るものでありますにも拘はらず當地の此物價騰貴に對して何等の対策を講
じられたといふことを伺はないのであります、洵に残念な事ご存存する次第であります、抑々天津
の市中に魚屋、八百屋の如き個人經營の店が各所に有るのであります、點から衛生上海に不潔千萬
向は各自がさういふに有る爲に隣同志の物價の比較をして見ることが出来ませう、言ひなり放
題に、一本五錢と言へば五錢で買つて行かなければならぬ今日の情態にメリケン粉が高い爲に
萬事に影響して殆んど物價は天井知らずさういふ騰つて居りまして台所はS.O.Sを叫ん
で居る今日であります、之を一方社會施設に頭を用ひられて市場を經營するといふことに頭を致
されたならばこの位市民は喜ぶこととせう、市場を一つ所に集中致しまして、隣で競争させ
て騰が玉子五錢で賣ればその隣は四錢五厘といふ風に一つ所にお客が寄つて來れば安い所に客が
集り一定の相場に落付くぢやないかと思ひます、只今の價にも所に散在して居りましては様々の如

(44)
きも物を入れて掛けて居るか掛けるまいか分らん様な掛け方をして、掛けてみればこれ二十
錢ちや三十錢ちや支那の八百屋に吹かれ放題に取られて居るのであります、斯いふ點を省み
ます時に百萬圓なり二百萬圓なりを此處に資金を投じて此の市場の經營に全力を注がれ居る民
會所の安定に資せられたらば民團長はさういふ位はご存存する次第であります(ヒヤ／＼)
(拍手)さうか一應落着いて此の物價騰貴の經營を考へられ、市場を開設され市中に散在して
るのを、一つ所に集められて民團が統制の下にこれを經營をしてゆかれるといふことは最も望下の
急務ぢやないかと思ひます、此點特別にお願ひ致して置きたいと思ひます、殊に此項あ
たりの法にばつ／＼暖かくなつて行きますと子供を外に出さなければならぬのであります、公園
といふ公園はありませんし、草花を植へるにも温室が無くならぬ今日、此の世帯を見ても
さ民團で千何十萬圓といふ着入豫算を計上して居られる、之等の點は時局柄も少し社會の爲を
念ひ、居る民の爲を念ひ、する可き事、第一にさういふに氣を使つて頂きたい次第であります
も、一つ申上げたいのは此の天津の街の町名野地の無名であります、洵に複雑多岐、所々に建つ
て行つたに耐々、各縣を付けて行つたものが今土地が荒かつた處か租界に宮島街、海防街の隣
りの土地を知るにこの出来なない状態であります、これは土地課金乃至土地の整理上直ちに町名を
定むることはいきまゝに其の後の後進上、整理を公け、專ら町名が定むる順序の町名を
改定すること、必要なきぢやないかと思ひます、それに舊地を順よく掛け替

昭和十五年第三十三次居留民會通常會議速記録

へて頂きたいと思ひますこれを特に御注文申上げる次第であります、それから先きの豫算の所でも出て参りますけれども共物價騰貴で喘いで居るのは民團委員のみでなく我々も同じことでありまして殊に酷いのは巡捕であります、各方面では事變手當乃至加藤といふものを色々増やされて、より良き生活を奨励すべく御考慮して頂いて居りますが、此の租界の安寧秩序を保つて行く警備員たる巡捕四百三十五人に對する過般の増給は殆んどその用を爲さず、メリケン粉十六七圓の相場になりました今日何事かをしなければ御飯が食べられない状態になつて居るのであります、是れ最も憂慮すべき状態ぢやないかと思ひます、此點に就て當局にお願ひ致したいと思ひます、併しメリケン粉が高い間でもメリケン粉の一俵位臨時手當としてメリケン粉そのものを御與へして頂くならば巡捕の氣持も生活を安定させる上に於て最も効果的ぢやないかと思ひます(拍手)此の點でどうか一つ御考慮願ひたいと思ひます

○古田治四郎君 眞制實施に就て、眞制が折角布かれましたが、未だ町會の方へ活動してない所が相當あります、町會ではそれで眞制が有るか無いか分らない様な状態でありまして折角眞制を布かれた以上はもう少し明瞭にもつて活用されん事を希望して置きます、次に物價調整に就て、天津の日本租界、日本租界のみは相當に高い様な物價が澤山あります殊に飲食物、食料に就ては最近の話ですが北京は相當調整されて砂糖一斤六十錢になつて居ります、天津は一斤一圓十錢

から一圓二十錢で居る北京が安いといふことは事實の如きぢやないか、これは民團當局に於かれて、監督官廳御協力の下に我々居留民が安住に居る出来ることを御研究願ひする次第であります、又一つ現在定りつつあります物價相場であります、これは古田議員は御承知であります、何年か前鐵道が狭いのに非常に困る兩が降れば雪が降して一人通れない所には鐵道を敷かないことを決議して民團當局で問題になつたのであります、近來又鐵道に街路樹をさし、植えて交通が不便であるに拘はらず穴を掘り放し、此の木が大きくなつたならば、可憐に芽を出したら抜き取らなければならぬものが居るぢやないかと思ひます、今植えて穴を掘りかけてありますから、此の鋪張道路には街路樹は必要ないぢやないかと思ひます、これは御参考までに申上げて置きます、

○早瀬精一君 發言を求む
○古田治四郎君 それからも一つは自動車の車庫が足らん爲に道路に置く、之は此の前にもお願ひして置きましたが、私の入口に三間も四間も場を取り、ごつちが自動車が分らない、一海も整理が付かない、おまけに其處へ自動車の泥を落とすのです、車庫を造らない自動車の何ぞか車庫がなければ許さないことにして、若しもどうして許すならば車庫に入る敷を許すといふことに、昨年水害前に私の家の庭先に築つた際にしても死傷者がなかつたのであります、斯ういふことのない様子を運給を願ひ御努力の上なるべく早く此の事成らぬ様に御注意

申上げて置きます、

○早瀬精一君 只今のお話しを途中からお伺ひしましたが、街路樹に就きましては昔の参事會員時分に街路樹の經費といふのが有つたので、是は植えるかと言ふ事、抜くんだといふ話して、以ての外だ街路樹を青いものを見せるといふことは最も必要である何故抜くのかと伺ひました所が人道が狭くて二人並んで歩けないといふお話しで狭い人道に街路樹を植えても宜いぢやないかといふのであつたのを、抜くより其の經費を掛けて是非これは植える様にしたいといふのが、私共三日天下の参事會上に開陳したのであります、是は見解の相違申しますか、知りませんが、人道を手を引いて歩く様なことは無い、それ故に樹を植えて青々市街を繁らした方が良いぢやないか、そういふ様に何處迄も信じて居ります、此の點古田議員から御参考までに希望條件として出たてありませうが私は將來共此の木は抜かず益々植えて市街を繁らして頂くことを切に希望して置きます(「同感だ」と呼ぶ者あり)

○龜澤省朝君 私も只今の早瀬議員、古田議員の御説に重複の嫌がありますがお伺ひしたいと思ひます、これは只今の町名番地の問題であります、現在に於ける町名は全く複雑な感じでありまして例へば松島街に濱路街の番地があり、住吉街に伏見街といふ様な番地があるのであります、殊に新しく来た者等は實際に迷つて居るのを見受けるのであります、これは何か方法を設けてもう少し分る様に改正する意思が有るものでせうか、お伺ひしたいと思ひます、

も一つは市場の問題であります、此の問題は私も豫算案の場合にお伺ひしたいと思つて居りましたが只今早瀬議員からお話がありましたので、お伺ひしたいと思ひますが、公設市場の必要に就ては今更だ必要は無く、殊に現在居留民が大津を望んでんさん殖えて居る時代に於ては全く必要な施設なのであります、殊に物價問題は現在斯くの如きであつて、既い所や高い所も有る、實に風であつてこれは民團から指導して物價問題を調節することが必要であつて、その上から云ひましても公設市場といふものは全く必要な施設ぢやなく、かゝるものであります、今更だ必要なんか見てみますと一千何百圓といふ様な老人豫算になつて居りますが是れ對する施設といふものは豫算に全然缺けて居る様に思ひます、之に對して民團當局は何か御計置でもあつてせうか

(「休憩したらどうか、限りありませんよ」と呼ぶ者あり)
○民團長(白井忠三君) お答へ致します、市場の問題は非常に重要な、あります、是れ當局で取りたいと思つても各種の經濟統制の關係から監督官廳の無効同意を要します、民間だけで計畫は出来ません、従つて勿論私も市場委員の一人として設置の必要に就て全く御同意です、唯適當な場所を構へないといふことが第一豫算の備ひであります、最近に北京の方面の委員だと思ひますが更に一つ、もう一つ強力な物價統制委員會が出来て居ります、その意味に於きまして當然何市場といふ問題があつたので、今更だ必要は無いと思ひます、

な市場であります、あれは當時の委員会で急用に出たので最近今一つ官公署の真中に小賣場が出来ることになって居ります、その他卸市場は民間にして計畫致して居りません、番地の變更は痛切に必要を感じて居ります、一つ茲に非常に六ヶ敷の問題は所有權、つまり不動産の登記して居るその標示を變更することでありまして法律上非常に面倒なことである様です、その點法律顧問の方に研究を託して居ります、これは非常に面倒なことで、従來の住居一、番地の一を淡路橋の一番地の一に變へる不動産の標示を變へることでありますが丁度これは人間の名前を變へるのと同じ様な譯で

○早瀬精一君 登記の方は登記の方として置いて通稱何稱か
○民團長(白井忠三君) それがお話の一つの方法だと思ひますが
○早瀬精一君 そうでもしなければいかぬ
○民團長(白井忠三君) 十分研究してみます、町名番地が無いといふことは古田君からも仰言いましたが、町内會があつて派が一向動かないといふことは風が未だ整頓しませんが、整頓する様に居ります
○議長(矢澤澤平司君) 大分熱心に討議して頂きましたが速記者も疲れて居りますから此邊で十五分間ばかり休憩致します
休憩 午後九時五十分

(50)

再開 午後九時二十五分
○議長(矢澤澤平司君) それでは別議を開會致します
○早瀬精治君 私は議に一寸一言お聞かせしたいと思ひます、常程前か五十嵐君でなかつたかと思ひますが、その御議論の中に民間の無能な言説が、その言説があれは、一寸速記者の方にねじまじらと聞かされたら話であり、私、民間は無能かも知れませんが、若し五十嵐君が果して馬鹿が無能だと信ぜられれば、その議論に同じ工賃が必要があるやないかと思ひます、併し、而して五十嵐君が自分論議で、或しての言葉であつたら其の用言は、一、能く考へて頂きたいと思ひます、更に議論に於て我々議論に於て全う無能な言説動作等ありましたならば無能な民間長といふ言葉が議事録に廣く残つて居りますか、此は民間の品位を下げますと思ひます此の點に於てお話し致します
○議長(矢澤澤平司君) 貴方の御説の様な言説が五十嵐君の發言の中に有つたか否か記憶して居りませんが、豫て民間の品位といふことに於ては我々としても微力を盡したいと思ひます、尚ほそのいふ御言に於て今後議論も御力願ひたいと思ひます、答辯を終ります、尚ほ別議について何か御意見ございませんか
○五十嵐重吉君 注の事務報告の中に著者意欲の同言があります、官公署の事務「マテリアル

(51)

線を敷設したのでありますが之を完成するや道路工事は民間がやられた様に書いてありますが何かその點電政總局に話合ひになつてお通りになつたのであります、總工費五千二百四十八圓八十五錢になつて居ります、此點如何なる方法に依つてお通りになつたのか一寸一言お伺ひしたいと思ひます、三百四十八圓です
○早瀬精治君 發言を求め
○議長(矢澤澤平司君) 一寸お待ち下さい
○早瀬精治君 私はさつきり結末が付けているので再考をお願ひするので
○議長(矢澤澤平司君) 一寸お待ち下さい
○民團長(白井忠三君) 一體この電政總局の方で、これでも、試つて仕事を造るのが從來の例であります、これでも、試つて仕事を造る、せめて付いて行へるものなりと思ひますが此點に於ては是非分りません、實は土木課が病氣で休んで居ります、今明日には出ると思ひますが出ませんならば説明を聞いて明日御答辯致します
○早瀬精治君 先程私は空想を申しましたが若し無能なる民間長といふ言葉が議事録に残つて居るましたら甚だ遺憾に思ふ、その點に御注意を喚起したいと思ひます
○議長(矢澤澤平司君) その點は速記者を御見見してからにします
○早瀬精治君 も一つの方法としてその事柄を取消し出来ませんか

(52)

○議長(矢澤澤平司君) 五十嵐君にお訊ねしますが發言の中にさういふ話があつたと思ひますそれを取消す御意思はございませんか
○五十嵐重吉君 自分はさういふ風なことを言つた様な記憶はありませんが、若し有りなれば深く撤回致します(拍手喝采)
○早瀬精治君 先程公設市場の話が出まして、民間長から反對するお言葉が出ましたが、民間には一體公設市場を造る意志がないのぢやないか、斯ういふ風に感じられるのであります、その公設市場は民間の生活に甚だ深い影響を及ぼすのであります、民間長として適切な所を處置に依つて日本租界に於ける物價が非常に下がることが出来得るならば大衆は非常に利益である、又我々民間長に致しまして今日の如き諸君が非常に高いといふことは非常なる生活の脅威であります、もう、而から考へますならば入道的の問題である斯うも謂へるべきであります、我々供給生活者並びに大衆は民間の如き大きな豫算を持つて居る同の團體に於ては物價が高くなつてくれれば夫れに對して臨時手當を遣ふとか或は色々の名目の下に之に對して手當を遣へて居るのであるが、中以下の會社並びに單なる所の供給生活者、我々は斯ういふ風に思ふに遣ふことが非常に少いのであります、斯ういふ點を考慮して民間の如く公衆、大衆の利益を目的として總ての行政を執つて居る所の機關に於ては先づきに斯ういふ豫算に於ては考慮しなければならぬ、又之に對して多少の豫算があると思ひます、是れは斯ういふ豫算に於ては考慮しなければならぬ

(53)

らぬと思ひます然も支那人の常食とする所のメリケン粉の騰貴、暴騰、斯ういふことに對して支那人大衆が非常に生活の脅威を感じて居る、斯ういふ風な場合に此の價格を引下げてやることは社會問題であり又一方に於て人道問題でメリケン粉の騰貴の爲に餓死した所の支那人が日方ある斯ういふ事實を我々が知る場合に、我々日本人の中にもメリケン粉に直接關係なくとも斯うの如く諸物價が高いといふことに依て日々の養育その他の問題に於て間接に死んで行くところの者があつたらぬか、此の事實は何を物語つてゐるのであるか、これは母乳が十分足らない、或はその母であるところの、乳を補給する所の母の養育が悪い爲に脚氣だとかその他の病氣を持つて此の乳兒の養育の不足を起してこれ死ぬ者があつたらぬか、未だ斯ういふことが有り得るのであります、斯ういふ様な事實をまご／＼事務報告の中に見る場合に於て私共斯ういふ問題を殊に慎重に考へなければならぬと思ふのであります、私は養育の臨時民會に於て、義務教育者の授業料停止といふことに就ては勝田君から意見を述べられ之に就て養成の意見を述べました、此の問題は單なる五十錢の授業料の問題でなくして、民團當局の誠心子供を持つ所の親切といふものを感じてみられたらば五十錢の問題ぢやない、此の民團の各一般大衆に對しての事實生活といふ關心を持つて見られるといふ感じを以て一般民衆に持たせるといふことは五十錢に代へら

(54)

れない利益が民團にあるぢやないかと思ひます、又斯ういふ風な公設市場問題にしても授業料問題にしても、民團當局者の大衆生活といふことに對して關心を持つて置くといふ事實を持つて居るのであります、もう一つは此の民團保健の衛生といふことに對して最近相當な關心を持つて居る、最近行はれるところの若くは防疫の衛生といふことに對して三子岡の補助を出して民團が主體となつて、高力して目的を十分に達せしやうとする事に出られたといふことに對しては我々民團當局として民團當局者の持つべき責任を十分に盡すものではないかと思ふのであります、これは單なる事情であり、我々同僚の將來といふものを考へる時に國民の健康といふことに對しては我々が責任を負ふべきことであるといふことが、我々同僚の責任であるといふことが、現在此中結構問題、花柳病問題に關して、五成以下の乳兒の死亡が非常に多い、今日外國に於ては五成以下の乳兒の死亡が世界一に日本人が多い、斯ういふ事實は文明國の日本人にして最も悲しむべき事實である、我々として對して大いにならないところの關心を持たなければならぬ事實であります、斯ういふことに對しては我々も民團當局者として、行政に携はるる者として斯ういふ方面に入らざる所の關心を持つて來共に斯ういふ國民保健衛生といふことに就ては十分なる所の働きに當らざる所の經費の支出を願ひしてしまふべき次第であります、且施設に關聯致しまして斯ういふものには對してその當事者が非常なる努力を拂ひ、又自分の仕事として非常なる關心をもち、場合に応じて各關係方面に連絡を爲つてその施設の全からん爲に努力し

(55)

て居るのであります、斯ういふ事實を私等として此の當事者の努力に對して満腔の敬意を表すると共に此の婦人病院の完成が一日も早く完全なるものが出来て之に依て花柳病を出来るだけ撲滅し得ることを切に希望して已まない次第であります（「六番」を呼ぶ者あり）意見としてそれだけ申述べます

○森川照太郎 市場の問題に就て色々御希望がありました、民團當局に於て今日までに十分研究になつて居ることは存せられますが、夫れを造るからいつて麥粉が下がるといふ程の大きな働きが市場を造ることは考へません、然も小賣市場が非常にデコボコがあるとか、秤が非常に不均等で且つ不正なものが多いといふことは確實な事實に相違ありません且つ色々の物資の供給の圓滑を確保するといふことも可成り必要でありますから若し市場を設けられたならば斯ういふことは防ぎ得るべきでありますから民團自ら經營されるなり或は小賣を他の機關に造らせるなり、それから市場といふものは色々造り方がありませうから、現在の事情、當地の事情に即したる市場の適當なる方法を立案されて色々當地の問題として計畫しやうと思へば出来ぬことは無いだらうと思ひますから出来るだけ早い期間に於て、民團に於て調査を進められて何等かの方法に於て是が實現を期するといふお考へが有りますか、民團長にお伺ひします

○民團長（白井三三） 民團當局として固より斯ういふ希望を持つて居ります、但し先刻も申しました様に現在の情勢に於ては民團の個々の働きでは解決が付かない問題であります

(56)

○森川照太郎 何處に支障があるか

○民團長（白井三三） いや支障といふものではないと思ふが、物資の供給といふ大きな機關が北京にありまして、天津に無い分でありまして夫々の物資の供給を回し、物資の供給を回すと同様に物資の供給を回すといふ機關が動いてゐるのであります、昨年來ました物價暴落委員會に於て、物價を暴落する一つの方法として市場を造るといふこと、市場小賣會が出来ました、其の小賣會が直ちに一つ取り行はれる方法として市場が出来たのであります、所が是は何處に支障があるか私共は結論は今申しませんが、市場の建設は外の小賣より高いといふ（「オキス」を呼ぶ者あり）非難を蒙つて居る市場を造つたことは何處に支障が有らぬか、却つて市場が安くないといふことは、市場に於て失突を感じて居ります、大規模の市場を造つて、相當の資金を借入れて入れたいといふことから始めなければならぬのであります、廻轉を任じて品物を売りたいといふだけでは物價の引下げを願ふ効果は限らないのであります、廻つて考へますと中央卸市場を建設に造る必要があると思ひます、魚貝なり野菜なり大賣に輸入して運ぶの方法を採り夫れに附屬の小賣市場に造らせる、此處まで徹底しなければ到底物價の調整は出来ぬと思ひます、成程理想としては一見考へられることではあります、然らば中央卸市場を設け之に附屬した小賣市場といふものは、日本人の居住機關が擴がつてくれば河北にも市場が造り得ると思ひます、日本租界に建設するに當り、中央卸市場

を造るならば百萬圓や二百萬圓の金では出来ないであります。理想としては造りたいといふことは十分考へますが結局現在の民團財政の状態に於ては直ちに手を付けることは出来ないであります。幸ひ民間なり何處なりによりさういふ計畫をお願ひ申すならばこれは満腔の賛意を以て御奨励することに固より吝かではありません。更に進んで申します問題外になるか分りませんが、現在の物價の騰貴といふことが市場が無いからといふ無論簡單なものではありません。「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり、色々複雑な理由の下に高いのであります。複雑な理由を解決するのは市場を設ける必要以上に「勿論」三呼ぶ者あり、その複雑な理由を解決するといふことは當局が非常に苦しんで居られる問題であります。是の第一問題は通貨の問題であります。これが根本原因だと思はれます。通貨の問題が解決しない限りは物を賣出し金を物に換へる傾向が益々ないで益々市場の品物が少くなり、市場に品物が少くなれば高くなる、北京の例を証方のお話の様に六十錢の砂糖が産地から近い天津で一圓二十錢するといふことの總ての經濟の原則から見て欠陥があるか云へば僅に困難な問題の解決を俟つて解決するのであつて、是は私一個の考へまして解譯して居ります。市場を開設したいといふ點に就ては人後に落ちない心算であります。

○森川照太郎 私は市場を造つて物價が下ることは夢にも考へませんが小麥粉の價が下るといふことを期待しないに申上げた次第であります。市場でも市場なるものが役に立ちたいと思つたのが抑々大體さういふ思ひです。私の中におけるのはさういふ形式で、さんだ紙に多つて宜いか良く御研究し有り御座る事には即ち御座る。それに即ち御座る。そのものは大體に下げるが主要商賣をする所までしか考へませんが、それは御座る問題もあるかも知れないが、或は市場を造つた事に依り直ぐ下り得るかも知れませんが小賣市場の非常な内需もあることが出来るし不正な弊を防ぐことも出来るのであります。市場の建設や衛生上の問題も併せて居りますからさういふ形式が良いのか、或は市場の建設はせよせんから良い、御研究になり出されるだけ、幾分市場の建設するに参考を得たいと思つて居ります。それに物價が下るといふ大きな機關の爲に今度の機關に市場を設けて置くこともあつたといふことを言つたが、さういふものは市場が出来るならならば仕方ありませんがさういふものがあつてもその下に於て卸賣市場だつて思ひます。卸賣市場を造り更に小賣市場を造る事か、小賣市場は造るべき方法を見て一段の熱意を以て此の機關を御研究になつて作る所へがあるといふ言明を御座るに宜しい、民間長さういふことを言明して頂きたいと思つて居ります。

○大淵三三君 私は國大の市場に於て卸賣市場を研究して居ります。民間が造るといふことになりませんが、私自身が構るのであります。此の資本利を計算して高價高價を期するところは維持費が併つて大體で幾分安く買れるといふ思ひも、尙や幾分高くなるといふ思ひもありませんが、例へば御座る市場で天津ならばフランスの市場さういふものは幾分安く買れる資本の回収

を造るならば百萬圓や二百萬圓の金では出来ないであります。理想としては造りたいといふことは十分考へますが結局現在の民團財政の状態に於ては直ちに手を付けることは出来ないであります。幸ひ民間なり何處なりによりさういふ計畫をお願ひ申すならばこれは満腔の賛意を以て御奨励することに固より吝かではありません。更に進んで申します問題外になるか分りませんが、現在の物價の騰貴といふことが市場が無いからといふ無論簡單なものではありません。「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり、色々複雑な理由の下に高いのであります。複雑な理由を解決するのは市場を設ける必要以上に「勿論」三呼ぶ者あり、その複雑な理由を解決するといふことは當局が非常に苦しんで居られる問題であります。是の第一問題は通貨の問題であります。これが根本原因だと思はれます。通貨の問題が解決しない限りは物を賣出し金を物に換へる傾向が益々ないで益々市場の品物が少くなり、市場に品物が少くなれば高くなる、北京の例を証方のお話の様に六十錢の砂糖が産地から近い天津で一圓二十錢するといふことの總ての經濟の原則から見て欠陥があるか云へば僅に困難な問題の解決を俟つて解決するのであつて、是は私一個の考へまして解譯して居ります。市場を開設したいといふ點に就ては人後に落ちない心算であります。

○森川照太郎 私は市場を造つて物價が下ることは夢にも考へませんが小麥粉の價が下るといふことを期待しないに申上げた次第であります。市場でも市場なるものが役に立ちたいと思つたのが抑々大體さういふ思ひです。私の中におけるのはさういふ形式で、さんだ紙に多つて宜いか良く御研究し有り御座る事には即ち御座る。それに即ち御座る。そのものは大體に下げるが主要商賣をする所までしか考へませんが、それは御座る問題もあるかも知れないが、或は市場を造つた事に依り直ぐ下り得るかも知れませんが小賣市場の非常な内需もあることが出来るし不正な弊を防ぐことも出来るのであります。市場の建設や衛生上の問題も併せて居りますからさういふ形式が良いのか、或は市場の建設はせよせんから良い、御研究になり出されるだけ、幾分市場の建設するに参考を得たいと思つて居ります。それに物價が下るといふ大きな機關の爲に今度の機關に市場を設けて置くこともあつたといふことを言つたが、さういふものは市場が出来るならならば仕方ありませんがさういふものがあつてもその下に於て卸賣市場だつて思ひます。卸賣市場を造り更に小賣市場を造る事か、小賣市場は造るべき方法を見て一段の熱意を以て此の機關を御研究になつて作る所へがあるといふ言明を御座るに宜しい、民間長さういふことを言明して頂きたいと思つて居ります。

○大淵三三君 私は國大の市場に於て卸賣市場を研究して居ります。民間が造るといふことになりませんが、私自身が構るのであります。此の資本利を計算して高價高價を期するところは維持費が併つて大體で幾分安く買れるといふ思ひも、尙や幾分高くなるといふ思ひもありませんが、例へば御座る市場で天津ならばフランスの市場さういふものは幾分安く買れる資本の回収

を始め考へないで利子が極めて安いもので事業が行はれて居ります。青島ならば所謂日本の市場にして成功して居りますが、これは例外であつて、さういふ風な例外か申しますとあれは多分海軍だつたと思ひますが、海軍當局が一切の建物、地所を提供して居りますので、實情が極めて安い、その爲に此處を借りて居る者が非常に安く賣れるといふ様な實情であります。天津に於きましても成可く安く賣る爲には安い賃で借して物を賣らなければならぬ、その爲には今の民團財政では到底その資力が無いと思ひます。例へば收支相償ふであらうところの公立病院の改革でも、民間長に譲々お願ひするのではありませんが、今度の民會にも提出されて居るのではないで、私には非常に遺憾に思ひますが、あゝいふ收支を償ふであらう公共的内容の物は別問題として經濟的問題を考へても收支を償ふ病院でも何か他處から金を持つてくる、それが非常に困難であるといふ實情では市場等非常に困難だつて思ひます。此點民間當局に市場を造らうといふ意欲があつても、茲に言明することは困難だつて思ひます。その點森川議員の提案されたいといふことは無理だつて思ひます。(笑聲)

○森川照太郎 永瀬議員が夜遅くまでツラツ／＼やつて居ることは知つて居りますが(笑聲) 私は一向それに關係はないので一言も聞かぬといふ出来な話だと思つて眞實一言も聞かぬことにはありません、その方の掩護射撃をやつたことにもありません、休憩中に諸君のお話を伺つてゐるに色んな御注文があるしそれ等は御尤だと思ふ、のみならず私の所へ先日何か云ふ人が飛込んで卸賣市場をやるから賛成してくれと云つて来たたりは市場の知識が無いから云つたがその人は内地の資本を持つてくるか云つて居りましたが例えいから止めましたが永瀬議員の友人でもさういふ考へを持つた人もある、その外にもさういふ考へを澤山持つて居る人がありますから何等かの方法に於て、色々困難がお有りでもせうが出来ればそれだけ早く出来るだけ早い機会に於て實現したいといふことに努力するといふことを言明して頂ければ宜しいと思ひます。造ることを言明してくれと言つて居るではありません、さうすれば幾分民間長さうですか(拍手)

○民間長(白井忠三君) 努力して居ります。

○河合一雄君 前の臨時民會に外地の土地買収の件を聞いた様でしたが、私は火葬場の移轉の事に就て民間長の御意見を聴きたいと思ひます、今の火葬場といふのは非常に人家に近くては人家に近くなつて我々民間のパートに住んで居る者は是れから遠くになるに戸を明ける三人間の奥ひがして来る(「長生さする」と呼ぶ者あり)長生さするかも知れないか可成りするのは餘り好くない、あれは早急移轉して宜い様な民間長の御意見はありますか。

○民間長(白井忠三君) 全く御同意であります、これは是れに近い機會に市場よりもう一つ近々の機會に實現すべく努力して居ります、先般の電のお作りになつた書もありますので、此の御提議が必ずであります、それに基づいて陸續地はややつて居つたのであります、それが當分の差支へが

を始め考へないで利子が極めて安いもので事業が行はれて居ります。青島ならば所謂日本の市場にして成功して居りますが、これは例外であつて、さういふ風な例外か申しますとあれは多分海軍だつたと思ひますが、海軍當局が一切の建物、地所を提供して居りますので、實情が極めて安い、その爲に此處を借りて居る者が非常に安く賣れるといふ様な實情であります。天津に於きましても成可く安く賣る爲には安い賃で借して物を賣らなければならぬ、その爲には今の民團財政では到底その資力が無いと思ひます。例へば收支相償ふであらうところの公立病院の改革でも、民間長に譲々お願ひするのではありませんが、今度の民會にも提出されて居るのではないで、私には非常に遺憾に思ひますが、あゝいふ收支を償ふであらう公共的内容の物は別問題として經濟的問題を考へても收支を償ふ病院でも何か他處から金を持つてくる、それが非常に困難であるといふ實情では市場等非常に困難だつて思ひます。此點民間當局に市場を造らうといふ意欲があつても、茲に言明することは困難だつて思ひます。その點森川議員の提案されたいといふことは無理だつて思ひます。(笑聲)

○森川照太郎 永瀬議員が夜遅くまでツラツ／＼やつて居ることは知つて居りますが(笑聲) 私は一向それに關係はないので一言も聞かぬといふ出来な話だと思つて眞實一言も聞かぬことにはありません、その方の掩護射撃をやつたことにもありません、休憩中に諸君のお話を伺つてゐるに色んな御注文があるしそれ等は御尤だと思ふ、のみならず私の所へ先日何か云ふ人が飛込んで卸賣市場をやるから賛成してくれと云つて来たたりは市場の知識が無いから云つたがその人は内地の資本を持つてくるか云つて居りましたが例えいから止めましたが永瀬議員の友人でもさういふ考へを持つた人もある、その外にもさういふ考へを澤山持つて居る人がありますから何等かの方法に於て、色々困難がお有りでもせうが出来ればそれだけ早く出来るだけ早い機会に於て實現したいといふことに努力するといふことを言明して頂ければ宜しいと思ひます。造ることを言明してくれと言つて居るではありません、さうすれば幾分民間長さうですか(拍手)

○民間長(白井忠三君) 努力して居ります。

○河合一雄君 前の臨時民會に外地の土地買収の件を聞いた様でしたが、私は火葬場の移轉の事に就て民間長の御意見を聴きたいと思ひます、今の火葬場といふのは非常に人家に近くては人家に近くなつて我々民間のパートに住んで居る者は是れから遠くになるに戸を明ける三人間の奥ひがして来る(「長生さする」と呼ぶ者あり)長生さするかも知れないか可成りするのは餘り好くない、あれは早急移轉して宜い様な民間長の御意見はありますか。

○民間長(白井忠三君) 全く御同意であります、これは是れに近い機會に市場よりもう一つ近々の機會に實現すべく努力して居ります、先般の電のお作りになつた書もありますので、此の御提議が必ずであります、それに基づいて陸續地はややつて居つたのであります、それが當分の差支へが

あり今年一杯が来年一杯まで延び延びの心算であります

○河合一雄君 それからも一つお願ひします此間何かで火葬場の薪が高くて火で焼き難いといふ
ことでもあります、これはついでに電氣警備位置して貰へる様な方法にして貰はないでこれから
行く人は非常に不安心だと思ひます(笑)

○民團長(白井忠三君) 移轉のものは電氣警備をしようといふ話が出て居りますが現在在は恐らく資
材を得ることが困難だと思ひます来年度の改築が無論出来ませんとして電氣警備にすることは
一寸實現が不可能でないかと思ひます

○議長(矢彦澤平司君) 御質問ございませんか

○五十嵐重吉君 この市場問題は色々論議されましたがどうか市場を設立されてもされないでもない
らくこれは私確か記憶して居るに依ります昭和十九年迄思つて居りましたが度量衡が
必ず判定されると思つて居ります、先づ物價の調節を爲すに度量衡を定めなければならぬと思
つて居ります、御承知の如く日本租界に於きまして支那人の商人が非常に多い之に對して度量衡
をさうか一つ統一して頂きたいと思ひます、これは自分の希望でありませんが希望と同時に實現し
て頂きたいと思ひます、さうか民團當局に於きまして役所の方で御相談されました一定の度量衡
にして頂く様に願ひします、今一言申上げます、昨年の四月一日でありましたか幅員擴張なる館令

(62)

の御令が出て居ります、併し其の如く租界は狭いものでありまして、それに大きな自動車が多
い道路を通過してゐる、如何にも敷狭な中で進行するに困難な形に思はれて居ります、
夜になるにその自動車も溜つて居る状態に一つ前には道路も通行が出来ない状態に於てあり
ます、自動車を放置して居ることも御察に於て四つ角より何れでも止めさせよと思はれて
居ると思つて居ります、それが何時の間にか今日では立派な道に於て居る状態に於てあります、あの細い
道にはあれだけ深い自動車を通さなければいけません、道路の縮小を決定するに於てあります、これは
恐らく一人の氣持でなく此の附近及び租界民衆の氣持でなければいけません、恐らく此の如く
人口が漸く、人口が漸く増えるに於て非常に危険な状態に於てあります、是は事故があ
る前に一言申上げて置きたいと思ふのであります、それから現在の中原角に於ては道路が交
通整理をやつて居ります、如何にも、甚だ一歩進歩をやつて居るのではありません、だらしな
い見受けられる、あの火葬場問題に電氣警備が出来ないこと、此の交通整理に於ても自動式警備
を付ければ、主眼道路にゴーストツップを建てられぬことを私は希望し是非やつて頂きたい
と思ふのであります、あれは電氣も相成るでありません、かゝりませうか先づ事の無き中にさ
ういふことを實現させたいと思ひます、これは即刻やつて頂きたいと思ひます

○民團長(白井忠三君) 只今五十嵐君の御承知して民會の意思といふことは申されて居りませ
んが大體は同意の事でありまして日頃警察當局にさういふ御内談を致して居ります、御承知の

(61)

通り民團ではさういふ問題でもありません、警察の方にお力に依りて夫々の命令なり夫々の取締
に依る外はさういふ問題でもありません、五十嵐君は警察の方にも能く出入りの様ですから貴方の御
意向を警察署にも仰言つて頂きたいと思ひます、或は民會の多數の意向として領警の方に建議す
る、請願することも良いやないかと思ひます、今中原の前では折角苦心してやつて居りますが
十四年度豫算でゴーストツップの器械を注文したのであります、さうか折角苦心してやつて居りますが
だ着かないと思ひます、着いた場合其のゴーストツップを取付けても何週間か機械だけに委せず
に人間の附いて居つて指導しなければ事故を頻發することを中心されて居りまして豫め器械が据
つた時の整備訓練を今やつて居ります、況んや橋島街は向は狭いので、東京、大阪の様には
進んで半ば廻るのは結局其處で更待つて此方のゴーストツップになった時に進む、あれを橋島街の角で
つたら詰つてしまふ、ゴーストツップでこう行けば橋島街に曲らずに非常に危険です、此處がゴースト
此處から宮島街に向つた奴が向ふから此方に來たのさうな衝突は、その邊非常に訓練して
やつて居ります、これは機械が来てみなければ分かりませんが器械は失敗ぢやないかと思ひます、人
間ですら此方の方から行く奴を通すのを三分置きにやるのを御聞ひしに此方を通そうといふ
ことになれば却つて事故が起るぢやないかと思ひますが折角警察當局で苦心して巡捕を訓練
してやつて居りますから、その内に器械が参ります、來たら先づ中原の角に取付けます、試験し
て結構が良ければ各所に増やしたいと思ひます、經費は大した金額ではありません

(63)

○五十嵐重吉君 私も警察に行つてお願ひします、細い道路にはあれだけの自動車を通さな
い様に、夜になると自動車に車のマークの付いたものもありです、併し作戦上にならぬ影聲
はないだらうと思ひます

○民團長(白井忠三君) その新吉田君が先週御注意なされたのであります、實際警察自動車の
ガレージを建てないで普通自動車があり、ガレージを持つて居つても三分置きが持つて居るは
は外に置き放しにして居るのが相成ります、これは警察の方でも非常に厳重に取締られたこと
もありましたが、さうも斯ういふガレージが無いものだから細い道を追ふ様に、吉田君の前の様に、
彼方に持つて行き比方に持つて行き何處かに置く、これは租界内の家の地味といふことが原因で
ありまして御承知が付き兼ねないのであります

○志村正三君 民團長、先程貴方の答に公設市場が出来ても必ずしも物價は安くなる譯ではない
此の物價の高い理由は色々あると思ひました、成程色々理由はあります、ありますが此の理由
たるや、我々商賣人でありませんが餘り具体的にさういふ理由に申されませんが、常識的に、
私共の家で物を賣つても或る店から買つて三、四十錢、所が車を引いて持つて來るのは同じ物
でも十五錢で買へる、斯ういふ風に色々の物が非常に値段に高きがあるのであります、これは
何故かといへば要するに中間に於ける搾取の商人が非常に多いといふことで物價が高い、或る物
に於て中間のプロカーが利益を高く、不當利益を得る故に非常に物價が高くなる、或る物が

(64)

○五十嵐重吉君 私も警察に行つてお願ひします、細い道路にはあれだけの自動車を通さな
い様に、夜になると自動車に車のマークの付いたものもありです、併し作戦上にならぬ影聲
はないだらうと思ひます

澤山あるのであります。公設市場を通じて直接取引をして供給したならば相當の物が一般消費者の手に運入る。メリケン粉の問題にも斯ういふ風な事案が澤山あつたのであります。私はその事實を数々知つて居ります。これは物價が高い事には人為的に吊上げて居る事いふことも澤山ありますが、斯ういふ事實に照らしてみますと、民間が公設市場を造ることに依つて斯ういふ人為的に物價を吊上げることを防ぎ得る事は信じて居りますが、これは私は商人ではありませんがこれは常識論であります。これは民間長は民間長といふ立場に於て物價統制委員に關係を持つて居ることであります。又民間長なるが故に與亞奉公會の會長を務めて居る。物價統制に就て、與亞奉公會に於て直接大衆と接して居る。此の人の如何に依つては總て民衆の利益のある様に取計ひ、又民衆を率ひられて努力し、不正なる者があれば團體の力に於て之を糾弾し得る立場にあるのであります。斯ういふ様に民間長なるが故に斯ういふ様な仕事に關係が深いのであります。此の、人を指導する立場に有るいふ民間長の立場、大衆の生活といふもの大衆の指導といふ立場に於て非常に關係が深いのであります。であるからして斯ういふ様な方面に於て、もつ／＼關心を持つて積極的に斯ういふ方面に力をそぐと同時に若し斯ういふものを調整する機關の必要があれば此の機關を作り又與亞奉公會の會長として此の事變處理に我々日本國民として常に敢て接して居る我々居留民の立場として聖職目的を完全に遂行する爲に夫々の立場に於ての與亞奉公會として又會長としての指導如何に依つては非常なる

意義が其處に存在するのぢやないかと思ふのであります。これは概念的に民間長に斯ういふ方面には積極的に関心を持つて頂きたい、又努力して頂きたい、之を切に希望致すのであります。特にこの席上で與亞奉公會のことを申すことはさうかと思ひますが民間長は此の會長でもあるのでありますから之に對しては建論に於て非難がありません。併し是の運用如何に依つては事變處理に非常に力になるのでありますから此の點十分考へて頂きたいと思ふのであります。

○議長(矢彦澤平司君) 如何ですか、大分御希望の(「はな」)と呼ぶ者あり) 點がある様であります。さういふ御希望の點は今後豫算その他の所々随時開陳して頂くことにして、事務報告の件は此の場で打切つて改訂の方に移つたら如何ですか(「民間長」)「一、一寸」(「はな」)と呼ぶ者あり) もう後に譲られたら如何ですか

○早瀬精一君 一寸だけ、事務報告の最後の所、一寸だけ、五百四十六頁の所に民團財産内蔵を一寸見て頂きたいと思ひます。財産の所に天津神社といふ建物が載っています。天津神社の土地といふものもありません。この神社に關することは不敏にわたることは言へませんが、天津神社の建物は民團財産として計上して宜いものであります。恐いものか(「何員」)と呼ぶ者あり) 五百四十六頁の六行目、天津神社の建坪一、二、七、六、六坪、金額、萬九千四百圓、五百四十六頁の民團事務所公會堂、俱樂部、公園、圖書館、天津神社といふ項目になつて居ります。お尋ねします。

○民間長(白井忠三君) 早瀬君の御質問は如何ですか、供認して居るから財産目録から除いて

有る可き管だといふ御主旨ですが

○早瀬精一君 そんなことぢやないが、天津神社といふ建物が民團の財産として置くに、民間で借金して若し差押へを食ふ時天津神社の御遺物物が競賣に附されやしないか

○民間長(白井忠三君) それは過去に遡つての話であります。天津神社は供進してしまつた筈であります。建物も敷地も……

○早瀬精一君 供進してしまつて居るものを掲げて居るのは事務當局の手落ちですか

○民間長(白井忠三君) そうです

○志村正三君 事務報告の中に一寸不審の點があります。小學校の中に、各學校職員の中に父兄會長が入つて居りますが何時頃職員になりましたか

○民間長(白井忠三君) 職員として入つて居ります。保護者會長として入つて居りませう

○志村正三君 職員項目の下に學校長、父兄會長とあります

○學務課長(小林博君) 一寸御説明申上げますこれは私共の方から學校關係者として別に出して居つたと思ひますが、此の事務報告を編輯した方が、簡単に認識させる爲に此の下に入れられたのであります

○志村正三君 此の父兄會長保護者會といふのがありますが小學校は大部分父兄會で中等學校は保護者會、同じ中等學校でも中學校でしか何處かは父兄會になつて居る

○學務課長(小林博君) 商業學校は父兄會です

○志村正三君 區々の様に思ひます中學校には保護者會といふ名前をつかひ、商業學校は父兄會といふことになつて居りますが、これは直接民間に關係ないのであります。此の點統一してさういふ世間から見ると一寸變なことを感じられない様に訂正されたら宜いかと思ひます。

○民間長(白井忠三君) 承知しました

○議長(矢彦澤平司君) 今日これで終つたらさうかと思ひます。それでは事務報告の件は皆さん御質問ございませんか (「なし」)と呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) 之等に就て皆さんの御承認を得たいと思ひます

○勝田重直君 議事進行に就きまして、今承認を直ちに與へるまいかと思ひます。これはさうも民間長の言はれる點からすれば未だ出来ないと思ひます。結果に於ては或は民間長の言はれる様な結果になるかも知れませんが、併し我々民會議員責任者として此儘承認してしまふといふことは、此の豫算につれて隨時説明するお話しでした、説明して貰へず此儘承認することは出来ないと思ひます。これは皆さんの御賛成は關はない、私獨りがさう考へて居るのです(「承認々々」)と呼ぶ者あり)

有る可き管だといふ御主旨ですが

○早瀬精一君 そんなことぢやないが、天津神社といふ建物が民團の財産として置くに、民間で借金して若し差押へを食ふ時天津神社の御遺物物が競賣に附されやしないか

○民間長(白井忠三君) それは過去に遡つての話であります。天津神社は供進してしまつた筈であります。建物も敷地も……

○早瀬精一君 供進してしまつて居るものを掲げて居るのは事務當局の手落ちですか

○民間長(白井忠三君) そうです

○志村正三君 事務報告の中に一寸不審の點があります。小學校の中に、各學校職員の中に父兄會長が入つて居りますが何時頃職員になりましたか

○民間長(白井忠三君) 職員として入つて居ります。保護者會長として入つて居りませう

○志村正三君 職員項目の下に學校長、父兄會長とあります

○學務課長(小林博君) 一寸御説明申上げますこれは私共の方から學校關係者として別に出して居つたと思ひますが、此の事務報告を編輯した方が、簡単に認識させる爲に此の下に入れられたのであります

○志村正三君 此の父兄會長保護者會といふのがありますが小學校は大部分父兄會で中等學校は保護者會、同じ中等學校でも中學校でしか何處かは父兄會になつて居る

○學務課長(小林博君) 商業學校は父兄會です

○志村正三君 區々の様に思ひます中學校には保護者會といふ名前をつかひ、商業學校は父兄會といふことになつて居りますが、これは直接民間に關係ないのであります。此の點統一してさういふ世間から見ると一寸變なことを感じられない様に訂正されたら宜いかと思ひます。

○民間長(白井忠三君) 承知しました

○議長(矢彦澤平司君) 今日これで終つたらさうかと思ひます。それでは事務報告の件は皆さん御質問ございませんか (「なし」)と呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) 之等に就て皆さんの御承認を得たいと思ひます

○勝田重直君 議事進行に就きまして、今承認を直ちに與へるまいかと思ひます。これはさうも民間長の言はれる點からすれば未だ出来ないと思ひます。結果に於ては或は民間長の言はれる様な結果になるかも知れませんが、併し我々民會議員責任者として此儘承認してしまふといふことは、此の豫算につれて隨時説明するお話しでした、説明して貰へず此儘承認することは出来ないと思ひます。これは皆さんの御賛成は關はない、私獨りがさう考へて居るのです(「承認々々」)と呼ぶ者あり)

(69)

○議長(矢彦澤平司君)大分此の問題に就て時間を費しましたから之以上また色々な御希望が御質問が来ても時間を取るに御希望の點は此の次の機会に譲つて頂くことにして、勝田議員御自身さういふ御説を取られるならば採否決定しても宜しうございますけれども、此の事務報告は此邊でけりをつけたいと思ひますが

(「異議なし」「承認」を呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君)それでは多數御賛成の様でありますからこれで承認を得たことにしたいと思ひます(「無暗に承認出来ない」「實際だらしないぞ」を呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君)それでは時間も大分遅くなりましたけれども議案が大分残つて居りますから議事日程に這入りたいと思ひます、(「まだやるのがある」と呼ぶ者あり)勉強して下さい、「事務報告は決定なら我々歸りますよ」と呼ぶ者あり)此の問題は多數の方の御承認なつた事と認めます、次に議事日程に這入りたいと思ひます、此の議案は相當關連して居りますから御異議がなければ第一號議案から第十一號議案まで一括上程致したいと思ひます(「明日勉強したらどうです」「議長さうでもう折角減つたんだから」「異議なし」と呼ぶ者あり(此間數名退場)第一號から第十一號までやります、(「一括して質問なし、議案省略可決確定願ひます」「自分の言ひたいこといつて後はさうでも宜いことではいかんよう少し眞面目に」「眞面目に民會議員はやらう」「議長はつきりしろ」と呼ぶ者あり)

(70)

○議長(矢彦澤平司君)兎に角大分遅くなりましたから今日は之を以て閉會致します

(「賛成」と呼ぶ者あり拍手)

閉會 午後十二時二十八分

(71)

(第二日) (昭和十五年三月二十七日水曜日)

議事日程

第一、昭和十三年度居留民團歳入出決算承認ノ件

第二、昭和十三年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件

第三、昭和十三年度園院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件

第四、昭和十三年度故田代將軍記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件

第五、昭和十三年度退職給與基金特別會計歳入出決算承認ノ件

第六、昭和十三年度天津共益會天津居留民團歳入出決算承認ノ件

第七、昭和十三年度特別會計電氣歳入出決算承認ノ件

第八、昭和十三年度特別會計共立醫院歳入出決算承認ノ件

第九、昭和十三年度特別會計實住宅歳入出決算承認ノ件

第十、昭和十三年度特別會計復興資金歳入出決算承認ノ件

第十一、昭和十三年度特別會計實業復興資金歳入出決算承認ノ件

第十二、遊興飲食課金條例案

(72)

第十三、取得課金條例中改正ノ件

第十四、營業課金條例中改正ノ件

第十五、雜種課金條例中改正ノ件

第十六、工價費徵收條例中改正ノ件

第十七、居留民團課金條例及工價費、衛生費徵收條例中改正ノ件

第十八、獎金調查委員會條例中改正ノ件

第十九、電氣使用條例中改正ノ件

第二十、教育費特別會計條例案

第二十一、天津居留民團小學校之高等科併置ノ件

第二十二、天津二區日本青年學校設立ノ件

第二十三、天津大和同日本青年學校設立ノ件

第二十四、天津日本婦人續編設置ノ件

第二十五、天津日本婦人續編諸料金條例案

第二十六、天津居留民團改訂ノ件

第二十七、天津居留民團諸料金條例中改正ノ件

第二十八、天津日本教育博物館設置ノ件

- (73)
- 第三十九、恩賜兒童遊園地建設ノ件
 - 第三十、天津日本保養院設置ノ件
 - 第三十一、天津日本保養院敷地買収ノ件
 - 第三十二、天津吉野日本尋常高等小學校敷地買収ノ件
 - 第三十三、天津大和日本尋常高等小學校敷地買収ノ件
 - 第三十四、天津神社祭典費寄附金ノ件
 - 第三十五、軍旗奉賛會寄附金ノ件
 - 第三十六、天津華語專門學校補助金ノ件
 - 第三十七、天津朝鮮人幼稚園補助金ノ件
 - 第三十八、華北日本教育會天津分會補助金ノ件
 - 第三十九、天津日本少年團補助金ノ件
 - 第四十、帝國在滬軍人會天津聯合分會補助金ノ件
 - 第四十一、武德會天津支部補助金ノ件
 - 第四十二、武德會天津支部建築寄附金ノ件
 - 第四十三、天津居留民團補助金ノ件
 - 第四十四、社團法人同光會補助金ノ件

- (74)
- 第四十五、昭和十五年度居留民團歳入出豫算案
 - 第四十六、昭和十五年度特別會計御下賜金記念事業費歳入出豫算案
 - 第四十七、昭和十五年度特別會計醫院官在任七限上御下賜金記念事業費歳入出豫算案
 - 第四十八、昭和十五年度特別會計故山代將軍記念事業費歳入出豫算案
 - 第四十九、昭和十五年度特別會計總務課給與基金歳入出豫算案
 - 第五十、昭和十五年度特別會計教育費歳入出豫算案
 - 第五十一、昭和十五年度特別會計重工業歳入出豫算案
 - 第五十二、昭和十五年度特別會計水道事業歳入出豫算案
 - 第五十三、昭和十五年度特別會計娯樂事業歳入出豫算案
 - 第五十四、昭和十五年度特別會計天津日本公立病院經營費歳入出豫算案
 - 第五十五、昭和十五年度特別會計住宅經營費歳入出豫算案
 - 第五十六、昭和十五年度特別會計復興資金歳入出豫算案
 - 第五十七、昭和十五年度特別會計復興資金歳入出豫算案
 - 第五十八、昭和十五年度特別會計水災復興資金歳入出豫算案
 - 第五十九、昭和十五年度特別會計業務復興資金歳入出豫算案
 - 第六十、特別會計埠頭築造費歳入出豫算案(昭和十五年度)

(75)

横山金吾	出席議員	古田治四郎	勝田重直	清水一太郎
不破定和		山尾一太郎	里見幸太郎	上田茂
河合一雄		矢彦澤平司	小澤昇	東良治
五十嵐重吉		早瀬精一	岡本久雄	龜澤省朔
石黒茂		永瀬三吾	後藤祿郎	鹽谷信治
木下秀良		大内専	森川照太	志村正三
白井民團長	出席吏員			
	宮家助役			
		上原會計主任		
			以下四十一名	

(76)

午後五時三十分閉會

○議長(矢彦澤平司君) それでは昨日に引續き閉會致します、議事日程に通り入ります前に一寸御報告申し上げたいと思ひますが、昨日全會一致を以て決議されました陸海軍に對する感謝決議文は本日民間助役、私と同道本閣閣下をお訪ね致しました、本閣閣下には高級副官參謀長立會の上で、何時も御尊重なる感謝決議文を受けて感謝に堪えない、部下に對してはこの御趣旨を普く徹底する様に取計ふ、尚は議員諸君にも吳々もよろしくいふ御挨拶を致しました、それから陸軍大臣支那派遣軍總司令官、北支那派遣軍司令官には軍に適當に連絡を採つて傳達する様に致して居ります、次いで海軍武官室をお訪ね致しました、海軍武官、支那方面艦隊司令長官、北支海軍部隊最高指揮官、旅順要港部司令官宛々々々感謝決議文を贈呈致しました、中津さんの代りに溝口武官が代つて本閣閣下同様の御挨拶がありました以上御報告申し上げます、！それでは議事日程に這入りまして、昨日御承諾を得ました第一から第十一號議案まで上程致します、(「議長々々」「三十六番議事進行に就て」)

○勝田重直君 議事の進行に就て一言申し上げます昨日の事務報告は同意といふ形になりましたけれども、事務當局の方の説明に依れば、日程中で「議事日程中報告を兼ねて説明が行はれるといふ説明でありました本承認は議決を取るべきものか否やは知りませんが、事務當局の言はれる様に日程に報告に關する部分を含せて質問し討議して差支へなきや否やはつきり決めて頂きた

いと思ひます

○議長(矢彦澤平司君)先程一寸申述べましたが只今の議員出席数は二十一名であります、今一名出席されましたので二十二名になります、勝田議員の御質問ですが、これは昨日此の事務報告に關する件は多数の御意向として質問打ち切りになりました、本日新しく議事日程に這入つたのですから、昨日既に這入つたのですから、尙ほ事務報告の点は議案に織込んで後から隨時説明するからといふ民團長のお話でありました、議員諸君多数からのお話もありましたので、尙ほ昨晩私からも申し上げました通り事務報告の点は切離して御承認を得まして、謂はばそのことが妥當かどうか知りませんが、然る後他の豫算その他の方へ參らうと思つて居るのであります、それに對して若し事務報告に對して議員諸君から説明を求められる質問がありましたら民團當局から親切丁寧な説明があるので、大體質問は盡きた様に思ひますので議事進行上之位で打ち切つたが宜らうと考へまして、多数の議員が之に異議を差挟まなかつたと思ひますから事務報告の点はこれで決めてこれで終了し打ち切つたを解釋して居ります

(77)

○五十嵐重吉君 私は昨日質問中に宮島街その他の敷設問題に就てもその答辯が未だに残つて居るのであります、それにも拘はらずこれを以て打ち切は意外なお言葉の様に思ひます、その報告を終つた後ならば未だしものこであります

○議長(矢彦澤平司君)昨日……

(78)

○五十嵐重吉君 昨日は不幸にして掛りの者が不在であつた爲に未だ報告が無いのであります、もういふお約束があるにも拘はらず打ち切りになるは間違つてゐないかと思ひます

○議長(矢彦澤平司君)それはその時に御質問があつたか判りませんが私の方から質問打ち切りといふことを申上げた時に勝田議員からは異議を差挟まれた様ですが、外の人は何等反對のお言葉が無かつた、その次に議事日程に這入つて豫算省略可決確定といふ發言があつた様に思ひますから若しそのいふ点に就て御異議がありますならば、御不審がありましたならば今後の機会に今後取計ひますから此の事務報告はこれで打ち切つて差支へなからうと思ひます

○勝田重直君 只今の御説は一應議長としては御尤な御言葉と思ひますが、我々此の事務報告なるものは承認の決を取つて宜いかどうかいふことは、只今申上げた様な議決を取る可き性質のものかどうか判然としません、打ち切りの決議をした場合にはどうも己むを得ない、仕方が無いと思ふのですが、承認の決を取る形式は昨日あつた、併し報告は終つた場合に、全部終了した場合に初めて承認關係が成立するのぢやないかと思ひます、で質問があり誤りを質す場合に立派な仕事が残つて居る場合には未だ發言を求めて五十嵐さんが申上げて居るにも拘はらずこれで打ち切りにしてしまふといふことは承認未了に打ち切るといふ關係になつて自然承認關係が起るぢやないかと思ふのであります、一例を以て申上げます、昨日神社の問題は既に供進された神社の財産が未だ民團の財産として此の事務報告書中に記載されて居るいふ様なことは、これは事務上重大な誤だ

と思ひます

○議長(矢彦澤平司君)先程御承認願ひたい、それから尙ほ一旦多数の意向で以て決定し議事日程に這入つたものを後の日程で繰返して質疑應答して行くことは議事進行から申しましても到底出来ないと思ひます、以上お答へ致します

(小澤昇君 發言を求む)

○議長(矢彦澤平司君)議事進行ですか

○小澤昇君 そうです、議長に二つのことに就てお尋ね致したいと思ひます、その第一は事務報告書の終つた後に於きまして日程第一より十一迄上程する議長は宣されたにも拘はらず、其際突如として数名の議員が退場したるが故に議長は之に對する何等の處置を講ずることなく直ちに閉會を宣せられたるが、斯かる態度は此の民團の尊嚴を傷け、議長の威嚴を傷けるものだと私は考へます、之に對して議長は如何なる處置をお取りになるのでありますか、御明答を頂きたいと思ひます、第二は昨日の議事日程に於て議長は如何なる態度で御明答を頂きたいと思ひます、その言動は民團に於て熱心を極めたる議員であるにも拘はらずその日程に這入らんとするに際して突如として退場したるその態度は議員としての職責を全ふするものでありませうか、それに對して議長は何等の處置を講ぜられることない、私はその点甚だそれ等議員の爲に遺憾に思ふのであります、あの際議員各位は如何なる理由に依つて退場を取つたか、その理由を求めたい、その理由如何に依つては議員各位より遺憾の意を表明して頂きたいと思ひます、此の處置を執ることは此

(79)

(80)

○議長(矢彦澤平司君)先づその点御承認願ひたい、それから尙ほ一旦多数の意向で以て決定し議事日程に這入つたものを後の日程で繰返して質疑應答して行くことは議事進行から申しましても到底出来ないと思ひます、以上お答へ致します

(小澤昇君 發言を求む)

○議長(矢彦澤平司君)議事進行ですか

○小澤昇君 そうです、議長に二つのことに就てお尋ね致したいと思ひます、その第一は事務報告書の終つた後に於きまして日程第一より十一迄上程する議長は宣されたにも拘はらず、其際突如として数名の議員が退場したるが故に議長は之に對する何等の處置を講ずることなく直ちに閉會を宣せられたるが、斯かる態度は此の民團の尊嚴を傷け、議長の威嚴を傷けるものだと私は考へます、之に對して議長は如何なる處置をお取りになるのでありますか、御明答を頂きたいと思ひます、第二は昨日の議事日程に於て議長は如何なる態度で御明答を頂きたいと思ひます、その言動は民團に於て熱心を極めたる議員であるにも拘はらずその日程に這入らんとするに際して突如として退場したるその態度は議員としての職責を全ふするものでありませうか、それに對して議長は何等の處置を講ぜられることない、私はその点甚だそれ等議員の爲に遺憾に思ふのであります、あの際議員各位は如何なる理由に依つて退場を取つたか、その理由を求めたい、その理由如何に依つては議員各位より遺憾の意を表明して頂きたいと思ひます、此の處置を執ることは此

(82)

先きに退場致しました、眞先きに退場した一人であります、之に對して私に責任を執れど仰言るならば、そんな責任でも執りませうと今小澤議員のお尋ねなつたことの御返答を願ひたいと思ひます

○議長(矢彦澤平司君) それはさういふ御返答ですか

○勝田重直君 私人に聞かなくても小澤議員にお訊ね下さい

○議長(矢彦澤平司君) 小澤議員の質問は私の答で御座つたと思ひます、これはこの邊で收拾して議事日程に這入りたいと思ひます(「議長々々」呼ぶ者あり)さういふ御質問ですか、今の引續きならば御諒承を得たいと思ひますから

○五十嵐重吉君 貴方の御答に小澤君から申されることありませんならばそれで宜しうございませう、あるとすれば私は申上げたいと思ひます

○議長(矢彦澤平司君) 小澤議員には只今十分御諒承願つたと思ひます、此の點に對しては此の邊で以て終了致しまして議事日程に這入りたいと思ひます(「賛成」「議長々々」「今一つ」「進行々々」今一つ申上げる)「ございませう」と呼ぶ者あり

○五十嵐重吉君 昨日民團長の言はれた事私の相違の點があるから明かにして置きたいと思ふ故に發言を求めたいと思ひます

○議長(矢彦澤平司君) それではその發言は次ぎの機会にして議事日程に這入りませうよ、第一號議案から第十一號議案まで提案者の御説明を得たいと思ひます

(81)

懸念が必要だと思ひます、然も昨日第一日でありまして監督官廳より慎重審議せよといふ言葉を賜つた直後に於て斯かる態度を執るこいふことは實に不遜な態度ぢやないかと思ひます(「ヒヤ」)之に對して議長の御意見を伺ひたいと思ひます

○議長(矢彦澤平司君) お答へ致します、昨日事務報告の件が終了致しまして、それから次いで議事日程に這入りましたがその際既に十一時十二時近くなりましたその頃一、二議員が立たれたましたやうですそれで或は便所にでもお出でになつたかと思つて居りましたがお歸りが余り遅い様であります旁々監督官廳に於かれましては夜遅くまで茲に御座下さるこいふことも甚だ御迷惑の様に思ひましたので先づ皆さんの御都合を考慮の上の場合閉會致した様な次第で私はあの際退場された方々が故意に定足数を減らす爲に退場したと思はなかつた、私の閉會を宜しましたのは夜分遅くなつて之位で閉會した方が宜しかろう、次ぎの日即ち今日再開してやつた方が宜からうと思つたから閉會したのであります、左様御承知願ひます

(勝田重直君、發言を求む)

○議長(矢彦澤平司君) 議事進行ですか

○勝田重直君 そつです、一、只今小澤議員から退場議員に對して甚だ失禮極まる御口實があつたのであります(「ヒヤ」)これは私にして決して此儘には聞き捨てならぬ、議長から一つ何等かお答へを願ひたいと思ひます、それは小澤議員は議長に對して質問して居られることは、我々は眞

(84)

事變の爲に工事の繰延その他延期して居ります諸種の事情に依り歳出減を承けて居りました豫算面よりは歳計の剰余を生じたことになつて居ります、即ち民團一般會計歳入に於きまして豫算百七十四萬六千三百三十三圓三十錢に對しては決算は百八十一萬七千八百二十五圓八十九錢、増収七萬一千五百二十二圓五十九錢を生じて居ります、歳出に於きまして豫算百七十四萬六千三百三十三圓三十錢に對しては決算は百四十二萬二千八百六十二圓十二錢、歳出引三十二萬三千四百五十一圓八錢の決算減でございます、共益會一般會計決算は歳入で百三十一萬四千四百四十圓に對しては決算百二十四萬六千三百三十二圓九十一錢、歳出で豫算百三十一萬四千四百四十圓に對しては決算百二十三萬八千八百九十圓八十錢、決算減十萬六千五百五十一圓二十錢を生じて居ります、歳計に於きまして十三萬八千三百三十三圓十一錢の歳計剰余を生じて居ります、特別會計に於きましては電氣が二十一萬七千七百三十三圓二十一錢の歳計剰余を生じて居ります、公立病院に於きまして一萬七千二百七十四圓十二錢、復興資金特別會計では七萬五千九百九十九圓四十一錢の歳計剰余を生じて居ります、退職給與基金に於きましては四千七百五十四圓の歳入歳出差引残を生じて居ります、その他御下賜金記念事業特別會計歳入出決算、開院宮春仁王殿下御下賜金記念事業特別會計歳入出決算、故田代將軍記念事業特別會計歳入出決算は歳出なくその儘十四年度に繰越して居ります、實業復興資金は歳入歳出同額で差引零でございます、以上の通り歳計剰余を生じたのは夫々十四年度に繰越して十四年度豫算を編成して居ります、ただ茲で申上げて置

(83)

○議案第一 昭和十三年度居留民團歳入出決算承認ノ件

○議案第二 昭和十三年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件

○議案第三 昭和十三年度開院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件

○議案第四 昭和十三年度故田代將軍記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件

○議案第五 昭和十三年度退職給與基金特別會計歳入出決算承認ノ件

○議案第六 昭和十三年度天津共益會歳入出決算承認ノ件

○議案第七 昭和十三年度特別會計電氣歳入出決算承認ノ件

○議案第八 昭和十三年度特別會計立醫院歳入出決算承認ノ件

○議案第九 昭和十三年度特別會計住宅歳入出決算承認ノ件

○議案第十 昭和十三年度特別會計復興資金歳入出決算承認ノ件

○議案第十一 昭和十三年度特別會計實業復興資金歳入出決算承認ノ件

○會計主任(上原珍二君) (登壇) 昭和十三年の決算は前會計主任の手に依り決算されたのでございませうが事務引續致しましたから御説明申し上げます、御承知の通り昭和十三年度は民團共益會との合併の時期でございます、決算も民團共益會別々に決算を了して居ります、丁度事變の影響を受けて居る居留民の増加と好況等の關係に依りまして豫想以上の増収を得ます一方に

(85)

かなければならぬことは例の消費事件に於きまして九千四百五十九圓〇二銭だけ十三年度に費消なされて居ります、これは一般會計から電氣特別會計に持つて行きます所謂振替金額の費消でありまして一般會計に於ては支拂済みの決算を致して居ります、電氣特別會計に於ては未收のまま決算を了して居ります、これは昨日會計検査委員の御報告通り十四年度に於きまして雜支出から電氣特別會計の方へ繰入れて整理を了して居ります、以上の通り別に總て豫算内の支出でありまして適法に處置されて居ります、さうしてこれにて御承認下さることを御願ひ申上げます、尙質疑の点は御質問にお答へさせていただきますと思ひます、

○議長(矢彦澤平司君) 御質問ございませんか(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○總務課長(小澤昇君) 事務當局へ一寸希望なんです、只今會計主任のお話で大體總決算は判りましたが、數字に就て伺ひますが、夫々歳計剰余金等出てる勘定を一目瞭然に判る様な工合になさるべきが出来ませんか、今度の豫算、決算、總豫算等大變判り易くなつて居りますので結構なんであります、是以上更に念を入れて判る様に願ひ度いと思ひます、冊子の後ろかなにか大體同じ款の金額と剰余金額といふ様な全體を案か何かに印刷して頂ければ大變判り易くなるぢやないかと思ひます、總豫算等、實際豫算はされ兼ねて居るか、唯だこれを見ただけでは分りませんから經常部は幾らも特別會計は幾らも各々別々に印刷致しましてその總計を要でも印刷して頂く一目瞭然になるぢやないかと思ひますが、今後豫算書等作成の場合さういふ様にお作りになるは大變結構だと思ひます、さういふ希望を申上げて置きます、

(86)

○會計主任(上原珍二君) 十三年度決算に於きましては此の通りでございますが十四年度決算からはお言葉通り明細書を作りまして極く判り易い様な説明を附して提出することに致します、

○議長(矢彦澤平司君) 御質問ございませんか

(「なし」 「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) 御異議ございませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) それでは皆さん御異議ないものと思ひますから第一號議案から第十一號議案まで議會省略可決確定致します、

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議案十二 遊興飲食課金條例案

○議長(矢彦澤平司君) 次に第十二號議案遊興飲食課金條例案之を議題に上します、提案者より御説明願ひます

○功役(宮家壽男君) (登壇) 遊興飲食課金條例の御説明を申上げます、本案は從來ございました特別課金條例案の改正案として御覽願ひしても宜しうございます、御承知の通り從來の特別課金に於きましては、日本藝妓、帶間を招きたる者は花代として一割特別課金として賦課して居り

(87)

ました、酌婦その他に招きました場合は百分の六、いふことで徴収して居りましたのでございますが、今回はこの花代の外に飲食料金をも含めて遊興飲食課金と改稱致しまして賦課致すことに立案致した様な次第であります、本案の第一條はその課金を賦課する對象を書きましたものでありまして、その次ぎの率でございますが、藝妓は一割であるのを花代の二割五分、酌婦その他に就きまして六分のもを二割五分に致しまして何れも二十五割の増率になつて居ります、改めて課税する様になりました飲食に就きまして代金の二割五分、いふことになつて居ります、但し飲食店に於きます飲食物一人一回五圓未満の場合之を免稅するといふことに規定されて居ります、但し五圓以下の飲食をしましても之に花代を伴ふ場合はその免稅は無くなることになつて居ります、御承知の通り居留民その他施設の膨脹、擴充の爲に歳出増を來しました爲に歳入各部に於きまして他の取得課金、營業課金、家屋の増徴を圖りますと共に此の從來特別課金として賦課して居りましたものに飲食を加へたものに賦課しまして増収を圖ることを目的と致しました次第でございます、尙ほ徴収義務者に支拂ひます手数料は率の二割五分課する藝妓の花代に就きましてはその百分の五、その他のものに就きましては百分の三徴収義務者に支拂ふことになつて居ります、尙ほそれ等の課金と組合その他に於て一括して納付して貰ふ者に對しましては別に百分の三に相當する金額以内の交付金を差上げることになつて居ります、その他は茲に書いて居ります通りでございます、只今御説明申上げましたのがその骨子になつて居ります、さうか御審議願ひました

(88)

て御協賛の程願ひします、尙ほ之に關する御質問は出来るだけ懇切に御説明申上げます

○議長(矢彦澤平司君) 御質問ございませんか

○小澤昇君 此の課金は精神からいつて最も當を得た課金と思ひまして此の案を提出されたことに對して、民間當局に對して滿腔の敬意を表する次第であります、唯だ茲に考へなければならぬのは課稅率が少し高過ぎるぢやないかと思ひます、それは第二條の第一でありまして其百分の二十五、二割五分といふことになつて居ります、外の現在の民間課金即ち土地課金、家屋課金、營業稅、所得稅等に比しまして、一般に課金は相當低いのでありまして尙ほ改正されましても相當低いのでありますからして、その第二條の第一項の如きも少し、これは高過ぎやしないかと思ひますそれは總て課稅といふものは公平でなくぢやならぬと考へられます、でありますからしてこの精神は御尤も宜しうございますが課稅の點に就ても少し考慮すべきぢやないかと思ひます、私は昨年末東京に行つて居りました時に山田議員と小淵金融部長の二人此の問題に就ては相當お互に研究した問題であります、そして天津の民間に於ても實にこれは徴収すべきである結論に達したのであります、その時のお互ひの考へ方から云へば二割が適當ぢやないか私共は思惟致しました、此の二割設が良いぢやないか今でも考へる者でございます、民間當局に如何にお考へなつて二割五分にお定めになりましたか、それをお伺ひしたいと思ひます、尙ほ天津の現状から見ます此の飲食並びに遊興課金といふものは今後益々増えると思ひます、でありますから此の

(89)

率を下げて此の収益は多くなること、私は想像致します、でありますから二割に訂正出来れば、して頂きたいと思ひます、それに對する民間當局のお考へを承りたいと思ひます、

○助役(宮家壽男君)小澤議員にお答へ致します、掛りに於きまして調査致しました範圍に於きましては、國稅、昭和十五年度から實施されますもの舊税率に於きましては百分の三十になつて居ります、娯遊、酒、煙、その他の花代百分の十五、飲食に付ては百分の十五、概ねこの國稅に副食品、遊興飲食税率に從つて居りますが、たゞ娯遊、酒、煙、その他の花代に就きまして百分の三十を百分の二十五に致しました、それは只今も御説明致しました様に、現行の一例を申しますと、娯遊の花代を見ますと百分の三十二、酒、煙、その他に於きましては百分の十六、そして就れも免稅點は一人一回三圓になつて居ります、當地は他に比して總て物價が高いものでありますから當地に於ける飲食は一人一回五圓位迄免稅して宜からうと思ひます、傳へ聞きますと東京民團に於きましてはやる同様の率の遊興飲食課金を課する様に聞いて居ります、これは確實な材料を手に致して居りませんが、斯ういふ方面から見まして百分の二十五に決定したのであります、此の遊興課金條例に就きましては、民間課金調査委員各位は數回に亘つて慎重なる御審議を遂げられまして尙ほ法規調査委員会にも本條例を附議致しました、その際法規調査委員の御希望條件等もございまして、參事會に於て百分の二十五、百分の十五を妥當とするに決定されて

(90)

茲に提案致した次第であります、

○五十嵐重吉君 私は此の問題に就ては全面的賛成者の一名であります、併し私は課金調査委員會の一名であります、その會合の際に、手数料として三三か五三かといふことは恐らく決つて居らない様に思ひます、あの當時請負にしたら宜からう、併し表面に請負といふことで出すべきことは出来まい、であるからして一、二項に亘つたものは月々申告させて納めさせやう、これが課金調査委員會の經過でありました、のみならず此の議案を見ますと明瞭に第一項に就ては百分の五他に就ては百分の三支拂ふものと、三斯う書いてありますが、何時そいつに變りましたか、一寸承りたいと思ひます、

○助役(宮家壽男君)これは此の問率を申上げてその次きの課金調査委員會がありましたね、

○五十嵐重吉君 ありません、

○助役(宮家壽男君)あの當時此の通りのを配布して御審議願つて御了解を得たのであります、

○五十嵐重吉君 いや、議長、細部に就ての事柄を豫め申上げた心算であります、當時力説しましたことは課金調査委員會の方は恐らく聞いて居られるので判ると思ひます、それは何か貴方の誤解ではありませんか、請負制度を表面に出すことは出来ませんから、

○助役(宮家壽男君)いや、そうではございません、割つた物を差上げた時に、條例の方に就ては課金調査委員會の長谷川副委員長が居られました、これはこれで原案通り御承認願つて、御了解願つて、

(91)

願つて、そうしてその後には於きして實際之を如何に徴收するか、いふことに就きまして課金調査委員會各位の御意向を承つたのであります、私はその御意見に基きまして本條例の徴收に當つて御意見を尊重してやる様に斯ういふことになつて居ります、

○五十嵐重吉君 私は斯ういふ様に聞いて居りません、恐らく此處に居られる調査委員會のお方も私のことが當然と思はれると思ひます、あの時既に印刷に出して居られる時であります、我々審議する時には印刷に出して居られる、その最中に我々審議したのは、此間最後に非常な問題があつて參事會員云々の問題が出ました請負制度です、何故請負制度を申したか貴方は記憶して居られると思ひます、何故請負制度が好いか申上げたのはその理由は、此の率を出すのは假令百圓遊んで居る、その遊んだものに百分の二十五乃至十五を掛ける、これを掛けて請求する、請求した時に掛けた率を出してあつても買つた金は此の遊興課金である、別に納める可きである、そのが當然であるけれど、そのまゝ別の箱に遊興税を収めれば宜いが中には一緒に入れたらして手違ひを起したことを發見される可きものがあるとなつた時には思はざる犯罪を作らさなければならぬことがあるが故に、斯ういふことの無い様に請負制度を布いて呉れよ云つたので、年額幾ら儲けやうと損しやうと御本人が請負希望ならば斯うしてやつた方が務めぢやないかと思ひます、その時申上げたがあの時は一致した筈、私は考へて居ります、その當時には印刷物は私出で無い時であります、

(92)

○助役(宮家壽男君)斯うありません貴方のお考へ違ひです、

○五十嵐重吉君 違つてゐるならば御説明下さい、

○助役(宮家壽男君)細部の率を割つたものを差上げました、御承認を得る前に長谷川副委員長はそれは後の御意見として兎も角も本日提出された條例に就ては之を讀解しやうといふことになつてその後今の請負制度も色んな御意見が出ましたのは此の條例を適用して徴收する場合の方法に就ての徴收上の御意見でありますから、私は能く参考として實際徴收事務に當る様に致します、斯う申上げて閉會したのであります、それは間違ひない事實であります、

○五十嵐重吉君 それではその様に參事會に御報告なされたのであります、貴方の御言る様に參事會に御報告なさいましたか、

○助役(宮家壽男君)參事會に御報告して居りません、

○五十嵐重吉君 參事會に報告しないで出ますか、

○助役(宮家壽男君)これは原案可決されて居ります、課金調査委員會でこれで宜しい、たゞこれを實際に賦課し徴收する場合の御意見が出たのであります、

○五十嵐重吉君 そうしますと此間請負といふ案を出しました、それは何、撤回でありますか、

○助役(宮家壽男君)それは徴收する方法として民間長に御報告申上げました

○五十嵐重吉君 そうしますと豫て私が云ふのは花柳業者の喉、旭新地、カフエー東雲斯ういふ

(93)

方面に何萬圓何萬圓指定して居りますのは

○助役(宮家壽男君) それはまだやつて居りません、

○五十嵐重吉君 そういふことになりましてこれは四月一日附で實行出来たか

○助役(宮家壽男君) それを執行する場合に於て、徴收の方法に就て色々いふことを考へます

○民團長(白井忠三君) 修正する場合は修正意見を出して頂ければ宜いのであります、

○五十嵐重吉君 一寸伺ひますが第三條の百分の五及び百分の三を拂ふことになつて居ります第九條を見ますと百分の三に該當する金額を交付することを得て居りますが、徴收義務者、經營者を以て組織する團體等へお遣りになります、そうするに片方は百分の八、片方は百分の六になります

○民團長(白井忠三君) 百分の六です、

○五十嵐重吉君 そうですか判りました、

○古田治四郎君 現今民團は教育費その他に多額の金を要するからと書いてあります、茲から此の教育費といふのを持つて行くには聞かぬから他の字句に直した方が好いぢやないかと思ひます

○助役(宮家壽男君) これは全般に歳出の膨脹を書いたのであります、特にこの次ぎのお終ひの方に、之を以て必要な衛生施設、社會施設の増設をなすことを得べし、と書いてあります、教育費といふのは別に條例がございます様に特別會計にして、その歳入は課金収入の何割その他國庫補助といふものを以て歳入に充てるといふことが明示されてありますので、これは唯だ茲には教育費等の膨脹したといふことを書きましたので、寧ろこの金がこの歳出に行くといふことは言ひ兼ねるのであります、大體豫算編成の見透しを申しますと標準としては教育費の方は只今申し上げました様に民團課金収入、即ち取得課金家賃課金業課金等のあの課金の方の何割かをに入れてその他學校補助金を繰入れることになつて居りますので是は主として從來教育費に追はれます爲に動やもするに關却される傾向がないでもなかつた、衛生施設並びに社會の福祉増進施設の方を擴充強化して行く、その財源に之を充てるならば或程度迄施設が出来上らる、斯ういふ様な先づ見透してやつたのであります、教育費に遊興飲食税を設けるといふことは新聞で一寸出ましたけれども、あれも私は税金に誤解を受けると思つて取消しを願つたのであります、古田議員の仰言る御意見は御尤であります、特に只今の席上で明白に致して置きたいと思ひます、

(94)

○古田治四郎君 今のお話で大體判りましたけれども共市町村あたり行きますと教育費に五割乃至六割甚だしい所は七割を占めて居ります、當然この教育費に多額を要することは誰れでも知つてゐることと思ひます、此の税金を持つて行つて教育費に充てることは殊更書かないが宜いぢやないかと思ひます、今のお話は天津の新聞に出ましたが然も大阪の新聞北支版にも載つて居ります、天津の財政は苦しくて斯んなこと迄も教育費に充當するといふ様に聞かせるから此の教育費は他の字句にお替へなつては如何かと思ひます、外に色々名目があります、初めから教育費その他を書かれて居ります、聞かぬから御考慮願ひたいと思ひます、

○助役(宮家壽男君) 能く判りました、只今申上げました様な趣旨でありますから何れその事も新聞に出ませうから孰れ誤解がござると思ひます、將來そういふことに就きまして、民團當局として御諒解つく様にしようと思ひます、

○五十嵐重吉君 私は此の問題に關聯してであります、新聞に斯ういふことが出たと言ひました私が私を見て居ります、當天津の京津日日新聞であります、嘗て未だ課金調査委員會に於て決定したものでなく、民團に於て協賛されたものでもないに拘はらず六十六萬の遊興飲食課金を列擧されて居ります、これはその字句の中に今申上げる通り教育方面に費ふといふことを書いてあります、甚だ以て此の自治行政に對して斯くの如き記事を書きながら永瀬君も居る、斯ういふことは自分も存じて居つても先づ民團の協賛を得るまで書くなよといふのがその人の立場ぢやないかと思ひます、然るにも拘はらず教育方面に充當するといふことを新聞記事に書かれたので恐らく民團當局の職務として非常に此の責めに於て多少の金錢の上下するのに對しても迷惑ぢやないかと思ひます、是ばかりでなく二回も新聞に出て居りますのは公立病院の建築で、恐らく前新聞に出ました時は如何にも此の議案に載つて居つて四月から掛るぞと言はんばかりに新聞に出て居りました、今一つは管外地の水道敷設問題でこれも私は全然知らない中に管外地の中に水道を敷設されるかも知れない、敷設されるかも知れないが敷設するにしても事前に斯ういふことを書き散らすといふことは恐らく御迷惑ぢやないかと思ひます、永瀬君も參事會の一員に居られるのであるからさういふこと無に憤り憤り頂きたいと思ひます、一言御注告申上げます

○永瀬三吾君 議場に於ける答辯ぢやないと思ひますが餘りにも個人的指名が出ましたので答辯申上げます

○五十嵐重吉君 それは新聞社として言はれるのか參事會員として言はれるのか

○永瀬三吾君 民團議員として申します、

○五十嵐重吉君 よろしい

○永瀬三吾君 民團議員として御返事致します京津日日が此の問題に就て書きました時は既に民團當局は課金徴收義務者の多數を第の色々懇談されて居りました、既に懇談されたものでありますから我々新聞記者は、之等を取扱ふ者として致しまして、私が參事會員であるが故に出たものではあります、寧ろ私として、私の社の記者が書くことが餘りにも過かりしことに注意を促がしたことにあります(「ノウノウ」)今の教育の問題に就ては若干、執筆者が民團當局に來まし

(95)

津の財政は苦しくて斯んなこと迄も教育費に充當するといふ様に聞かせるから此の教育費は他の字句にお替へなつては如何かと思ひます、外に色々名目があります、初めから教育費その他を書かれて居ります、聞かぬから御考慮願ひたいと思ひます、

○助役(宮家壽男君) 能く判りました、只今申上げました様な趣旨でありますから何れその事も新聞に出ませうから孰れ誤解がござると思ひます、將來そういふことに就きまして、民團當局として御諒解つく様にしようと思ひます、

○五十嵐重吉君 私は此の問題に關聯してであります、新聞に斯ういふことが出たと言ひました私が私を見て居ります、當天津の京津日日新聞であります、嘗て未だ課金調査委員會に於て決定したものでなく、民團に於て協賛されたものでもないに拘はらず六十六萬の遊興飲食課金を列擧されて居ります、これはその字句の中に今申上げる通り教育方面に費ふといふことを書いてあります、甚だ以て此の自治行政に對して斯くの如き記事を書きながら永瀬君も居る、斯ういふことは自分も存じて居つても先づ民團の協賛を得るまで書くなよといふのがその人の立場ぢやないかと思ひます、然るにも拘はらず教育方面に充當するといふことを新聞記事に書かれたので恐らく民團當局の職務として非常に此の責めに於て多少の金錢の上下するのに對しても迷惑ぢやないかと思ひます、是ばかりでなく二回も新聞に出て居りますのは公立病院の建築で、恐らく前新聞に出ました時は如何にも此の議案に載つて居つて四月から掛るぞと言はんばかりに新聞に出て居りました、今一つは管外地の水道敷設問題でこれも私は全然知らない中に管外地の中に水道を敷設されるかも知れない、敷設されるかも知れないが敷設するにしても事前に斯ういふことを書き散らすといふことは恐らく御迷惑ぢやないかと思ひます、永瀬君も參事會の一員に居られるのであるからさういふこと無に憤り憤り頂きたいと思ひます、一言御注告申上げます

○永瀬三吾君 議場に於ける答辯ぢやないと思ひますが餘りにも個人的指名が出ましたので答辯申上げます

○五十嵐重吉君 それは新聞社として言はれるのか參事會員として言はれるのか

○永瀬三吾君 民團議員として申します、

○五十嵐重吉君 よろしい

○永瀬三吾君 民團議員として御返事致します京津日日が此の問題に就て書きました時は既に民團當局は課金徴收義務者の多數を第の色々懇談されて居りました、既に懇談されたものでありますから我々新聞記者は、之等を取扱ふ者として致しまして、私が參事會員であるが故に出たものではあります、寧ろ私として、私の社の記者が書くことが餘りにも過かりしことに注意を促がしたことにあります(「ノウノウ」)今の教育の問題に就ては若干、執筆者が民團當局に來まし

(96)

(98)

○里見幸太郎君 多少書いて宜しい、書かなければ居留民は分らない

○志村正三君 此の遊興飲食課金に就て別に申す程のことはないのでありますが、飲食課金にこの点に於ては、私は甚ださういふ課金を取らなければならぬ此の事態に對して甚だ遺憾に思ふのであります、飲食といふことは我々最も日常生活に於て又常態の上にて於て大事な事、ただ特定の場所の飲食である故に特に税金を掛ける、この事實に對して此の時局柄已むを得ないと思はれるのでありますが、併し此の税金を掛ける率に於て百分の十五といふ率は少く過ぎないかと思ひます、一割五分といふことは少く苛酷ではないかと思ひます、同じ飲食に於てもカフェー、パー、いふものも又單なる飲食店といふものに於ては其處に行くと所の人に於て相當に差がある、斯ういふ點を考慮して同じ飲食に對する課金に於ても一率に百分の十五といふことにせずして茲に等差を附けることが妥當ぢやないかと思ひます、天津の如き一般家庭に於ても遊びに行く所が少い、まあ何が楽しみかと言へば文那料理を偶に子供連れで食へに行つたり、或は然る可き所に行つて家庭的に楽しむといふ様な少く共斯ういふ點が中産以下の我々に於ては寧ろ一つの楽しみであり又時には氣晴しに必要なきものであると思ふのであります、斯ういふ意味からいつて之を全般的にやつて遊興飲食といふものも單なる飲食といふもの、點に就て其處に差がある可き筈であることが當然ぢやないかと思ひます、例へば横濱、神戸、斯ういふ様な所に於て飲食する人、それから又單なる飲食店斯ういふ所で飲食するものとの間には其處に懐具合にも

(97)

ての字句の上にも若干の心使ひが足りなかつた點もありません、他の方の記事にもさういふことがありました、我々「新聞に書き散らす」といふことは何事でもありません、なにも斯ういふ議場に於て、一新聞社の權威に於て、書き散らすといふお言葉はお取消し願ひ度いと思ひます、(「ウノウ」を呼ぶ者あり)

○五十嵐重吉君 發言を求む

○議長(矢彦澤平司君) その點ならば……

○水瀬三吾君 發言を求む(「此の問題は止める」を呼ぶ者あり)(發言者多數)

○議長(矢彦澤平司君) 發言を許して居りません

○水瀬三吾君 質問させて置いて答へて居りませんか

○議長(矢彦澤平司君) その問題に對してはもう宜いでせう

○水瀬三吾君 毎回はるることです前に民會の時に新聞に對する攻撃がありました(「御尤も」を呼ぶ者あり)再びありました若し私の社で書いていけないならば……(「進行」を呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) その位でせうです

○水瀬三吾君 あいふ發言をさせない様に願ひたい、させられるならば私共として返事しなければならぬ

(100)

ありまして、飲食の一割五分を申ししても遊興を伴ふもの乃至それに類するものを例へばカフェー、パーに於ては一割五分で免稅點が無いのであります、例へばビール一本飲んでもそれに對して課稅の義務を生ずる様になつて居りますその次に設けました一家團圓の爲に料理を食へるといふ様な場合を慮りまして、飲食に對しては五圓迄を免稅として居るのであります、これは先程御説明がありました様に他の民團等に於ては其の免稅點は非常に低いのであります、三圓、二圓或はそれ以下のものであります、當處は物價が高いので一度食へても五圓位のものは奢侈と認めないが宜しからうといふので五圓迄なつて居るのであります、一人當り一回五圓でありますから十人行つて五十圓迄はこの課金は掛かりませんのであります、五圓以上の、一回五圓以上の飲食はこれを奢侈的飲食と認めて課稅することになつて居ります、ので御意見に合致した様な等差を設けた様になつて居ります、五圓以下は全然取らない、但しカフェーに於きます飲食に就きましては只今申上げました通りビール一本にも課稅することになつて居ります

第二の問題に就きましては我が國稅として、飲食遊興に、飲食税を非常な高率を以て賦課して居りますのは、さういふ奢侈的行爲を無くするといふ方針で、斯ういふ非常時局であります爲に益々率を高くして、そして之を賦課してさういふ行爲を少くしやうといふ方針で内地に於ては益々國稅として率を上げて居る様になつて居るのであります、本遊興課金の立案に就きましても若干さういふ様な意味が含まれて居るのであります、その點御意見に對しましての説明等々之を

(99)

差がある、斯ういふことに於ては此の點は差を附けて、遊興に伴ふことの飲食に就ては百分の十五は宜しいかも知れないが、單なる遊興といふか、切り離れた飲食には百分の十以下の課稅が好いぢやないか、斯ういふ様に私は解釋致して居りますが、私の解釋に或は誤りがあれば訂正して頂きたいと思ひます、精神的に斯ういふ風な課金を掛ければならぬといふ事實に對して私は甚だ遺憾であつたと共に此の課金に對するものも差を附けることが妥當ぢやないかと思ひます、尙ほもう一つは國家の非常時に於て全國民が眞に國家の此の重大時局を認識したならば斯ういふ所に入出入する人種は段々減る、又減らなければならぬ、興亞奉公會等の此の目的は漸次斯ういふ所に入出入するものを少くするといふ點にその目的の一部があると思ふのであります、さういふことを考へてみます時に斯ういふ様な課金は民團として成可く餘計取りたい氣持を以て斯ういふ所に課金條例を作ることは刻下の此の狀態、事變の悠遠に對する我々國民の認識といふ點に於て其處に非常な矛盾がある様に感ずるのであります、私は出來得べくば斯ういふ方面から遠入るころの此の税金が零になり、國民が此の時機に於て國家の非常時を認識して買ひたい、又論者は斯く須く指導して頂きたいといふことを此際特に附加して置く次第であります、私の中上げるころは今申上げましたが、課金に飲食課金の間に等差を附ける私の考へに若し誤りがあれば斯ういふ理由であるといふことをはつきり云つて頂きたいと思ひます、

○助役(宮家壽男君) 志村議員の御質問の二つの點は御尤で御趣旨に合つた通りになつて居るので

立案致しました所の精神を申し上げます

○志村正三君 大體判りましたが、この一人一回五圓未満なつて居りますが私は斯ういふ風に解して居りました、つまり拂ひが一人だから行く人数が三人でも五圓以上支拂ふ場合取られると思つて居りました

○助役(宮家壽男君) そうぢやありません一人です、

○志村正三君 一人ですか、四圓九十九錢になることは税金は掛りませんか

○助役(宮家壽男君) 掛りません

○志村正三君 その間に細工が出来ると思ひます此の點に就て何か御考慮になりますか

○助役(宮家壽男君) これは實際の取扱ひをしてみれば判りませんが、そういふ場合も起るかと思ひます、或は一人一回五圓だからそこで一應期定して又表へ出て這入つて来て這るこいふことは此の條例を滑つてやれます、その他色んなこも出来るのでございませう、これは矢張り居留民の誠意に訴へて行くより外は無いと思ひます、

○志村正三君 支那料理屋は取りませう

○助役(宮家壽男君) 取りませう

○志村正三君 そうなつてくるに非常な細工が簡單になつて來ます、日本人です、斯ういふ觀念は勿論ないと思ひますが、支那人は利に依つて動くので斯ういふ様な點に於ける税金の課税の公平

(101)

(102)

こいふ點から行きます、斯ういふ方面に對する防止こいふこに對して相當考慮を拂つて行かれる必要があるのぢやないかと思ひます

○助役(宮家壽男君) 御尤です

○志村正三君 これは扱ひ道は幾らもあると思ひます、扱ひ道をやるこに依つて思はざるころの犯罪者を出したり思想的に不愉快なる所の結果を齎すこいふ様な事柄に就ては十分御考慮願ひたいと思ひます、

○助役(宮家壽男君) その點に就きまして特に支那料理屋に對しまして民間では帳簿を申しますが勘定書の様なのを備へまして此の寫しを取つて出来るだけ厳密にやる様に事務の方で手續きに就て考慮致して居ります

○早瀬精一君 私は課金調査委員でありましたが一回一回は止むを得ない事情で欠席して居りましたので御質問申上げる譯ですが、此の飲食代金が只今志村議員からも申された通りに支那人のお話が出ましたが、一町村とか一市、一縣に於て此の條例を決定します隣りの縣へ行けば税金が無いから隣の縣へ御飯を食へに行く人はありますまいが、税金を取れば天津の如きは鐵門一つ潜れば支那街があります、租界の境界線を取除かれた場合にフランス租界へ行けば税金が掛らないので料理を食へに行かれるこなる支那料理屋は飯の食ひあげになるこいふ結果を來しやしないか、私は居留民として居住する以上租界内で食へなければならぬと思つて居りました

も十人が十人そういふ風な氣持にならずに一割五分の高いものを食べて辛捧するか、車賃を使つて一割五分の安いものを食へるかこいふ支那街へ食へに行くのが誰方も人情だらうと思ひます、斯ういふ周囲の環境から考へまして飲食課金こいふものは寧ろ一割位にしたらさうかと思ひます、何故か申しますと致美樓へ行つて支那料理を食つても頭から一割のサービス料を付けて來ます、それに又税金が一割五分付きます、二割五分こいふものが食へないものに掛るこいふこは非常に致に負擔が重く、併し藝妓を侍らしたりする料理屋、カフェエ等必要ないから行かなくても済むこいふ様な場合でもよくあるこであります、併しこれすらも客があつた場合已むを得ず行かなければならぬ、行くこが最も苦痛と思ひながらお金を使ひに行く人も澤山あること思ひます、藝妓、酌婦を侍らして散財して遊ぶこは道樂息子遊びのみを解釋するここの税金は少し取つたら宜しいだらうと思はれますが、已むを得ず行きたくなくても行かなければならぬ場合もあり、併しこの方面の藝妓の二割五分は已むを得ぬとして、飲食税は支那街に接近し、外國租界に接近し、僅か三十萬坪の租界に飲食税を課すこいふこになりませう、租界内の飲食業者は殆んど大なる影響を受けなければならぬこいふこになりやしないか存するのであります、就きましては之を一割程度に改正して頂いたら最も合法的ぢやないか存する次第であります如何ですか

○助役(宮家壽男君) 第一の税金を掛ける支那街の方の支那料理屋が盛んになるだらうこいふお

話は前に御尤なお話であります、藝妓にも志村議員が申された通り潜らうと思へば如何なる方法を以ても潜られるものであります、これは民間の財政を鞏固にし、殊に衛生、福祉増進施設を出來るだけ能く圓なり、民間を愛する精神申します、居留民の公徳心に想へて出來るだけそ

ういふ風にして頂かなければならぬと思つて居りますのでございませう、尚ほ聞きますころに依りますと市公署に於きましても財源の一として料理店に飲食税を課する計畫ある處に聞いて居りますので(問)決定致しましたらどうございませうからさういふ(「率はどんな工合」)と呼ぶ者あり)率は一割ださうでございませう、だから五分高だけで膠皮代を使つて支那街或はフランス租界に行くこはさうかと思ひます、さうかその點御承願ひ度いと思ひます、

○志村正三君 今のお話で市公署の方でも一割掛るこいふこを決定されたらどうございませう、私の考へから申しますと市公署が一割決定したならば日本租界も矢張り一割決定したらさうかと思ひます、それはさうなつてきたら支那人のお客さんにも取るぢやないかと思ひます、さうなるこ同じ支那料理を食つても日本租界は一割五分であるが支那街は一割、五分高いこいふのは日本人がさうも頭を割つて居るのぢやないかこいふ觀念を與へるこいふこは非常に國際關係の深い、國際都市なるころの天津の民間として矢張り他この振合ひこいふこも十分考慮に入れて決めないこさういふ儘かな所からして支那人に思想的に變な氣持を持たせるこいふこは甚だ面白くないと思ひます、今支那の民心を捉へる上に於て各方面共苦勞して居り、此の時機に於て民間當

(103)

(104)

局者として取るべき措置として此の邊十分考慮の上、市公費で決めた一割と振合ひを附けることが必要でないかと思ひます、斯ふ考へます。

○民團長(井井忠三君) 今一寸助役に耳打ち申しました一割と申しましたが五分かも知りません私の記憶の誤りかも知れないがこれは筈席税(筈は竹筈)に延べるといふ事で詰り宴會を設けた場合の税金であります、といふことになつて居りますが、普通の飯屋で食ふのも取るのかと聞きます、それを取るのでいふことは、免稅點は北京を例として二圓になつたのです、それは財政當局でない社會局の方は三圓まで上げやうといふ議論が一圓まで取らなくちや残らぬならぬといふ議論がありました、市政會議の結果は二圓を免稅點とする様になつて居ります、日本租界内で飯を食へば一割五分、支那籍は五分で済むことになりました、私は現在よく耳にするのでありますが、支那籍に對する關心が駄目な爲に致美樓とか鹿鳴春の料理は貧乏人から見れば高いので、大體支那籍の人は南市邊りの支那籍が安くて居るので居ります、商賣はその熱心さに依り商賣繁昌、不繁昌があるので、日本租界の中で日本人を相手にして居る他の傾向が判らないものだから餘計取るといふことで、志料君の心配は事實問題ぢやなくて寧ろ日本人の方が日本租界の中で一割五分取られる位ならば南市に行つて飯を食ふといふことかになる、日本租界の商賣人は止めるぢやなくて料理代を適正する即ち勉強するぢやないかといふ風に考へます、支那籍を飲食して成程日本籍料理を食ふに代り支那籍料理を食ふといふことあり、是

(106)

又自ら日本籍料理を食ひに行く人が支那籍料理を食へに行つても之を常食とする人は無難ないのであります、實際上の問題として御心配の様な點は無いと思ひます

○議長(矢彦澤平司君) 御質問ございませんか

〔「贊成」を呼ぶ者あり〕

○議長(矢彦澤平司君) 如何です

〔「贊成」を呼ぶ者あり〕

○議長(矢彦澤平司君) 只今讀會省略可決確定といふ點がありますが如何です

〔「贊成」を呼ぶ者あり〕

○議長(矢彦澤平司君) それでは皆さん御異議ないもの認めまして本議案は讀會省略可決確定致しました

○議案第十三 取得課金條例中改正ノ件

○議案第十四 營業課金條例中改正ノ件

○議案第十五 雜種課金條例中改正ノ件

○議案第十六 工巡費徵收條例中改正ノ件

○議案第十七 居留民團課金條例及工巡費、衛生費徵收條例中改正ノ件

○議長(矢彦澤平司君) 次に第十三號議案から第十七號議案迄これらお互ひに關係性があるので一

(107)

括上程致したいと思ひます、如何でせうか〔「贊成」を呼ぶ者あり〕御異議ございませんか

〔「異議なし」を呼ぶ者あり〕

○議長(矢彦澤平司君) 御異議なきもの認めまして一括上程致したいと思ひます〔「贊成」を呼ぶ者あり〕では提案者より御説明願ひます(議長退席、副議長龜澤省朝君議長席に就く)

○副議長(龜澤省朝君) 議長不在中代理致します

○助役(宮家壽男君) 取得課金條例中改正の件でございますが、本改正は第二條の賦課率を上げるのでありまして、從來千二百圓迄が六圓でありましたものを九圓六十錢に上げる、これは從來の率が少なかったものでありまして先程申上げました様に歳入の膨脹に隨ひまして歳入の増を圖らなければなりませんので、各方面に歳入の増長を圖らねばならぬ様になつて來ました、これは前々臨時議會と思ひましたが、前に水災の爲に蒙りました損害の補助を請願致しました場合に、天津の民國區域に居る日本人の所得税が内地に居る者の所得税はさうであるか當時上京されて居りました山田議員に質問されたのでありますが、これは到底比較にならぬ率でありました爲にその比較を提出しなかつたといふことでありました、その場合に於きましても居留民は出來るだけの負擔をして然る後政府に對して補助を請願すべき筋合ひであるから來年度に於ては各方面の、少く共北京、或は青島のレベラ位迄課金を増徴して新しく財源を求め、歳入の増加を圖るべきであるといふこと御意見でございましたことは、當時の席上で報告された通りでございます、

(108)

當時取得課金の此の賦課率を見ますと丁度國稅の、所得税の約半分になつて居ります、千二百圓迄が現行の取得課金の率は千分の五でございますが内地の國稅に於きましては千分の十になつて居ります、それをこれをその中間の千二百圓迄を千分の八にしようといふことになりました爲に六十%の増加になつて居ります、六圓六十錢になつたのであります、尙ほ免稅點の低下といふことも考へましたが、天津の生活情態に於きましては千二百圓は内地の六百圓よりも或は標準は或は下であらうといふことも考へられますので從前通り千二百圓より賦課するといふことになつて居ります、その次千五百圓迄は舊率は千分の六でありましたものを十一に上げました、その他は茲に書いてございます様に二千圓迄が千分の十四が二千五百圓迄は十七、二千二百、二十七、三十四、四十一、五十二、六十三、七十四、八十九、斯ふいふ風に遞増致して居りますので、何れも從來の率を國稅の所得税の率との中間を取りまして、収入の多きに從つて率の増加も多くなるといふ様な標準に依りまして茲に課金額を決定致したいと思つて居るのであります、それから第三條の改正は從來は負擔義務者は毎年二月末日迄に一年の収入豫算額を申告すべし、斯ふいふ様になつて居りまして、申告がすべて豫算になつて居りますものを今回は俸給、給料、加俸、恩給、年金、手當等の定額を算つて居るものはその収入を基準として豫算額を出し、現在のこの申告は實收の豫算額だから實與その他不定額に就きましては前年度中の實績取得額を出す、斯ふいふ風にその申告を出來るだけ確實にしたいといふ意味に於てこれだけ改正致したのであります、

第二の自由職業これは御承知の通り辯護士、醫師、新聞記者の自由職業の取得に就ては従前はそ
の豫算額で取る様になつて居りましたものを前年の總取得額から必要なる経費を控除したる額を
いふことでその正確を期する様になつたことは第一と同じであります、第四條は従来期日内に申
告した場合はすべて二割控除することに條例がなつて居りましたが、これは十分の二以内を
控除したるものを以て取得額とするに得、扶養義務者が多いものかそういつた負擔者に對
しまして此の控除額を適用するに意味に於て全部従来同様控除しないといふことに改正した
い、これも増収を圖る一つの方法と思つて居ります、次に申告しなかつた人に對しましては工巡
費條例の第二條の第一項に仍て此の取得課金にせずして工巡費として賦課することを妨げないとい
ふことに改正致してございませう

次に營業課金條例中改正の件に移りますが、これ又他の課金の増徴に従ひまして、従来最低額
が四圓になつて居りましたものを十二圓まで高めました譯であります、實際に於きまして課金調
査委員の査定に於て四圓五圓六圓を賦課して居る者は殆んど無いといふ現在の狀態であります
これは一級を十二圓まで上げて逐次に隨ひ級の年課金を増額致しました、第三條の改正は
従來の營業課金條例に依ります課金負擔義務者は毎年十二月三十一日迄に自己の次年度課金負
擔等級を申告すべしとなつて居りますが、これは甚だ不合理でありまして自分は二十級だといふ
十六級だといふ申告せしめるに非ざるに於ては、實際に於きましては昨年度

(110)

から各營業の種類に依りまして、その賣上げ金額に對しまして此の營業に之の位の利益が上がる
ものであるかといふことでその利益の率を出しまして、それに更に千分の幾つを掛けたものを營
業税にするといふ方法は最も合理的なものでございまして、査定に於きましてはさういふ見地か
ら査定致したものを此の等級に當嵌めまして賦課して居つたのでございませう、これは十五年
度からその通りに營業者から毎年賣上げ等申告して貰ひましてそれに依りて査定した結果等級を決
めて營業課金を賦課するといふことに合理化致すことになつて居るのであります、第四條の改正
は先程取得課金の所で申上げました通り申告を爲さざる者に對しましては課金調査委員會に於て
負擔等級を認定する、或は又場合に依りましては工巡費徴收條例の第一條第二號に依りて營業税に
せずして賦課するといふ様なことが出来る様になつて居りますその次の雜種課金條例中
改正の件、これは第一條第二號の中に従來記入して居りませんでしたものを二つ入れましたものであり
ましてそれは一時の滞在者の營業に對しまして一等から五等まで五十圓乃至五百圓の日額の雜種課
金を課することに致して居るのでございまして、これはその營業の種類、營業の方法、滞在日數
滞在場所その他の所定の事項に依りましてその等級を定めて賦課する、その次は第十一の女給及
仲居其の他之に類する雇傭で養ひに仲居に對する雜種課金が課せられて居りましたが途中でこ
れが廢止になつて居りましたが一昨年から女給に雜種課金を賦課することにになりましたが仲居
も女給と類似したものでございませう爲に再び茲に仲居の雜種課金を女給同様課すといふこと

(111)

に改正致した次第であります、その次は第五條でございまして従來の女給は雜種課金を賦課しま
す場合は各店の各個人に對しまして告知書を發給してそれを徴收させて居るのであります、こ
れでは現在の如く數百の女給並びに仲居を込めますと數百に上るのであります、それが一つ一
つ課金の告知書を書き徴收するといふことは事務上非常な煩瑣を來たしますのでその雇主が徴
收義務者になつて貰ひまして一括して、その料理屋或はカフェーの女給仲居に就きましてこれを
一括して納めて貰ふのでありまして、何々の外何名、外幾らといふことに告知をさせて居ると
それに依りて徴收するといふことに改正して頂きたいのでございませう、雜種課金條例中改正の件は
只今申上げた通りであります、その次に工巡費徴收條例中改正はこれは頗る簡便であります
現行徴收率を増額致しました、増額致しますので従來、營業を營まざるものには賃賃年額
の百分の一以上百分の五迄ありましたのを百分の二以上百分の十五に上げました、營業を營む
者には百分の三以上百分の十二迄ありましたのを百分の五以上百分の三十迄増率するとい
ふ改正案であります、その次は居留民團課金條例及工巡費衛生費徴收條例及工巡費衛生費徴收
條例中改正の件は現在の課金の種類に依りまして納期が異なつて居つたのでございませう、こ
れは徴收事務の簡便を圖ります爲に總て是等の課金は第一期の納期を五月三十一日限り二期を七月
三十一日限り、三期は十月三十一日限り四期は一月三十一日限りと定めましたのでありまして、
たゞ第一期の五月がその中間の月になつて居りますのは、第一期の査定を致します時日を要し

(112)

ますので五月にしましたのでその次に納期を置いた次第であります御質問がございましたら答
辯致します
○副議長(龜澤清朝君)色々御質問もありませんが丁度食事の用意が出来て居るさうでありますか
らこれで休憩致しまして、暫く休憩食事に致したいと思ひます、別室に食事の用意が出来て居り
ます、
休憩午後七時十八分
再開午後八時
○副議長(龜澤清朝君)では是より議會を致します、日程に這入るに先立ちまして字句の訂正があ
りますから一寸御訂正願ひます、一番最初の第十三號議案の取得課金條例中改正の件一番最初
に千二百圓あります次に、千二百圓以上といふところは、「千二百圓を起る額より」千五百
圓迄を御訂正願ひます、千二百圓を超ゆる額より千五百圓迄を御訂正願ひます、千二百圓
を超ゆる額より千五百圓です、その次以下同じくですから千五百圓迄あるところを千五百一
圓を超ゆる額より「判つた」三呼ぶ者あり、一番最後の二萬圓以上あるところを二萬圓を
超える額に御加筆願ひます、次の頁の三行目前項第一號の給與、の下に給與中、俸給、給料、加
俸、手當等御加筆下さい、「俸給?」三呼ぶ者あり、俸給で打つて給與それから手當、も
う一つ申上げます、前項第一號の給與中俸給、給料、加俸、手當等の支拂ひを爲すものは支拂調

書を居留民團長に提出すべし、但恩給年金を除くは但恩給年金を除くといふことを削除して頂きます、もう一つ雜種課金條例中改正の件は二頁中四行抱養費一名に付「月額」を「御加筆願ひます、それから抱養費同じく、「同」一圓を御訂正願ひます、では日程に入ります

○志村正三君 此の取得課金に就きまして、私は毎同様な意見を述べますが今日迄何等の御考慮が加はつてゐない點を遺憾に思つて居ります、それは何かと申しますと此の取得課金を負擔する者の中で、扶養義務者ある者に對しては此の税金に對して或る程度控除する必要があるといふことは私は毎同述べて居り、課金調査委員會にも此の點に就て考慮する様に私は詳しく申し上げて居ります、今日の此の情勢を見ますと特に此の必要を痛感するのであります、と申しますのは現在の我が國に於て我々の子弟は我々の子弟であると同時に國家の子である、國家は常に子供の管理をも試みんとして居るのであります、健全なるこの國の國民を作つてゆく上には我々個人は、國民としては勿論であります、又國家並びに行政に携はるるものも此の點十分に考慮される必要があると思ふのであります、現在の日本の人口増殖の狀態を見ますと、過去に於て居つたのであります、然るに最近の狀態を見ますと出生率は漸次に減つて居り、之に對して死亡率は、特に五歳以下の幼年者の死亡率は世界一であります、斯ういふ風な點から見まして増殖率に於て漸次に減つて居るのであります、國家の將來を考へます時に人口の人口問題の確

(114)

保といふことに就ては非常なる所の關心を持たれて居る、歐米に於ては特に獨逸、伊太利に於て將來人口増殖率の盛んな國が結局は衰へるんだ、人口増殖率の少い國が伸びて居る、斯ういふ様に言つて居ります、その様に人口増殖といふことは重大なるこの意義がある、同時に我々も此の現状を見ます時に將來に對する非常なる關心を持たなければならぬ、又此の點に就ては我々も此の比較的下級の、中産階級以下の子供を育てるに、一人子供が増えなればその生活費が高み、従つて一人子供を増やすことを躊躇する、又一方に於ては一人の子供が殖える、それに病氣その他に因る経費を考慮して出来るだけ少く育てようとする、或る方面に於ても子供の養育といふことを考へます、事實子供の養育の上には三度の食事だけでは取り切れない、さうしても間食が子供に對しては養育を増す手段である、併し今日の様に間食さすにも小さい菓子一つ六錢乃至十錢といふ時代に於ては、子供の養育を保つ爲に必要なるこのカロリーの得させる爲に與へる間食に莫大な金が掛る、正に現在の狀態の通りであります、私は今二人の子供を日本にやつて居る、此の間食に要する費用を見てみる、一人子供に十錢の間食費がありさへすれば相當なもの、大福が十錢で三つ買へる、併し天津に於ては一つの餅菓子を與へるに六錢乃至十錢掛かる斯ういふ様な現況から見まして、子供の養育、並びに換へれば健康の上に一人の子供に掛るこの経費の膨脹、斯ういふもの考慮して下さいますれば取得課金に於ては比較的係給率の低い係

(115)

給生活者に對しては十分に子供一人子供のあるといふことに對しては考慮を拂つてやる必要があると思ひます、これは國家の將來に大きな問題にぶつつかるに於て實際問題として今日の天津に於ける現況を見ます時に、私は取得課金の比較的係給率に對する納税者に對しては、扶養義務者があるといふことに對して十分なる考慮を拂ひ、出来れば税金を取らないでも済み、その税金だけでも子供の保健の爲に金を費ひ得るといふことにすることが精神的にも望ましいと思ふのであります、毎同私はこの事に對して扶養義務者の點を考慮する様にいふことをよく申したのであります、今回一回も考慮を拂はれたことがない、果して民間當事者は一體に「いふことに無關心であるのか、考慮を拂はれたのであるけれども其の必要が無いと思はれるのか、その點一應明確に答へて頂きたいと思ふのであります

(114)

○助役(宮家壽男君) 御尤な御意見であります、私は取得課金條例改正の御説明を申し上げましたところで第四條に期日内に申告したるものに對しては課金調査委員會に於てその申告額を相當と認めたる時は申告より十分の二以内を控除したる額を以て取得額と爲すことを得て御説明申し上げました時に、従来期日内に申告したるものに對しては課金調査委員會で相當と認めたる時に二割を控除して頂くのであります、茲に申告の十分の二以内を控除するのが扶養義務者の數に依て之を十分の一或は十分の二を控除する意味に於て改正したものであります、これを先程申し上げたのであります、まだ志村議員の意に満たない程度かも知れませんが、當局と致しましては今度の調査委員會に提出致します原案に於ては、扶養義務者の數を出来るだけ調査致しまして、扶養義務者の多い者に對して十分の二迄考慮することを重ねて御説明申し上げます

(117)

の際にそれだけを控除して申告させることにした方が適切ではないかと思ひます。

○助役(宮家壽男君) 只今申し渡しましたが今度の取得課金の申告書のホームを御覽願ひます。家族の控除を考慮致しました結果家族数を記入して頂く様に新年度の申告書から形式を整へて居ります。それに依りまして査定したものを調査委員会に上程する様に居りますので若干御趣旨に副ふだけの改正を致して居ります。(「異議なし」三呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) その他御質問ございませぬか。御質問がなければ満場御賛成認めまして第十三號議案より第十七號議案まで讀會省略可決確定致したいと思ひます。如何でせう。

(「異議なし」三呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) では第十七號議案まで可決確定致します。

○議案第十八 課金調査委員会條例中改正ノ件

○副議長(龜澤省朝君) では課金調査委員会條例中改正の件、之を議題に致します。提案者より議案の趣旨に就て御説明願ひます。

○助役(宮家壽男君) 従來の成績から御説明申上げます二十五名でありまして、必要に應じて増員することを伺ひたいと思ひますが、現在は三十三、四名の方に課金調査委員を御委嘱申上げて居るのであります。十五名の倍以上にも達して居る様な状態でありまして、寧ろ情勢に應じて三十五名改めた方が合理的ぢやないかと思ひました結果、本改正案を提出致しました。

(118)

(「異議なし」三呼ぶ者あり)

○鹽谷信治君 此の課金調査委員の任命に就ては、今民團では豫算の膨脹して居りますので、従つて委員の増員は非常に重大問題であります。然も申告が基になつて居るのであります。その申告を最も公平に判定せられ、課金調査委員会で判定せられたものに對しては、居留民は一言もない様にならないものと思つて居ります。従つて此の理由にありまして、居留民の増加に伴つて今度委員を増員せられることは賛成であります。之れと相調するに當り、居留民の増加に伴つて今度委員を増員せられる爲に色んな材料を提出するのは民團の此の方面の係りが之に當られるのであります。此の係りの者の方にも課金調査委員諸君の方で希望せられるに十分な調査出来る様に材料を此の方面にも充實を願はれんことを私は希望致しますと同時にさうか其の考へがあるかお伺ひ致したいと思ひます。

○副議長(龜澤省朝君) 御質問ですか、希望ですか。

○鹽谷信治君 希望ではありません、民團の調査係員を現在よりも増員されるお考へがあるかさうかと思ひます。

○助役(宮家壽男君) 御説の通り人員の増加を願ひまして、特に敏腕の者を此の方に揃へて居りますが尚ほ一層さういふ方面に注意を致して居ります。

○五十嵐重吉君 私も此の調査委員の一名であります。數ばかり増やすのが能ぢやありません、そ

(119)

れよりも實際の成績が上る様に欠席者の多い様な人は成るだけ御辭退して頂くことにして、恐らく今迄の結果を見ますと出る人は確實に出る、出ない人は全然出ない様に見受けます。切めて半分以上出られようといふ人を選定せられんことを私は希望して置きます。(「ヒヤ」拍手)

○志村正三君 私は此の機会に於て課金調査委員である人、又なる人は申す迄もありませんが、斯ふいふ人に希望して置きたいと思ひます。それは兎角此の課金が我々第三者から公平な眼を以て見て頗る不公平な課金の實情であります。で現在の調査委員の情勢では或は斯ふいふ方面まで十分なる調査が行き届かないかも知れませんが、課金の公平さいふ點に於て出来得る限り公平にして頂きたい、例へばこれは、私は木下君を前にして實は斯ふいふことを言ふことはさうかと思ひますが實例だからして斯ふいふことは不可んといふ一つの例として申します。それは私は係給生活者で木下君は一箇の醫院長で生活状態に於て我々は一月一週の掛買したならば此の月は總ての支拂ひを停止しなければならぬ様な状態である、併し木下君あたり商賣上廣告の關係は勿論ありませうが相當に(笑聲)相當頻りに斯ふいふ様な實際問題はあると思ひます。だから課金は一體さうかといふ私に大して變らない、寧ろ私が多いかも分らない。「それは不公平だ」「よし分つた」三呼ぶ者あり。まあ大體に於てさういふ風なこれは一つの例であります。是は決して皮肉るのではなく例を申します。(「ヒヤ」)總て課金の公平を期する上に於ては斯ふいふ風なことに就ても十分考慮して頂きたいと思ひます。(「ヒヤ」)總て情實さの關係に依つて此の課金を

(120)

決められるのぢやないと思ひますが、實際さういふことになつて居りますから斯ふいふことのない様に、これは私が今申上げた此の例以外のことは澤山あります。(御尤も)さうぞ此の點は十分考慮して頂きたいと思ひます。「分つた」三呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 外に御質問ございませぬか。

(「なし」三呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) なくば満場一致認めまして讀會省略可決確定致します。

○議案第十九 電氣使用條例中改正ノ件

○副議長(龜澤省朝君) では第十九號議案電氣使用條例中改正の件之を議題に致します。提案者より提案の趣旨を御説明願ひます。

○助役(宮家壽男君) これは發電所との契約に依りまして、發電所で使います石炭が上りました場合には夫れに依つて電燈料を上げることになつて居りますので現在の様に石炭が從來十三圓五十錢でありました處が十六圓それ以上になります場合には民團で買入れる電燈料も高くなる譯で、一キロワット時三錢五厘ではコストに等しいといふのでこれを四錢に引上げたいといふ趣旨で提案した次第であります。(「没法子」三呼ぶ者あり)

○五十嵐重吉君 第九條電氣使用料第二種甲になつて居ります。これは何を指してゐるか御説明願ひます。

○助役(宮家壽男君)第二種甲は従軍制に依る三相電動機の方であります、

(「異議なし」三呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君)それでは満場一致御賛成認め議案略可決確定致します

○議案第二〇 教育費特別會計條例案

○副議長(龜澤省朝君)第二十號議案教育費特別會計條例案之を議題に致します、提案者より提案の趣旨を御説明願ひます、

○助役(宮家壽男君)教育費を特別會計に致します時に、既に大使館の指示に依りましては國庫補助並びに教育費補助金を歳入に致して居りました關係上、教育費の收支は別に明かにする方法を指示されまして、特別會計にしない場合は一般會計に於きましては教育費だけは特に收支を決して明かにしろといふ注意がありましたので、それは天津民團に於てはございませぬが他に於きましては教育費に補助或は寄附されたものが全額それを廻さずして却つて他の一般經費に流用されても會計上之を容易に見出す様なことは出来な、様な状態にありましたので政府の國庫補助を受ける上に於て此の教育費の收支を明確にする必要を感じられましたのであります、天津民團に於ては之を特別會計にしまして先程一寸御説明申上げました様に、民間課金、繰入金、授業料、入學考査料、國庫補助金及教育費として指定せる補助金、寄附金、並びに臨時費の教育開費の如き借入金を歳入に致しまして、教育費に要する費用を歳出として特別會計にする様に致

(191)

(122)

しましたのであつて、此の會計に剰余を生じた場合、それが従來の形では一般會計に翌年度の繰入金になりますが、特別會計で處理致しますと教育費に依り生じた剰余金は之を教育費に積立金を作るには翌年度の教育費に積立てまして他に流用出来ないといふことを建前に致しまして教育費の積立金を設けてまして教育費以外の使途に充てないといふことを原則的に決める上に特別會計を設けることになつたのであります、

(「異議なし」三呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君)満場一致御賛成認めまして議案略可決確定致します、では第二十一、二十二、二十三は大體通過つた案でありますから此の三案は一括上程致したいと思ひます、

(「異議なし」賛成三呼ぶ者あり)

○議案第二十一 天津漢語日本尋常小學校ニ高等科併置ノ件

○議案第二十二 天津三笠日本青年學校設立ノ件

○議案第二十三 天津大和日本青年學校設立ノ件

○副議長(龜澤省朝君)では天津漢語日本尋常小學校に高等科併置の件、天津三笠日本青年學校設立の件、天津大和日本青年學校設立の件、此の三案を一括上程致します、提案者より御説明願ひます、

○助役(宮家壽男君)天津漢語日本尋常小學校に高等科併置の件は現在の第二小學校であります、

從來之に高等科はございませぬが十五年度から高等科を併置する必要を生じたので併置の件を提出した次第であります、その次の三笠日本青年學校、大和日本青年學校は一括御説明申上げます、青年學校の教育は十五年度より内地に於きましては義務教育制になりましたので、又河北方面三區方面の人口増加、工場等の設立なさいましたので青年學校に收容すべき青年が増加致しました爲に、從來は日本租界に一箇ありましたのみでありましたが之を各地に、詰り特三區、河北方面に設立しまして是等の青年に教育を施すことに致したいのが本案提出の理由でございます、(「異議なし」三呼ぶ者あり)

○古田治四郎君 此の小學校に高等科を併置の件は芙蓉小學校、吉野小學校は出て居りませんが芙蓉小學校、吉野小學校は高等科を併置する必要は無いのであります

○助役(宮家壽男君)今迄に全部なつて居ります、今迄尋常高等小學校になつて居ります

○古田治四郎君 念の爲めに茲に同つて置きますが青年學校との連絡はどうか居りますか、高等科の無い場合、青年學校と連絡を爲る爲に青年學校に普通科が居りますが、今後は矢張り高等科を出るに青年學校の途中から入つて行くか、それ共青年學校に席を持つた高等科でありますかそれを委しく御説明願ひます

○助役(宮家壽男君)青年學校は從來の行き方と異なるのであります、書問の普通科は之を置かないことを原則に監督官廳に於かれまして方針を樹てられて居ります、それで夜間の本科を主

(123)

(184)

として、そして成可く多數の入學をさせなければならぬといふ、資格者を出るだけ多く募集して收容するといふ方針に十五年度から徹底して掛る事になつて居ります、唯だ從來の青年學校に於きまして書問の女子の普通科は當分現在の儘で行く積りであります、男子の方の書問のものは之を廢止する方針であります、

○古田治四郎君 分りました

○志村正三君 助役の説明に依りますと青年學校を設けるといふことは義務教育の延長であるといふ風に聞いて居つたのであります、青年學校には勿論授業料を徴收される規定はないだらうと思ひますが、小學校は同じく義務教育であります、義務教育であるが授業料を取る、青年學校は義務教育に準ずるものであるが授業料を取らない、此の點はさうも矛盾がある様にも思はれるのであります、その點の見解はどんなものでありますか

○助役(宮家壽男君)只今申上げましたのは青年學校に通ふべき資格の者、青年學校に行く義務を生じた者であります、唯だ晝間他處に務めて晝間上級學校に進み得ざる者にして、幼少の時から勤務し夜間時間を以て青年學校に學ぶ者で、同じ義務教育ではございませぬが小學校に通學して居りますものご家庭の状況で考慮を要する者多々あるものであります、さういふ風な點に於きまして青年學校の方は授業料を徴收しないのであります、

○早瀬精一君 青年學校とそれから高等小學校とありますのに本年度の中学校及び商業學校は最

大人員を收容するに聞いて居りますが、中學校は百六十二名まで多少欠席があつて百六十名取り、商業學校は朝鮮方面からの志願者を入れて二百二十名の中百八十名取つた、志願者全部を收容する爲めに學級を増やして收容するに似た様なことになつて居りますが、あれは學校經營者の方の意思であらう、いふ様になつたのか其れ共監督官廳の意思であらう、いふ風になつたのか、高等科や青年學校まで志願者全部を收容しなければならぬ奇現象を來しまして、學校當事者として誠に、明かにそう申しますと語弊があるかも知れませんが普通の生徒には出來る子供も出來ない子供と一緒にやつて行くことは遣り難いものであります、學級で非常に多數收容する爲めに商業まで昨年三學級であつたのを今度は五學級に増やして参ります、經費の點が嵩んでくるに對しては負担は非常なものであらうと思ひますが募集人員を學級を増やした點は何處らに存在して居りますか、關聯して居るかどうか知りませんが此の機會にお訊ねしたいと思ひます

○助役(宮家壽男君)募集人員につきまして當初廣告しまして中學校は百三十名商業は百六十名になつて居つたのでありますが、非常に志願者が多いのでその數は或る程度まで増加しても教育上差支へないと思はれて居るものは出來るだけこれを收容してやつて居ります、級を増やして居りますのは將來内地等から當方面に轉動されてくる方の子弟の轉學をいふことも考慮致しまして收容人員を收容出来る様に學級その他増級致しまして學校長に於て全然中等教育を施すに足りない者は採用して居りません、御承知の通り本年度から試験制度を撤廢致しまして本年度

(126)

(125)

教育の機會均等に則する如く望みましたので發表しました様な募集人員を増加したのであります、青年學校は只今申しました様に書問の青年學校の普通科は男子の方はこれは十五年度から廢止致します、それで中等學校に入り得なかつた者は出來るだけ高等科に收容してそして更にもう一年修業して受験せしめることになつて居ります

○早瀬精一君 そうしますと志願者が多いから増やそうといふ趣旨から考へます、當初中等學校を作り女學校を作つたのは土地が遼寧な所から内地或は大連、旅順に就學するのは不便だから此の土地に中學校を作らうといふことで今日迄建て、來た學校であります、土地の兒童を成るだけ多く入れてやりたいといふ意思で志願者が多いなら多いだけ募集すれば此處の兒童は殆んど入るだらうといふ様な老練心、自負心を以て臨まれることは定に有難いこと、父兄は思ふでせうが、朝鮮邊りから本年志願して來たものを子供あたりの例を聞いてみますと天津に行きさへすれば中等學校、商業學校には殆んど入れてくれるから出て來た、試験受けなくて入學許可書を與れたいから何故か三天津では入れてくれるのに間違ひないから入學式まで朝鮮に歸つてくるからといふことである、そういふ様にして行きよりますと朝鮮全土から優れた子供が押し掛ける此處の子供は試験でもせられたら入つて行かない奇現象を來たしやしませんか、朝鮮兒童を云々といふことは定に穩當を欠くかも知れませんが、他府縣の兒童を無制限に收容するといふ様なことは或は教育費を一時納めさすか、そういふ風な策を講じられてそれに制限を加へられて行く方

法を一つ考へなければならぬぢやないかと思ひますが、その點でせうか、北京は聽く所に依れば確かな學校で中學校、商業學校まで他の土地から來て入る生徒には七十回の教育費を寄附させるに聞いて居りますが、他からやつて來て此の商業に入りたい、中學校に入りたいといふのを無制限に入れるから志願して來るのを收容して居るに何十學級募集しても満員といふことになりまして此の天津居留民團の建てた學校の趣旨に反する結果になりやしないかと思ひます、此の點當事者のお考へは如何なものでせう

○助役(宮家壽男君)御説御尤もですが、その點に就きました他地から此の學校に入學する者に對しては特別に授業料を課するかといふことには就て只今早瀬議員の仰せの様な特別の寄附を課するにいたつたのであります、適當な時機に只今仰せられました様な教育費を提案する運びになるだらうと思ひます

○早瀬精一君 そうですか、それは結構です
○古田治四郎君 ついでですから青年學校に就てお伺ひしますが、三密及び大和青年學校を新しく出來ましたあれは芙蓉青年學校でありますか、矢張り天津青年學校でありますか
○助役(宮家壽男君)今迄通り天津日本青年學校といふことになりまして、小學校長が兼任です、別に青年學校

(126)

(127)

長を入れますかお伺ひします
○助役(宮家壽男君)小學校長の兼務でなくして青年學校教育に造詣の深い方が全部校長を兼ねてやることになつて居ります
○古田治四郎君 校長になられるのは専任の方が來られるのですか
○助役(宮家壽男君)そうです

○古田治四郎君 それはさうして私がお伺ひするに日本に於ける青年學校の指導教員が單に養成されて今迄さういふ方面の経験の無い人ではないが、動もすれば今の青年學校は中等教育の様な傾向が感ぜられます、眞の青年學校に中等教育を施す學校には大分趣味が違ふのであります、據當者は青年學校の目的に副ふ様な學校長に就任して貰ふ、天津で建てた青年學校の方針が區々である、三つあつたら三様になるといふ様なこと無い様にお願ひしたのであります、是非青年學校の教程に基く近代國家の要求してある青年學校になる教育指導者を得られんことを特別に願ひして置きます
○助役(宮家壽男君)近く御説の通り提示せられる様になると思ひます
○「異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長(龜澤省副君)滿場異議なしと認めて議會省略可決確定致したいと思ひます、では二十一、二十二、二十三議案以上三案可決確定致します、次の二十四號議案から二十七號議案までは病院

に關するご意見ありまして此の四つを一括上程したいと思ひます如何でせうか（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議案第二十四 天津日本婦人病院設置ノ件

○議案第二十五 天津日本婦人病院諸料金條例案

○議案第二十六 天津療病院改稱ノ件

○議案第二十七 天津療病院諸料金條例中改正ノ件

○副議長（龜澤省刑君） それでは二十四號議案天津日本婦人病院設置ノ件、二十五號議案天津日本婦人病院諸料金條例案二十六號議案天津療病院改稱ノ件、二十七號議案天津療病院諸料金條例案を併せて一括上程致します提案者より趣旨の御説明を願ひます

○助役（宮家壽男君） 天津日本婦人病院の設置に就きましては説明を申し上げないでも十分に各位には御諒水の事と思ひます、昨年天津料理店組合の御好意に依りまして秋山御所在の家屋を寄附されまして水災以前之を修理して無事病院を開設致す様にして居りました所が水災の爲に延びまして本年度よりその家屋を改造致しまして新年度より婦人病院を設置する事になつた次第であります、従つてその開設致しました病院の諸料金は此の諸料金條例に列記致して居ります通り決定致して四月一日より實施したいと思つて居ります、その次は天津療病院改稱の件これは茲きに天津日本公立病院といふものを改稱しましたし茲に又天津日本婦人病院といふものを設立

(180)

ました爲に從來單に天津療病院と稱されたものにも亦天津日本といふ字を加へまして天津日本療病院と改稱する事が妥當だと思ひます次に天津療病院諸料金條例中改正の件は婦人病院が設立されました爲に第一條から第三條の婦人の診療に關する料金を削除致しまして此の條例中に天津療病院とあるのを天津日本病院と改むといふことに改正致します

○河合一雄君 婦人病院といふもの、性質から非常に結構なる話でございます、全般的に非常に結構なことと思ひますが、今少し機嫌及び内容を今少し詳しく説明して頂きたいと思ひます、次に此の專問の病院が出来ますと市中に有る開業醫に對する影響如何之を一つお訊ねしたいと思ひます、前の内容は出来るだけお訊ねします

○技師（多田照君） 河合さんからの御質問に依りまして先づ第一に就てお答へ申上げます婦人病院の内容を申上げます先づ婦人病院に至りました所の経歴を考へますと私が参りましたのが昭和十二年十二月であります、それ迄に天津には特別に特殊婦人に對する檢査制度といふ様なものが確立してゐなかつた様に思ふのであります、唯だ富貴胡同の一ヶ所に鮮人が居りましたそれに對しまして定期に檢査を行つて居つた様でありまして爾來それから二ヶ年間此の天津に増えました所の人員を調べてみますると只今では千三百名に垂々として居ります、之に對しまして私の方として昨年六月以降技師一人増やし只今では醫師は三名毎日此の檢査をやつて居ります、看護婦は只今迄三名でありまして、今後これを建てますことになりまして四月一日からもう一

(181)

人醫師を増やしまして看護婦三名増やし、醫師三名看護婦六名で以て當ることになつて居ります、第二に就てお答へ致しますが、特殊婦人病院でありますので當天津に於きます各開業醫師諸氏に對して或る程度まで多少影響があると思ひます一般婦人を対象に致しました病院ではございません、その點醫師會並びに醫師各位に對して左程影響は無いものと思つて居ります

○五十嵐重吉君 婦人病院設置は賛成致しますが一才一言お伺ひ致しますが此の藥料は實費診療と同じ様な單價であります若し同じ單價であるならば敢えてお答へを求めらる必要はありません一寸お伺ひします

○技師（多田照君） お答へします婦人病院諸料金條例中申しましても之は元々實費診療所といふものが以前にありまして婦人病院に致しまして實費診療に依り治療するに實費診療所の意義を爲さないことになりましてで實費診療と同じ程度のものを致しまして之に就ては醫師會に料金を出して承認を得て居ります（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○志村正三君 多田さんサルバルサンは實費診療で三圓ですか

○技師（多田照君） サルバルサンだけは違ひます

○志村正三君 それはよろしうございませう、婦人病院設置といふこの時期に於ては寧ろ速いといふ感がありまして、我々もつと早く此の實現を希望致して居つたのであります、然るに今日に至つて漸く議案に出で婦人病院が出来るといふことは遅延しながら甚だ結構だと思ひます

此の婦人病院の設置に就きまして多田君の非常なる所の熱意を以て今日茲に爲難を排して實現させたいと思ひます、多田君の勢に對して感謝を表す次第であります、茲に民會並びに民團當局者にお願ひするのは此の婦人病院といふ此者は決して他人の利益の爲めではなく我々自治體の利益の爲めに之が出来て居るのであつて、元來此の内容の完備は此の婦人病院の機能を完全に遂行し得るに之は花柳病の豫防の上にて最も必要なることであつて、全機能を完全に發揮するに之を我々として希望致して居る建前上、之に要する經費に就てはケチケチせず、ごんごん出してやつて頂きたいと思ひます、何故斯ふ申しますかといふと花柳病の蔓延といふことは先程申しました人口の増殖の上にて非常に意義があるものであります、先程申上げたと同じ意味に於て花柳病を撲滅することは國家の衛生行事の一つであります、斯ういふ風な意味に於て此の婦人病院の爲に必要なことの施設、必要な經費には十分なる御理解を以て一つ出してやつて頂きたいと思ふのであります、これを此の機會に民會議員の一人としてお願ひして置きます

○助役（宮家壽男君） 畏りました

○森川照太君 一寸お伺ひしたいのですか是はなんですか強制的に、悪い女は強制入院をさせるのでせうな、一問一答で二つ三つお願ひします

○技師（多田照君） これは婦人病院が建ちますと強制入院をさせることになりまして

○森川照太君 支那人は入れますか

(133)

○技師(多田照君)支那人は別であります
 ○森川照太君 千三百名といふのは支那人も入つて居りますか
 ○技師(多田照君) 支那人の數も入つて居ります、日本租界で營業して居る者の娯技は全部入つて居ります
 ○森川照太君 一時悪く共入院させるのですか
 ○技師(多田照君) 之でもそれだけの余裕はあります
 ○森川照太君 それぢや判りました(「賛成」を呼ぶ者あり)
 ○副議長(龜澤省朝君) 外に質問ありませんか
 ○副議長(龜澤省朝君) (「賛成」を呼ぶ者あり)
 ○副議長(龜澤省朝君) 外に質問なければ議會省略可決確定致します、では以上四案可決確定致します
 ○議案第二十八 天津日本教育博物館設置ノ件
 ○副議長(龜澤省朝君) では第二十八號議案天津日本教育博物館設置の件之を議題に致します
 ○民團長(白井忠三君) 之は紀元二千六百年記念事業の一つを致しまして天津附近に於きまして専門家の調査に依りますと相當特異性を有する物があります、學校の教職員並びに生徒等が休日を利用して採取致しましたものを分類致しまして地文人文に關する資料を蒐集することを昨年、

(134)

本年度の休み前から實施致して居りますがこれを二千六百年記念事業に致しまして、そのいふものを廣く居留民並びに他地方から來られた方に參觀させる爲めに陳列、展覽する爲め圖書館の横に、武齊館寄りに適當増築致しまして之を當分利用して教育博物館を設けて逐次これが擴張充に努める方針にしたいと思ひます
 ○副議長(龜澤省朝君) 御質問ございませんか
 ○早瀬精一君 私に低級だと思はれるかも知りませんが、正鵠を得ないかも知りませんが、此の物價騰貴の非常時に於きまして博物館を作ることは少し迂遠ぢやないかと思ひます、保健に對する施設、運動場、公園とかいふのに最も全力を注ぎ而して後に及ぼすべきものが博物館ぢやないか、現に公園に神社の普請を致しまして殆んど見る影もない、公園やら神社の境内やら判らない様な風にして、其の儘で公園が遊び場か分らない様な今日でありますのに之を設置するといふことは時宜を誤つて居るのではないかと思ひます、何れの土地に参りましても博物館といふものは綺麗な公園の中にしつらへて公園を散策する人が後に博物館に行くといふ周囲の情景であるのに公園の整備が足らぬのにさういふ博物館を作るより其の經費を外の方面、保健乃至居留民の福祉方面へば市場の設置に就て何等考慮はありますか、博物館に五萬七萬といふ金を注ぎ込むことは絕對反對致します
 此の議案は何卒撤回致して頂きたいと思ふのであります

(135)

○勝田重直君 私は今の早瀬議員の説に滿腔の賛意を表するものであります、此の經濟都市に斯いふ博物館を建てるといふことは隣りに北京の様な都市が無ければ兎に角致しまして、直ぐ隣りに北京の様な最も博物館設置に適した場所があれば、此の經濟都市である天津に博物館を設けることは餘りに贅澤過ぎやしないかと思ひます、此れは目下の此の時局國を賭して我々聖戰の目的を達成しやうと志して居る今日、此の第一線に然も支那の興亞の基地である北京といふものを控えて居りながら此處に博物館を設置するといふことはさうも私共として二千六百年記念事業委員会で審議されたとしても之には大なる反問を聞くのであります、當局に切に御反省を求めたいと思ひます
 ○學務課長(小林 博君) 一寸設立の考へに就きまして申述べさせて頂きたいと思ひます私共提案しました所以なるものは之に大きな建物といふ様なところに重きを置かないのでありますそれは主として中學生並びに小學生に感興ある動物或は植物或は土質關係、それ等の物に對して子供の手、先生方の手に依つて出来るだけ多くそれを蒐集致しまして、それを科學的に系統立てまして、そして子供の教育に最も適切な陳列してみたい、其處に直接眼點があるのであります、もう一つは時々天津のみならず所謂他市の在外學校の先生方が情氣を生じて過して行くといふのは夫等の人達の研究といふところの門戸が閉ざされてゐる、何と申して研究目標を作つて上げたい、それには財政的に援助するところの民團より外はないのであります、その方面からして出来るだけ

(136)

けさういふ方面の研究をなさる方に對して十分なる努力をされるといふ様な反面を持つて居りますとしてそれが進んで参りますと博物の外に日本の材料といふものも出来るだけ集めて内地との連絡を採つて第二世達が將來假りに故國を訪ねることが出来なくても或程度まで理解を持たせる様にして行きたいといふのは遠い先きの事になります先づ本年より極力努力してみたいといふのが天津を中心と致します天然自然物を出来るだけ多く集めるといふところにありますので建築の方は私共の趣旨では無いのであります、それを集める生徒並びに教員と共に努力して行きたいのがこの趣旨の一つで御諒解願ひ度いと思ひます
 ○早瀬精一君 御趣旨は御尤も承つて置きますが、只今小林さんの申される様なことは各學校の中で各受持つて一つの教室を設置してやられた方が宜いぢやないかと思ひます、それで足りると思ひます、内地の學校生徒の便利を圖る爲めの純然たる博物館でございましてまだ考へ様もありませんが、小學校生徒、中學校生徒が蜻蛉を探り土を集めて持つて來て博物館の名稱を附け經費を支出するに至つては全然反對であります、尙ほ當地の民團は學校を經營して居られる關係でありませうが、餅屋は餅屋であります、學校を經營致して居りましても生徒に對する教化といふ方面は學校の先生に委せたらさうか三存するのであります、最近私は子供會といふものが出来たといふことを聞きまして一と聞いて見ましたが學藝會に毛の生えた様なことをやつて居るのを見たのであります、それは此の項目の何の項目に依つて居るか知りませんが今控して見ても判らないので

ありますが、校外教育といふものに何か経費が出て居りましたが、少し學校先生の細い踏込み過ぎるぢやないかと思ひます、學校で學藝會を催しますと學業を休んでお稽古をして居ります、學藝會は生徒に見せるより父兄に見せるといふ工合にして殆んど勉強する間が無い位である、又皇軍慰問といふ様なものを稽古して方々に見せて歩くが此の土地は内地の一都市に澤山の學校がある様な土地ではありません、僅かの學校でありまして、天津で行事がありますと此處の生徒は全部出て行つて行事に携さなければならぬ、東京、大阪には澤山の學校があつて、そういう行事がある場合學校から二、三人出て行けば何十人の團體が出来るといふ所、斯ういふ狭い所は別問題であります、最近では皇軍見送り乃至は遺骨の見送りに僅かの生徒が行つて居りました、全生徒は會では行事々々で出て居りました、招魂祭乃至は旗行列といひましても全生徒が出て居ります、そういう風に行事が多い爲めに天津の生徒は學業に勤む時間が少いのであります、殊に夏暑い所でありまして内地の生徒より長い夏休みを持つて居ります、尙ほ斯ういふ子供會が出来て學藝會に似たり寄つたり子供會で益々お稽古を勤むに至つては見る眼に忍びぬのであります、生徒は子供でも尋常六年位の子供でありましたが、それが多少判つて來てるからさうも慰問に行くのは嫌だといふ、學藝會に出るのは御免だといふ不平を言ふ様な子供が出る様でございます、是は横道に外れましたけれども、學校の當事者が遺る可き權限の所へ民間の當事者が出て行つて遺るのは無用ぢやないかと思ひます、それにつきまして小林さんの御説により

と特に述べた建築物は堪らんと思ひますけれども、これは豫算面に出て居りますのを見るに圖書館の増築費が二萬何千圓であります、博物館の經費として五萬圓の經費が出て居るのを見受けるのであります、此際緊急欠く可からざる外の事業があるぢやないかと思ひますのであります、此の點に御考慮して頂いて此の博物館設置は一時見送つて頂くことになれば誠に合せ存じて居る次第であります

○小澤 昇君 教育博物館設置に就て早瀬議員から御意見がある様であります、私は是非之を實現させて頂きたいと思ひます、先程小林吏員のお話の様に當天津に於きましては斯ういふものは是非必要なのでございませぬ、又勝田議員は北京の様な所ならばいふお言葉でありましたが、私は北京の様なところならば、いふお言葉に浸るゝことが出来るのであります、そういう所が無い天津に於きましてはより一層必要だと思ひます、こゝに教育に關するに就て兎角私共等間にし過して居るのであります、目の前の研究問題に就ては誰れも気が付く、民間當局に於ても十分考慮なさるべき此の教育に關しては十分施設を施さないのであります、先程も志村議員の仰せの様に體育教育は一番國民向上發展の爲め必要であります、殊に北支那に於て私共が本當に伸び様とするには教育機關の完備といふことが何より基本だと思ひます、それ故に體育教育の完全無欠といふことが私共の願ひであらねばならぬと思ひます、その意味から此の教育博物館といふものは形は小さいでも完全なものに仕上げる爲めに形づけるべきだと思ひ

ます、殊に紀元二千六百年の記念事業に致しまして保養院、博物館、綜合運動場を計畫してあります、これは時宜に適した遺方であると思へまして實現したい事を願ふ次第であります、特に御賛成を願ひ度いと思ひます

○勝田重直君 只今御賛成の御意見を承りましたが、無論誰かから練々御説明がありましたが要するに子供の教育所謂中學小學の子供の教育に自然物を多く集めて研究目標にしたといふのが今のところの御意見ぢやないかと思ひますが、斯かる目的は無論誰れでも欲する所には違ひないけれど、共計つて悪いこと申上げるのは決して無いのであります、出來る限り私等遺りたいに違ひないけれど、此の經濟關係を考へ、此の時局を考へて、そして尙ほ附近に研究し得られる北京を持つて居るのだからして、北京の様な都市に申しますか、要するに政治都市、經濟都市といふ様なところが纏つてはつきり区分せられ、現在に於ては区分されてないのでありますから極く近距離の所にそういう様な設備が完備する様な所は無難ないのだからと思ひますが、十分資料を北京から得られるだと思ひます、それらで間に合せて置いて此の事變でも終り愈々我々が研究に没頭し子供の教育に差支へない様にして行きたい希望を發揮させることを出發點としたら如何かと思へます、現在に於て遺りたいには違ひないけれど、もう少し待つて後それが實現を圖つたら如何かと思ひます、意見を承りましたから誤解の無い様にお願ひします、そして今回は之を撤回なさつて又來る可き民會にお諮りなつたら如何かと思ひます

○民團長(白井忠三君) 勝田さんにお伺ひしますが假りに之を撤回するにその費用を藏つて斯ういふことにしやうといふ御案でもあるのではございませぬか

○勝田重直君 ございませぬ、それは學校の設備なりなんなり随分費用が要するから、まあ國庫の補助を五萬圓仰がない様に済ませる様にしたいと思ひます、そういう風な考へであります

○民團長(白井忠三君) それならば一つ私は申し上げますが、博物館といふ言葉に少し皆さん捉はれて居られるぢやないかと思ひます、又博物館の施設が教育博物館といふ名前に於きましては固より色々ありますが、先刻來當局から説明しました様に、生徒の蒐集科學に對する興味を増進せしめる意味に於て蒐集所を設けるのであつて、早瀬君は各學校に一つづつ蒐集所を作れば宜いぢやないかと思ひますが、それは却つて費用が掛る譯で、商業學校の何の蒐集したものか、此の教育博物館に集められて共處で生徒をして科學的研究心を高めさせるといふ意味の結果が現はれるのであります、先刻も言ふ通り博物館に何萬圓か博物館を造つてその中に何萬圓の品物を買込んで列べるといふ行き方ではないのであります、勿論珍しいものや手に入るものは集めて入れますが、生徒をして夏休みなりに蒐集させたものを各學校に散逸してしまふ遺憾のない様に天々陳列棚を設けて蒐集品を陳列するといふ、極めて名前は大きいですが、地味な出發點でありまして、そして子供に對して當方面に於ける科學的の頭が子供に無いといふ此の非難は環境、周圍の環境から起つて來る當然な非難でありまして、又實際に於きまして當地の子供にそういう

た觀念が乏しいのであります。此の意味に於きまして此の意圖は非常に適切なるものだと考へる次第であります。そして誰方かの御説に教育の事は教育者側にて置き、素人の民間當局側は斯ふいふ考へする必要はないぢやないかと申されましたが、樂屋を打明けて申しますと、我々が提案した問題ではあります。教育者側の熱心なる御提案を受けまして、段々説明を受けてみま

(141)

○早瀬精一君 然らば目下急務であるところの市場の設置に昨日問題を繰々お願ひして置きました。が殆んど耳を傾けて頂かないので非常に遺憾に思ひます。此の教育博物館を撤廢する經費を以て市場建設の研究なり建設費なりに充て、頂きたいと思ひます。これは市場であり、お腹を空かして居つて教育博物館は早や過ぎやしないかと思ひます。これは教育者として誠に良い事であらう、良い事であらうが居留民は目下の物價高に喘いで居る所であり、市場さへ考へせられる

(142)

余地がない民間當事者は學校で相當設備に經費を取つて居るのでありますから子供の事に關する。こゝでありますら尙更之を撤回して頂いて市場設置の經費に充てて頂きたいと思ひます。

○民團長(白井忠三君) そういふことが出来れば誠に結構ですが、何百萬圓要るか中央市場は現在の民團の財政では出来ません、研究費は頂戴しないでも十分研究して居ります。○早瀬精一君 市場で申しますが、民團長は直ぐ大阪の中央市場だとか東京の卸市場の大きいことをお考へられるのは遺憾であります。私の中にも市中に散在して居る所の支那人の魚屋、八百屋を一箇所に集めて行くのも市場の一つであります。又最初から完備したものを作らうと始めから立派なものを備へ上げることは出来るものではございません。當然作る立派なものより、徐々に手を付けて行つて最後に立派なものを完備して行けばそれで結構であります。踏み出した足は必ず先きに進んで行きます。私は皆で恩賜記念事業の審議があつた時に三萬圓といふ金額になる以前に二萬圓、一萬圓で何か事業を年々増やして漸次擴張して行つたならば順々に立派なものになりやしないかといふ事を記憶して居りました。共がそれ程では用をなさない、一萬圓二萬圓で何が出来るのだ、三萬圓になる迄此の儘にして三萬圓になつたら事業をするといふ話でありました。一昨年あたり存へてゐたら今三萬圓出しても出来ません、ですから五萬圓を研究費にせよと申しません、五萬程度で……

○民團長(白井忠三君) 何が出来ますか(「市場を造つて下さい」)と呼ぶ者あり)

○早瀬精一君 さうです研究費にされたら。○民團長(白井忠三君) 昨日も申上げた積りでありましたが決して一步踏み出して居らんことではないのであります。今の壽梅の市場、あの土地を賣へば數十萬圓は掛ります。監督官廳並びに軍部に於て民間公認市場を承諾してくれましたから物價統制委員會で彼處に民間公認市場といふものを許した、その結果外の商店の物は高いので市場を作ることに依つて物價を安くする……○早瀬精一君 それは御尤もです、貴方に聴かなくても判つてゐます。

(143)

○民團長(白井忠三君) 出来た壽梅市場は安くする爲め作つたのですが、貴方の仰言る五萬圓で茲に市場を造る、一坪百圓以上の土地であります。一坪百圓の土地を五坪買ひましても五千圓、五十坪では市場は出来ません。少く共百坪以上の土地が要ります。その土地が買へませうか實際問題を考へて居らん事はない、壽梅市場の如きはあの當事者に對して十二分は申しませんが或る程度の干渉が監督を致して居ります。阪急百貨店より仕入れて来るのは成程安いのですが當地で仕入れること、當地の同業者を壓迫しない趣旨の下に當地の品物を問屋なり卸屋から仕入れて行くといふことになり、當地の同業者は非常に高つく、そこで初めて當地の小賣商人が決して暴利を貪つてゐない、内地の卸屋も當地の小賣商人も引換へて五割六割の暴利が出てゐる様に見られるが

(144)

當地の商人が仕入れて来るものも、經路を調べてくるに成程さういふ實値になる、その實値が決して當地の小賣商人の暴利でないと思ひました。名前を申しても願ひませんがさうした告白を承つたのであります。そこで昨夜申しました様に、當地の小賣市場の物價を當地の物價を安くする公設市場を作るならば卸賣市場で仕入れる機關を先づ以て作らなければいかぬ、只市場を作つて物を安く賣れば宜い、民團で仕入れたものを損して賣れば安くありませんか、さういつたことは固より出来ません(「簡單にいふな」)と呼ぶ者あり)その意味に於て五萬圓の教育博物館の費用で市場を作つたら宜いだろうといふことは全然話しの釣合ひが取れない考へであります(「原案賛成」)と呼ぶ者あり)

○志村正三君 私は教育博物館といふ問題に關聯して天津の教育といふことに關して意見があります。私は水害後子供を日本の學校に遣つて暮から正月に當時その學校でやつてゐるのを見て参りました。同時に學校の状況を具さに觀て参りました。内地の教育と此の天津の現狀を比べてみますと非常に天津は豊澤である、言ひ換えて謂へば非常に天津の教育といふものは、國際都市といふ關係もありませんが、各設備に於て其の他の點に於て全く立派なものである。之に比べて内地の小學校は誠に憐れなものであるといふ感じがしたのであります。私は學校の子供の教育の現狀を見ました、丁度唱歌會がありましたので行つて見ますと講堂もないのです(「進行」)と呼ぶ者あり)子供が冬寒にも拘はらず廊下の上で膝坊主を抱いてつとつ唱歌會をやつて居る、辛抱し

て歌つてゐる此の實情を見まして、實情離れな思想は斯ういふ様な環境に於て始めて艱難に堪えられるものであるといふ感情を持つたのであります。天津の此の教育に對する費用その他を見ますと全く十分でありまして、田舎へ行けば斯ういふ風に十分教育費を費したものが、立派なものを作つて居る天津の實情は正に兒童にまゝにして幸福でありまして此の上我々が希望するところは形さういふよりも寧ろ、實に於て實に於て十分實情離れな思想を演説出来るといふことに各方面を盡力して頂きたい感じが致すのであります。さういふ感じからして教育博物館に五萬圓の經費といふものを上げて、今の係員の説明を聴きますに、必ずしも斯ういふ譯で五萬圓を投じて此處に教育博物館といふ形を造るといふことは果して兒童教育の眞髓に對して、果して是がびつたりして居るか否か、勿論教育者が之を提案したまはれば、教育者自らの精神に對して兒童教育上是が必要であるといふ建前であると思はれます併し乍ら實情に於て眞に學校の當事者が子供の指導並びに生徒の教育の爲に斯ういふ風なものを作り上げるといふ氣持があれば、實際學校に於て我々が常に必要だと思はれる事柄、僅かな事柄を對して出来て居らないことがありますが、果して斯ういふ教育博物館なるものが出来ずに子供の教育に實際に利用されるや否や、斯ういふことに對して私は多少懸念を持つて居るのであります。私は天津の教育に對して此の教育博物館の設置といふ問題に結び付いてお願ひしたい事は、實情的に十分研究して頂いて、さうしても斯ういふ土地の教育には斯ういふものは僅かに必要であるといふことが我々はつきり理解出来れば決して此の設置案に對して反對するものではありません。此の時局柄も又眞にそれだけの信念を以て、教育者が斯ういふものをさうしてもやらうといふことは一應検討して頂きたいと思ひます。

○民團長(白井忠三君) 御尤もの御意見でございます。不敏ながら私共も志村君のお考へ通りの考へを以ちまして、教育當事者が此の計畫を樹てられますに就ては十二分に検討致しました。成程斯ういふものは當地の環境上、風物に應じられぬが、當地の環境上全く必要なものだといふことは十二分に感得致しまして、茲に提案申上げた次第であります。

○勝田重直君 發言を求む

○副議長(龜澤省朝君) 成程可く議題外に涉らない様にお願ひします

○勝田重直君 何か議題外に涉つたことがありますが

○副議長(龜澤省朝君) 一寸御注意して置いただけです

○勝田重直君 財政緊迫の折から、財政を慮るが爲めに民團長は自分の面子に依つて撤回出来ないといふ御説であります。他に代案があれば他に考へ様いふ御口吻であります。代案を考へるならば幾つもあるだろうと思ひます。欲しくて堪らんのは澤山あると思ひます。例へば子供の爲めに申すならば動物園(笑聲)動物園に申しまして大きな動物園の豫想はしませんか(笑聲)又大人の爲めに申すに経済都市であります爲め(笑聲)隨長何の爲め議員が嘲笑的にならなければなりませんか、私か遣るのを欲しませんか、豫想進行に就て御質問致すのです

○副議長(龜澤省朝君) まあ御進行下さい

○勝田重直君 大人の爲めに勿論緊急欠可からざる様なもの、欲望を申し上げられずならば、我々商賣人でないからつきり存じませんが商品陳列所といふものが此の土地には最も必要でないかと思へます。是は單に私の想像であります。動物園の如きものは大規模なものを想像されませんし博物館といつても民團長が言はれる如く五萬圓あれば九で大自然のものを蒐集し得る筈もなければ能く目的の一部を達成出来るか出来なにか實に不安な譯であります。それで併し第一着手として目的は達成せられるか判りませんが、斯ういふ財政逼迫の折からであるから假令五萬圓に雖不急の費用に對して此際だから延した方が宜くないか、決して此の案に全的賛成を唱へるものぢやありません。敢えて不必要と思ひませんが又是非今茲で成らなければならぬものも考へません此の點に就て御再考を仰ぎたいと思ひます

○森川照太郎君 段々お話を伺ひましたが、成程勝田君の始めに仰言つた様に單な博物館だつたら北の様な所に設ける必要があるかも知りませんが、此の教育博物館といふことは今伺つたのでありますが大分さういふ博物館が大分意味が違つて居る故に、北京は近くに有るが天津の様な環境の様な土地には兎に角その必要があるだらうと思ひます。北京が近くに有るから天津にその必要を認めないといふその御議論は間違つて居ないかと思はれます。私共子供の時分に自然に親しむ自然科學がさうだつたといふことは小學校で全然一編も言はれた事なく指示されたこともなかつたものですから御承知の通り粗末な人間が出来上つてしまつたのですが、それで矢張り教育博物館なるものを造るにも知らず育つたからガサツな人間が出来上つたのかも知れない、さういふ私所では物質的にさういふ精神的にさういふ科學にさういふ點から見まして、子供を適當に啓蒙する機會が甚だ少いことだらう斯ういふ論もあるんぢやないか知らんと思ひますが、教育者側から熱烈な希望があつたことを伺へば私共判らんがさういふこともあるだらうと思はれますから、自分の経験から考へまして斯ういふものを設ける方が宜いぢやないかと思ひます。これには幾分論が大分出て居りますが、之を後に廻して宜いから、もつと早くさういふ御議論の例の多くは矢張りカサ／＼の物質論で、斯ういふ教育博物館を子供の時分にも作つて貰つて置いたら、あゝでないかと思はれる様な議論も多い様であります。そこで私は記念事業といふことでもありますが、矢張り此の原案に賛成して之を速すことになさつて頂きたいと思ひます。若しも更に金が多く掛るから此の幾らでも金が要る際にさういふ様な御議論でございますが、天津では餘り緊急なことでないと思はれることに百萬圓以上若しくは數十萬圓の金を投する色んな計畫が行はれて居る様な土地柄であります。それだから民團で浪費して宜いと思はれませんが一千一百万圓の豫算に五萬圓を占める豫算は、無議の時に五萬圓の使ひ途を伺つてみて、大きければ減らしても宜いのですから此の設置するといふ案だけはお通しなすつて頂きたいと思ひます。原案賛成であ

つたものですから御承知の通り粗末な人間が出来上つてしまつたのですが、それで矢張り教育博物館なるものを造るにも知らず育つたからガサツな人間が出来上つたのかも知れない、さういふ私所では物質的にさういふ精神的にさういふ科學にさういふ點から見まして、子供を適當に啓蒙する機會が甚だ少いことだらう斯ういふ論もあるんぢやないか知らんと思ひますが、教育者側から熱烈な希望があつたことを伺へば私共判らんがさういふこともあるだらうと思はれますから、自分の経験から考へまして斯ういふものを設ける方が宜いぢやないかと思ひます。これには幾分論が大分出て居りますが、之を後に廻して宜いから、もつと早くさういふ御議論の例の多くは矢張りカサ／＼の物質論で、斯ういふ教育博物館を子供の時分にも作つて貰つて置いたら、あゝでないかと思はれる様な議論も多い様であります。そこで私は記念事業といふことでもありますが、矢張り此の原案に賛成して之を速すことになさつて頂きたいと思ひます。若しも更に金が多く掛るから此の幾らでも金が要る際にさういふ様な御議論でございますが、天津では餘り緊急なことでないと思はれることに百萬圓以上若しくは數十萬圓の金を投する色んな計畫が行はれて居る様な土地柄であります。それだから民團で浪費して宜いと思はれませんが一千一百万圓の豫算に五萬圓を占める豫算は、無議の時に五萬圓の使ひ途を伺つてみて、大きければ減らしても宜いのですから此の設置するといふ案だけはお通しなすつて頂きたいと思ひます。原案賛成であ

(149)

ります

○副議長(龜澤省朝君) 大體論旨も盡きた様でありますから此の議案に就て賛否を(「賛成」呼ぶ者あり)それで第二讀會を省略しまして直ちに採決したいと思ひます。では本案に對しまして賛成せられない方は「不賛成の方はどうぞ御起立願ひます」

(起立者なし)

(「満場一致賛成」呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) では満場賛成と認め本案は可決確定致します。では大分連記者も疲れて居る様でありますから之から十分間休憩致します

休憩 午後十時〇分
再開午後十時二十分

○議長(矢彦澤平司君) それでは引續いて開會致します(「議長々々」呼ぶ者あり)今度の議題は第二十九號議案恩賜兒童遊園地建設の件之を議題に上します(「議長々々」呼ぶ者あり)提案者の御説明を……

○五十風重吉君 議事進行に就て一言申し上げたいと思ひます。先程論議された博物館設置の件に就て賛否を取られたさうであります。私は不幸用便中でありましたので外に出て居りました。所が議場の規定に依り過半数以上なくして採決は不可能と私は考へます。當時丁度四名外に出て居つ

(150)

たのを見届けて居つたのでありますその間に成立して居る様なことであります。それに就て一言承りたいと思ひます

○龜澤省朝君 私は只今議長代理致しまして之が進行に務めて居つたのであります。従來の慣例に依ります普通議場に出席して居りました途便所等に立たれたのは普通出席と認めて議長はその中に勘定して居つたと思は考へます(「ヒヤ」)若し其の賛否等に疑きまして、非常に事が重大である、その議場の空気が是は賛否を問はれることありますならば、恐らくその議員は慎重な態度を以て或はさういふ自然の要求に對しても外に出る様なことは無かつたと思ひます従つて私の見解に依ります。本日出席して居られた方が或は自然の要求で外に出られて居つたかも知れませんが、在席されたものと思ひまして賛否の決を採つて採決に賛成の方が多数と認め採決したのであります。一寸私の立場を一言申上げて置きます

○五十風重吉君 只今龜澤副議長の御丁寧なお言葉を承りましたが、一旦議席を立つて外に出て居るものは其の數に計算して差支へないといふことを論ぜられますが、恐らく私も覺えて居る範圍内で、私は數年前の民會に參與して居りました時に、當時の清安會の諸君は在席されたことではありませんがその時に今龜澤副議長の言はれた言葉を御指摘なされた古田君の申された時に恐らく反對のことであつた様に私は承つて居ります恐らく在席の議員の過半数に満たなくては成立するものでないと思ひ居ります或は一言申上げて居るのであります

(151)

○龜澤省朝君 尙ほ一言申し添へて置きます。只今私は議長として採決しました時に先づ議事規則に従つて不賛成の方の起立を求めたのであります。然るに不賛成の方は全然無く、全部賛成の意を表されたのであります。従つて只今五十風議員のお話は、事の如何は監督官の御見解に俟つかも分りませんが、何れにせよ賛成者が多数であつたことは事實でありまして只今可決されましたといふことは少くも議事に抵触せず差支へないものであらうと思ひます

○藤田重直君 只今の副議長の御答辭の中に、可否の採決をせず、出席して一旦退席したのは出席議員と認め採決する方法を採られたことは慣例があると思はれたのであります。是は如何か誤りぢやないかと思ひます。是は議事規則の第二十一條に則つても明かぢやないかと思ひます。出席議員は必ず可否の數に加はる可し可有の数は必ず可否の數に出席議員が加はる可きであります。若し出席した者が有る可し其の數に加はる可しが無い様に見えます。可否の審議に加はつてない様に見えます。そうすれば定足數に満たない場合は採決出来ない結果になります。これは當然であります。別に私として前の採決が有効か無効かといふことでなく今後のことでもあります。是から此處ではつきり此の限界を定めて置かれる必要があると思ひますから一言申上げて置きます

○森川照太君 退席者は一時席を立つた人との間に差があると思ひます。退席してしまつた人一時議場を出た方は「一時」議席を離れただけで退席したといふことは言へないと思ひます。

(152)

前例から見れば、余りさういふ數字を少しの差位拘泥する様な、一つ一つの數を調べてそして採つたといふ様な厳格にやつた例は殆んど無い位ですが、お互ひに天津の民會で、帝國議會でもそんなに厳重に彼はいふことは余りにだらしないことではありませうし、夫れ程改まることでもないだらうし又此の席に居なかつた人の爲めに、少數の爲めに可否の決定が引くり返る「いふこと」ならば別ですが、残つて居た人は全部賛成の意を表して、五十風君の言ふ四名ばかりが全部反對した所で可決になることは明かですから(「イエス」呼ぶ者あり)決定せられるに及ばないならば一人二人足らないでも問題とするところは無いが、但し將來は成可く、議長々々、將來は賛否の數を明かに取つて賛成だが反對だか分らない様な綿的なことをさせない様に議事規則通り進らせる様に努めて頂きたい(拍手)

○龜澤省朝君 尙ほもう一言追加して置きます(「もういゝよ」呼ぶ者あり)只今民間書記の調たところによります出席議員二十四名外にお出でになつた方が三名であつた様に聞いて居ります従つて(「ノウノウ」呼ぶ者あり)尙ほ斯いふ問題になる自分の好きな議案を否決せんが爲めに皆小便に立ちます従つて其の議案の採否が「イ」になる「いふこと」があつてはならぬが、此の問題は議論せんが爲めに議論する様なものですから此の位にして(「ヒヤ」) (發言者多敷)

○森川照太君 議場の方は済んだから議事の方を進行して下さい(拍手) (「進行々々」呼ぶ者多敷)

あり)

○議長(矢彦澤平司君)その邊で皆さん御諒解がついたものと見まして議案につきまして、第二十九號議案恩賜兒童遊園地建設の件、之を議題に上します

○議案第二十九 恩賜兒童遊園地建設ノ件

○助役(宮家壽男君)昨夏水災に際しまして賜りました御下賜金の基金として恩賜兒童遊園地を建設することに就きまして、前の臨時民會に於きまして民團長より相當詳細なる御説明がありましたので之を省略させて頂きます、尙ほ此の恩賜遊園地の中に園庭宮奉仁王殿下より御下賜になりました金を以ちまして、楠正成或は二宮尊徳翁の如き銅像を設備致しまして令旨を永久に記念する爲め作りたいと存じまして本案を提出しました、滿場一致本案を協賛あらんことを願ひします、(「賛成」)「異議なし」を呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君)御異議ありませんか

(「異議なし」)を呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君)それでは本案は滿場一致可決確定致します、次に第三十號議案第三十一號議案は共に關係がありますので此の二つの議案を一括上程致したいと思ひます、如何でせう。

う。

(「異議なし」)を呼ぶ者あり)

○議案第三十 天津日本保養院敷地買収ノ件

○議長(矢彦澤平司君)それでは異議なしと認めまして此の二つの議案を上程致します

○助役(宮家壽男君)登壇、御下賜金記念事業を致しまして御下賜金記念事業審査委員會並びにその審査委員會の小委員會を設けまして屢々慎重審議致しました結果、結核豫防機關を致しまして患者の隔離所を昨のことが最も聖旨にお副ひ奉るものと思ひまして茲に天津日本保養院の名稱を以ちまして結核病患者の隔離所を設置することに決定したいと存じます、そして保養院の敷地に就きましては八里台の林家棟附近に今在る土地を物色致しまして、豫算の協賛を經まして交渉を進めて買収することに致したいと考へて居る次第であります(「異議なし」)「賛成」を呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君)御異議ございませんか

(「賛成」)「異議なし」を呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君)それでは御異議なきものと認めまして第三十號議案第三十一號議案は可決確定致しました、次に第三十二號議案、第三十三號議案共に關係の多いので此の二つの議案を一括上程致したいと思ひます、如何でせう(「賛成」)を呼ぶ者あり)

○議案第三十二 天津吉野日本尋常高等小學校敷地買収ノ件

○議案第三十三 天津大和日本尋常高等小學校敷地買収ノ件

○議長(矢彦澤平司君)それでは御異議なきものと認めまして之を一括議題に上せします(「異議なし」)「提案者簡單に願ひます」を呼ぶ者あり)

○助役(宮家壽男君)特一の吉野小學校敷地現在の校舍附近に適當な候補地がありますので約五十畝買収して校舍の建設敷地を致したいと思ひます、大和小學校の特三區の現在假校舍附近に適當な場所がございますので五十畝を買収致しまして學校敷地に爲したいと思ひます之を御提案致した次第であります

○五十嵐重吉君 此の問題も御意見無いと思ひます、不動産評價委員會の査定に基きまして私は賛成であります、土地問題で一言申し上げたいと思ひます、不動産評價委員會の査定を信用致しまして異議ないものと思ひます(「異議なし」)「賛成」を呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君)御異議ありませんか

(「なし」)を呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君)では皆さん御異議ないものと認めまして議案第三十二號議案、第三十三號議案は議會省略可決確定致しましたその次第三十四號議案ですが第三十四號議案から四十四號議案まで一括上程致したいと思ひます、皆さん御異議ございませんか(「異議なし」)を呼ぶ者あり)

○議案第三十四 天津神社祭典費寄附金ノ件

○議案第三十五 軍旗奉賛會寄附金ノ件

○議案第三十六 天津華語專門學校補助金ノ件

○議案第三十七 天津朝鮮人幼稚園補助金ノ件

○議案第三十八 華北日本教育會天津分會補助金ノ件

○議案第三十九 天津日本少年團補助金ノ件

○議案第四十 帝國在郷軍人會天津聯合分會補助金ノ件

○議案第四十一 武德會天津支部補助金ノ件

○議案第四十二 武德會天津支部建築寄附金ノ件

○議案第四十三 天津居留民團區補助金ノ件

○議案第四十四 社團法人同光會補助金ノ件

○議長(矢彦澤平司君)それでは第三十四號議案から四十四號議案まで議題に上します(「聴かん」)を呼ぶ者あり)

○助役(宮家壽男君)御説明しなくても慣例なことでございますから……唯だ茲に武德殿支部の建築寄附金約五十萬圓の豫算を以て武德殿を造ることになつて居りますので、その一割の五萬圓を昭和十五年十六年度に各二萬五千圓宛寄附する、是文が新しいのでありまして他は従來の豫算に計上されて居りますものを物價騰貴の爲め、その他の理由の爲め増額したのであります、是れ日本教育會天津分會の補助金は新たに昭和十五年度より補助することにしておりますが、是

(157)

は新聞等で御覽の通り華北(「さういふ風なものか御説明願ひます」)と呼ぶ者あり)是は華北全體の學校教職員領事館の關係官との親睦、教育の向上を圖る目的の爲に北京に本部を置いて天津其他に分會を設置しまして、天津分會は天津總領事館管轄區域の學校教職員で會長に總領事副會長丸山中學校長、その他學校教職員が評議員となりまして教育の向上を圖る爲に二十六日發會式を擧げたのであります、それに對して一千五百圓補助するのでございませぬ、補助金の使途は主として講演會代、内地から講師を招んで講演さるゝさういつた費用に主として出すのであります(「區の補助金は」)と呼ぶ者あり)區の補助金もありませんが、前の民會で御協賛になりました各區に一區約二百圓宛宛位經費を補助して支出するのであります

○横山金吾君 此の機會に於て天津神社の御改築問題に就て一言私共の希望を述べ民間當局のお考へを伺ひ度いと思ひます

豫算にもあります通り民間よりも昨年度三萬八千圓の寄進をやつて居ります、之は私仄聞しますに之を主とする神社奉議會に依て民間で直接タッチしないといふことになりましたけれども、屢々民間に於ても奉議會に於ても私は希望を述べ、私の希望に對して鹽谷、永瀬奉議會員も熱心なる御賛同を得て居ります、此の天津神社の改築といふものは大體天津の情勢がこんなにならない前に決つたもので、現在の大和公園の大半を神社の境内にするといふ様に聞いて居ります、そして新聞で仄聞すれば今年度から急々築工せられ、相當多額の寄附金及びそれに對する協賛金を以て築

(158)

工されるさ聞いて居ります、本年から築工されるならば、私共居留民新しく来た居留民にしてあの今の場所に天津神社を改築することが妥當であるか妥當でないか、唯ださへ天津の保健施設に對して欠乏して居る土地に對して丁度猫の額の様な公園にさへも居留民が彼處を利用して居るその土地の大半を天津神社の爲に新築することは悪いと思ひませんが適當な土地があれば天津神社の豫定地は外に移して彼處は公園として利用させたいことは居留民の當然なる考へぢやないかと思ひます(「賛成」)と呼ぶ者あり) (拍手) それに對して私の知つてゐる範圍に於て、某々の方の意見を聞き私の意見を述べて居りますけれども、大半の方はさうしてあんな所に造るかの御意見が多い様に思ひます、勿論此の計畫があつたのは情勢がこんなにならない前であつて、あの土地を適當とする、外に餘地の無い時代に決つた様に思ひます、假に今年度に於て立派な天津神社が出来るとしても公會堂から天津神社の屋根が見えることは居留民の……が許さない、又租界内の公園を奪はれる、先日海軍々樂隊の演奏會をやりましたが、天津神社の境内に於て爲されまじか、勿論されまじか知れませんが天津神社の威厳を損ふはれまじか、天津神社を尊敬する爲に天津神社を改築する、これは非常に疑問を持つて居ります、これはさうさうしく申し上げませんが、幸ひに管外地に於て學校が建ち、文化施設として綜合グラウンドが出来、忠靈塔若しくは忠魂碑等豫定され、居るさういふ様な時勢でありますれば此の御造營を一年若しくは二年延ばして頂いて、御造營の着手を延ばし、頂いて、現在のこれを管外地に持つて行くことが良いか

(153)

うか確信はありませんが、もつ一年二年情勢を見て、その上でして頂いたらさうか私は希望しただけの希望でなく居留民大多數の方の御賛同がある(「殆んど」)と呼ぶ者あり)それに對して民間はさういふお考へでありますか、民間當局にて奉議會長に會つて居留民團にして、居留民の大勢の意見として傳へて頂き、考慮して頂くことが出来るものであらうか、希望致して置きたいと思ひます

○民團長(白井忠三君) 横山議員の仰言います問題は、仰言通りに民會の總意を以て奉議會へ何等かの注文する道は無い譯ではありませんが、私は奉議會副會長に致しまして、先般新會長の總領事をお迎へ致しまして理事會の開催がありました、氏子總代の有力者十數名集まりまして、その席上に於きまして今仰言通りの情勢の變化からもう一度御造營敷地の検討を加へようといふことが順序になりました中論乙駁、横山君の言はれる通り、管外地では六里台の方角に御造營の時機をもう一、二年先きに延ばすことに大體考へて空気が大多數になつたのであります、奈何せん現在の神社の情勢は神前結婚さか色んな行事を行ひますに非常に不便を感じて居ります、すしてても期日を許し難い情勢に迫つて居るそれから一、二年待つてそして管外地ならば宜い決定して一、二年後直ちに御造營に着手し得られるかといふことは困難で、第一道路の問題が一、二年の間に十分道路が出来、さうして自動車で行ける様なことになると、之も亦難か

(160)

しい、御神木の繁茂といふことは神社の尊嚴を保つ上に必要ですが、只今積えても三四年で尊嚴を保つ譯にもいかぬ、問題は要するに此の二年間御造營を待つことが出来るか出来ないかといふ點に到達致しまして、到底今更待つ譯にもいかぬといふことから矢張り既定方針通り只今の所に御造營申上げ様、斯ふ決定を奉議會で致しました、又一方公園の中に御造營申上げるものか、天津全體の天津の神社として將來一箇所の神社が宜いかといふことになれば何分にも日本人の居住區域が非常に擴がるのであります、將來特三區方面にも何々神社といふことになりまじか又河北方面にも將來御造營申上げることになるだらう、綜合グラウンド方面が住宅區域になつて多數の日本人が住めば或は分社申しますか神社を御造營申上げなければならぬ、兎角大和公園の狭い所に御造營申上げることは全天津が大きくなつた今日猫の額の所に御造營申上げる心算から到達して居る御議論に出發して居るの多いのであります、全天津から見れば日本租界日本人の發祥地であるさういふ租界は撤去されるかも知れませんが、最初御造營申上げた所に今では最早保たない程に腐朽して居ります、永久的コンクリート造りの神社を御造營申上げることは無駄になる譯でもなく將來十萬二十萬の日本人が来れば、大連に大連神社、沙河河口神社がある如く、天津にも二つ三つの神社を御造營申上げる時機が来るさういふ理由が主なる理由の理由であります、奉議會にて最初の既定方針を進めて行くことで、本年度に於ては基礎工事を一應造つて來年度に重なる、何と申しますか全般の、拜殿といふ様な重要な建物を明年度御造營申上

○濱田金吾君 併し私にしまして、奉議會に私の見解を申し上げます。此の奉議會の理事の方さ

○濱田金吾君 併し私にしまして、奉議會に私の見解を申し上げます。此の奉議會の理事の方さ
ふのは古い方が多いに思ひます。若し此の見方が間違ひなら取消しすべし、大體古い方の
認識を新しく来た者の認識といふものは非常な違ひであるだらうと思ひます。四千人の日本人の
天津に四萬人、五萬人に達する天津に、神社を二箇所で宜いか三箇所で宜いか、三箇所で宜
いのか私に言ふては居りません。天津神社自身御造營の意義の爲めに當時決定したのが善で
あるか、どうかといふこと、もう一つは居留民の保健の意味に於て唯だ一つの狭い公園が無くな
る形に對して居留民はこれだけ悲しく暗い、氣持が暗くなるか、是は奉議會にも申上げた次第で
あります。くさくさしく言ひませんが、その理事會で決定しました事を我々居留民が一致した總
意といふ形に於て決議案を變更出来るものならばして欲い、それに對して、御意見は伺つたが
民國乃至理事會でそう決つた事だが君と同じ様に當つてみやういふ様な貴方の御決心を聽きたい
と思ひます。決議案が、理事會の御意見は決つて居るが假令私共でも一過當つてみるさ
か、居留民は斯いふ意思である若し居留民の決議として居留民の總意を理事會なり奉議會に
表明する様にして頂く様にしてはどうかと思ひます。此の議場に於いて私の申上げる事が、そ
れは君一個の御意見であつて居留民の聲で無いといふなら撤回致します。

(161)

○濱田金吾君 併し私にしまして、奉議會に私の見解を申し上げます。此の奉議會の理事の方さ
ふのは古い方が多いに思ひます。若し此の見方が間違ひなら取消しすべし、大體古い方の
認識を新しく来た者の認識といふものは非常な違ひであるだらうと思ひます。四千人の日本人の
天津に四萬人、五萬人に達する天津に、神社を二箇所で宜いか三箇所で宜いか、三箇所で宜
いのか私に言ふては居りません。天津神社自身御造營の意義の爲めに當時決定したのが善で
あるか、どうかといふこと、もう一つは居留民の保健の意味に於て唯だ一つの狭い公園が無くな
る形に對して居留民はこれだけ悲しく暗い、氣持が暗くなるか、是は奉議會にも申上げた次第で
あります。くさくさしく言ひませんが、その理事會で決定しました事を我々居留民が一致した總
意といふ形に於て決議案を變更出来るものならばして欲い、それに對して、御意見は伺つたが
民國乃至理事會でそう決つた事だが君と同じ様に當つてみやういふ様な貴方の御決心を聽きたい
と思ひます。決議案が、理事會の御意見は決つて居るが假令私共でも一過當つてみるさ
か、居留民は斯いふ意思である若し居留民の決議として居留民の總意を理事會なり奉議會に
表明する様にして頂く様にしてはどうかと思ひます。此の議場に於いて私の申上げる事が、そ
れは君一個の御意見であつて居留民の聲で無いといふなら撤回致します。

(162)

○濱田金吾君 併し私にしまして、奉議會に私の見解を申し上げます。此の奉議會の理事の方さ
ふのは古い方が多いに思ひます。若し此の見方が間違ひなら取消しすべし、大體古い方の
認識を新しく来た者の認識といふものは非常な違ひであるだらうと思ひます。四千人の日本人の
天津に四萬人、五萬人に達する天津に、神社を二箇所で宜いか三箇所で宜いか、三箇所で宜
いのか私に言ふては居りません。天津神社自身御造營の意義の爲めに當時決定したのが善で
あるか、どうかといふこと、もう一つは居留民の保健の意味に於て唯だ一つの狭い公園が無くな
る形に對して居留民はこれだけ悲しく暗い、氣持が暗くなるか、是は奉議會にも申上げた次第で
あります。くさくさしく言ひませんが、その理事會で決定しました事を我々居留民が一致した總
意といふ形に於て決議案を變更出来るものならばして欲い、それに對して、御意見は伺つたが
民國乃至理事會でそう決つた事だが君と同じ様に當つてみやういふ様な貴方の御決心を聽きたい
と思ひます。決議案が、理事會の御意見は決つて居るが假令私共でも一過當つてみるさ
か、居留民は斯いふ意思である若し居留民の決議として居留民の總意を理事會なり奉議會に
表明する様にして頂く様にしてはどうかと思ひます。此の議場に於いて私の申上げる事が、そ
れは君一個の御意見であつて居留民の聲で無いといふなら撤回致します。

(163)

○濱田金吾君 併し私にしまして、奉議會に私の見解を申し上げます。此の奉議會の理事の方さ
ふのは古い方が多いに思ひます。若し此の見方が間違ひなら取消しすべし、大體古い方の
認識を新しく来た者の認識といふものは非常な違ひであるだらうと思ひます。四千人の日本人の
天津に四萬人、五萬人に達する天津に、神社を二箇所で宜いか三箇所で宜いか、三箇所で宜
いのか私に言ふては居りません。天津神社自身御造營の意義の爲めに當時決定したのが善で
あるか、どうかといふこと、もう一つは居留民の保健の意味に於て唯だ一つの狭い公園が無くな
る形に對して居留民はこれだけ悲しく暗い、氣持が暗くなるか、是は奉議會にも申上げた次第で
あります。くさくさしく言ひませんが、その理事會で決定しました事を我々居留民が一致した總
意といふ形に於て決議案を變更出来るものならばして欲い、それに對して、御意見は伺つたが
民國乃至理事會でそう決つた事だが君と同じ様に當つてみやういふ様な貴方の御決心を聽きたい
と思ひます。決議案が、理事會の御意見は決つて居るが假令私共でも一過當つてみるさ
か、居留民は斯いふ意思である若し居留民の決議として居留民の總意を理事會なり奉議會に
表明する様にして頂く様にしてはどうかと思ひます。此の議場に於いて私の申上げる事が、そ
れは君一個の御意見であつて居留民の聲で無いといふなら撤回致します。

(164)

○濱田金吾君 併し私にしまして、奉議會に私の見解を申し上げます。此の奉議會の理事の方さ
ふのは古い方が多いに思ひます。若し此の見方が間違ひなら取消しすべし、大體古い方の
認識を新しく来た者の認識といふものは非常な違ひであるだらうと思ひます。四千人の日本人の
天津に四萬人、五萬人に達する天津に、神社を二箇所で宜いか三箇所で宜いか、三箇所で宜
いのか私に言ふては居りません。天津神社自身御造營の意義の爲めに當時決定したのが善で
あるか、どうかといふこと、もう一つは居留民の保健の意味に於て唯だ一つの狭い公園が無くな
る形に對して居留民はこれだけ悲しく暗い、氣持が暗くなるか、是は奉議會にも申上げた次第で
あります。くさくさしく言ひませんが、その理事會で決定しました事を我々居留民が一致した總
意といふ形に於て決議案を變更出来るものならばして欲い、それに對して、御意見は伺つたが
民國乃至理事會でそう決つた事だが君と同じ様に當つてみやういふ様な貴方の御決心を聽きたい
と思ひます。決議案が、理事會の御意見は決つて居るが假令私共でも一過當つてみるさ
か、居留民は斯いふ意思である若し居留民の決議として居留民の總意を理事會なり奉議會に
表明する様にして頂く様にしてはどうかと思ひます。此の議場に於いて私の申上げる事が、そ
れは君一個の御意見であつて居留民の聲で無いといふなら撤回致します。

(165)

體を昂揚しなければならぬ所の敬神の念が幸ひ發揚された、然るに斯いふ不便な、一寸外の用事位でないに通らない八里台に持つて行けば朝日十五日は近いからお詣りする人も遠方に行けばお詣りする人が少くなる、といふことは神社に對する居留民の信仰中心を此の上場まで行く上に於て最も面白くない傾向である、第三には警備上の問題であります、今この所でも燈籠の祠や首を千切つて持つて行かれる、それが八里台に持つて行かれたならば巡捕を十人附けて置かなければ或は宜いか知れませんが費用が掛る、間違ひでもあれば境内を汚がされる、こがあつた場合甚だしく畏いことでもあるし、斯いふ様な議論が今直ぐ建てることは八里台は到底不可ん、では四年待てるか、それは待つ譯には不可ん、然らば從來の計畫にそれ決定したのであります

○小澤 昇君 話が十分辯論に入つた様であります、天津神社の御遺體に就ては天津居留民の重大關心を持つて居ることであります、横山議員の考へを持つて居る人は相當であるのであります、私は從來の考へ方に變らないのであります、民團長の一、二、三のお話は御尤もであります、それに對しては當局に於て方法があるを考へられます、氏子總代は居留民代表であるといふ言葉であります、氏子總代の人々の意思が必ずしも全居留民の意思を完全に代表して居るものと思へないのであります、「否々」を呼ぶ者あり、此の點に就ても少しお考へ願ひ度いと思ふのであります、これは一つ一つ議論するに長くなりますが、そいふ考へ方をして居る市民が相當多數に有ることを御考慮願ひ度いと思ひます

(166)

○古田治四郎君 大分天津神社問題で長くなつて居りますが、「打ち切り」を呼ぶ者あり、私は神社に關係を持つ者であります、只今白井さんの現地説は當を得ないぢやないかと思ひます、その點一、三中上げたと思ひます、昨年水害後日本橋祭が行はれた時に天津神社御靈御輿を持つて日本橋を渡御しました、私は氏子代表として話したのであります、日本橋祭は天津神社祭りのやないものであります、これを復興祭として頂きたい、復興祭ならば全居留民の氏神である天津神社も居留民の復興なら差支へないそれならば神を冒瀆することもないでせう、復興祭なり日本橋祭りの際に橋の上に於て御靈を御神輿に移してあの日御成りなつたのであります、それと共に神は我々日本國民として尊まなければならぬ時機に於て、租界の真中に置くが宜いか或はもう少し遠隔の地に置き、尊嚴を最も崇める廣大な土地の方が宜い、謂はゞこれは先程からお話の通り一年二年延びて宜いから廣大尊嚴を保てる土地に移すのが、御遺體移すのが當り前だらうと思ひます、神前結婚といふお話がありました、神前結婚は必ずしも神前でもなくとも宜からう、之は分靈を以ちまして如何なる處に於ても神前結婚は出来ず時機が切迫したとき或は神前結婚が日に幾組ある場合狭いと思ひます、公開の席上何處でも御靈さへ移してやつて貰へば神前結婚は町車に扱はれます、もう一つ樹木が無いからと思ひます、新しい神社には同より樹はない、天津神社も始めは樹がなかつた、今日樹が漸や

(167)

くあれ又けなつた斯いふことを考へます時に、今より以上に尊嚴を保てる場所があれば奉議会でその御定になつたか知りませんが、我々氏子代表に致しまして何年かあれに建てることに反對して居ります、そして私の希望は南開大學附近、斯いふのであります、第一事變が起つた當時寺内閣下のお出になつた時、是非彼處を十萬坪買はうぢやないかと思ひました、我々の時の神社は五十年百年経過したからこゝでそれが風位で社殿が朽ちた様な話であります、年数はそれ程でもありません、そんな懸念は無いぢやないかと思ひます、斯いふ思ひます、丁度副會長は勿論お出でになります、民團長でありますから此の際斯くも多數の居留民が懸望して居りますから是非一年二年は延して宜いからもう少し廣大なる尊嚴を保てる土地に御遺體せられることを願ひ度いと思ひます、民團當局の御努力を願ひ度いと思ひます

○民團長(白井忠三君) 建議案でもしなければ方法はない

○森川照太郎君 段々伺ひましたが議案でもないし、話に時間を費やされて居ります、三後の議案がありまして遅くなつて来ますから、そしてそれを唯だ民團長に諸君の意見を述べた所が奉議會對して民團長が副會長として何等行動を起すといふ力を與へる譯でもありませんから、明日か明後日豫算審査委員會を開くのでせうから、その後でもゆつくり研究して「拍手」(「そうそう」を呼ぶ者あり)そして民會決議にするなり建議案を決議するなりして、民團長をして奉議管理委員會

(168)

再開を要求する様に、その力を與へてやる方法を講じて、そうならばですよ、さうするかも研究して、多數彼處へ移す様にしたら審査委員會で決め様ぢやないか、もう此の問題は此れで打ち切つて「拍手」では議案進行(拍手)

○議長(矢彦澤平司君) それでは議案に對して何か御質問ございませんか、「質問なし」を呼ぶ者あり

○東 良治君 武德會の建設は大體本年度内に完成する豫定で計畫して居りますが、是で見ますと十五年、十六年になつて居ります、これはさういふ譯ですか

○切役(宮家壽男君) 御説の通りでございますが、委員の方で御相談致しましたところが約十萬圓位は基本金として残す様になるから本年建築の方に二萬五千圓、來年基本金を残す方に二萬五千圓寄附して貰つて差支へないことではありますから豫算の方は十五年度、十六年度、の二つに別けたのであります

○東 良治君 諒解しました

○五十嵐重吉君 議案は全部終つた様でありますから豫算審査するに先立ちまして例年の例として豫算審査委員會でもお作りなつて、晝からやつて明日の中終る様進めてはどうかと思ひます、「追加議案がある」を呼ぶ者あり

○議長(矢彦澤平司君) まだ議案が三つありますが

○五十嵐重吉君 始め済んだかと思つた(「異議なし」と呼ぶ者あり)
 ○議長(矢彦澤平司君) では皆さん本議案に對して御異議ありませんか、如何です
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) それでは御異議なきものと認めて第三十四號議案から第四十四號議案まで議會略可決確定致します(「賛成」と呼ぶ者あり) 従つて次の議案に移ります、それでは次の議案ですが第四十五から第五十九迄此の豫算を一括上程致したいと思ひますが御異議ございませぬか(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○早瀬精一君 追加議案をやつてしまつたらどうです、六十一、六十二、六十三をやつたらどうか
 ○森川照太郎君 明日で宜からう、これから豫算質問を二つ三つして後は止そうぢやないか
 ○議長(矢彦澤平司君) それでは如何でせう、御希望に依り六十一、六十二、六十三は時間を取ると思ひますから此の六十號まで一括上程致したいと思ひます、如何でせう(「異議なし」と呼ぶ者あり) 四十五から六十號まで一括上程することに御異議ございませぬか
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) では異議なしと認め一括上程致します
 ○民副長(白井忠三君) 前々の此の本會議に於て説明も何もせずに審査委員会に入ることは一寸形の上で面白くありませんので、大體審査委員会をお呼びになるこいふ御意向であり又實際出席議員の數も少い關係上恐らく全員の方々の審査委員になられるのでありますから、唯だ形式的に本案に入りました冒頭に於きまして、今年度豫算方針を簡單に略して、申上げまして内容の詳しいことは審査委員会傍頭に委しく申上げることに致しまして取敢えず本年度豫算編成の根本方針を簡單に申上げたいと思ひます、要するに環境の必要に迫られまして最も力を注いでゐるのは教育費であります、併し教育費に對する昨年度の比例と本年度の比例から申上げます本年度の増加率は衛生部の増加率と比べて少くないのであります、聖訓兩方から日本市町村の教育費は人件費の半額に達するこいふお話でありましたがこれは何に依つては違ひませうが恐らく然があるべきだらうと思ひます、當地は土木行政、即ち道路、下水こいふ内地市町村に比べてその整備費こいふものを含めまして本年度一般會計に教育費を加へたものを百分の比例で四六・七三の教育費を突込んで居るのであります、それから衛生部こいふ方面は只今申上げる様に七・七三こいふ様な數で教育費に比べて極めて僅かなものであります昨年度の豫算に比べれば六割四分の増額を本年計上げて居ります即ち昨年度に於て教育費の方は三八・七が本年度四六・七三此の比例に二割程教育費が増えたに過ぎませんが、衛生部の方は昨年度四・七が本年七・七に増額して居りました要するに當民團當業者を致しまして、必然の要求で教育費こいふ方面には是は引つちられ引つち止むを得ず經費の増長を來すのであります、一方防疫衛生施設方面は從來非常に立ち廻れてゐるが財政の許す限り増額しまして、そして所謂非常時國家の體位向上こいふ重大

(170)

(169)

問題の上に貢獻致します様に衛生費の増額を念じて、此の考へから豫算編成致した次第であります次に時局物價の暴騰から事務所費、人件費等の膨脹を來して居ります是も當局として甚だ心苦しいのでありますけれども、是又止むを得ない結果であるのであります、昨晚巡捕の給與に對する御注文を早瀬君から御注意がございましたが是も數ヶ月前に、去年の暮に平均給がツキリ一月二十二日でありましたが之に五割近い十割の増手當を致して居りますがそれでも仲々追付きません、米麵、麥粉の暴騰から麥粉に對しても市價の十五、六割に對して十二回の麥粉を運る様に手配して居ります、それでも無論水災以前の四割乃至四割何十錢のものがその三倍になつて居りますからは何さかしなければ不可ん此の點考慮致して居りますが巡捕の増額を致しますことは直に支那の備人に一是は殆んど同様の民團に苦力、備人を持つて居ります、此の増給も當然翻轉して参ります市民團財政の大きな問題である爲めに今回の豫算にその増給を含めて居りません、新年度に入りまして適當に財源を求めて財政上の餘裕を見出して巡捕及び支那人の備人方面に物價騰貴中特別手當を考慮したい斯ふ考へて居ります、その點の説明で後は審査委員会申上げることに致したいと思ひます

(171)

(172)

○議長(矢彦澤平司君) 如何でせう、先程の……
 ○森川照太郎君 明日審査委員会を組織して、零時半より審査委員会を開かれるが、審査委員会は議長の名前に依り、今指名して頂いてそして本會議は五時頃にして、委員会が済み次第本會議に移ることに致したいと思ひます
 ○議長(矢彦澤平司君) 如何でせうか、只今森川議員から豫算を審査委員会に附託したいこいふ明日の零時三十分から委員会を本會議を午後五時から開會する、尙ほ委員の方々を私から指名致したいこいふことに御異議ございませぬか
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) それでは今日は是で閉會致します
 ○議長(矢彦澤平司君) 御尤もです、左様取計ひます、それでは今日は是で閉會致します

閉會午後十一時三十分
(拍手起る)

(174)

(173)

(第三日) (昭和十五年三月二十八日 水曜日)
議 事 日 程

- 第四十五、昭和十五年度居留民團歳入出豫算案
- 第四十六、昭和十五年度特別會計御下賜金記念事業費歳入出豫算案
- 第四十七、昭和十五年度特別會計閣院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費歳入出豫算案
- 第四十八、昭和十五年度特別會計故田代將軍記念事業費歳入出豫算案
- 第四十九、昭和十五年度特別會計退職給與基金歳入出豫算案
- 第五十、昭和十五年度特別會計教育費歳入出豫算案
- 第五十一、昭和十五年度特別會計電氣事業費歳入出豫算案
- 第五十二、昭和十五年度特別會計水道事業費歳入出豫算案
- 第五十三、昭和十五年度特別會計埠頭事業費歳入出豫算案
- 第五十四、昭和十五年度特別會計天津日本公立病院經營費歳入出豫算案
- 第五十五、昭和十五年度特別會計團營住宅經營費歳入出豫算案
- 第五十六、昭和十五年度特別會計復興資金歳入出豫算案
- 第五十七、昭和十五年度特別會計復興資金歳入出豫算案

(176)

(175)

- 第五十八、昭和十五年度特別會計水災復興資金歳入出豫算案
- 第五十九、昭和十五年度特別會計業務復興資金歳入出豫算案
- 第六十、特別會計埠頭築造費歳入出追加更正豫算案(昭和十五年度)
- 第六十一、東拓ヨリ起債ノ業務復興資金ニ關スル件
- 第六十二、業務復興資金貸付條件ニ關スル件
- 第六十三、業務復興資金償還課金ノ件

以上

出席議員

(二十三名)

- | | | | |
|--------|--------|---------|--------|
| 横山 金吾 | 古田 治四郎 | 勝田 重直 | 清水 一太郎 |
| 不破 定和 | 山尾 市次郎 | 里見 幸太郎 | 上田 茂 |
| 河合 一雄 | 矢彦 澤平 | 小澤 昇 | 東 良治 |
| 五十嵐 重吉 | 早瀬 精一 | 龜澤 省朔 | 石黒 茂 |
| 永瀬 三吾 | 鹽谷 信治 | 木下 秀良 | 大内 専 |
| 森川 照太 | 志村 正三 | 鶴飼 新一郎 | |
| 出席 官吏 | 宮家 助役 | 上原 會計主任 | 以下四十一名 |

午後八時二十五分閉會

○議長(矢彦澤平司君) それでは昨日に引続きまして閉會致します、第四十五議案から第六十議案まで一括上程致します、此の豫算案に就きましては昨日皆さんの御同意を得まして豫算審査委員會を開きまして其の委員長龜澤君から豫算審査委員會の願末を御報告願ひます

○豫算審査委員報告

○龜澤省制君 本日午後一時三十七分閉會されました豫算審査委員會に於きまして假議長から審査委員長として御指名を受けましたので不得意の進行に當りましたので借越ながら一寸豫算審査の経過に就きまして御報告申し上げます、本日の審査委員會に於きまして御出席の議員各位は殆んど全員豫算審査委員でありました爲に大々詳細に亘りまして此の経過を御報告する必要は無いと思ひますから省略させていただきます、議事は一時三十七分閉會いたしました、七時三十分まで、全審査委員非常熱心なる御審議の下に慎重審議致しまして一般會計並びに特別會計の全案に就きまして無修正の御審議を経つた次第でございます、右の様な全員の審査委員でありました結果茲に詳細に亘りましての御報告は省略致しますが右の様な次第であります左様御承知願ひます、簡便な御報告申し上げます(拍手)

○議長(矢彦澤平司君) 本案に就て御質問ございませんか、これは昨日民間局長の方から簡便に議案の説明をして置きましたが尚ほ疑義の點があれば民間局長から御説明願つても宜しうございますが御質問ございませんか(「異議なし」)と呼ぶ者あり) 御異議ございませんか

(177)

質問ございませんか(「異議なし」)と呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) それでは前に審査委員會で大分慎重御審議の模様でありましたし、御異議もございません様でありますから第四十五議案から第六十議案まで讀會省時可決確定致しなす御異議ございませんか

(「異議なし」)と呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) それでは本案は可決確定致しました(拍手)次に六十一號議案ですが此の追加議案は六十一から六十二六十三まで一括上程したらどうかと思ひます

(「異議なし」)と呼ぶ者あり)

○議長(矢彦澤平司君) では此の三つの案を一括上程致しますから

○議案第六十一號東拓ヨリ起債ノ業務復興資金ニ關スル件

○議案第六十二號業務復興資金貸付條件ニ關スル件

○議案第六十三號業務復興資金償還課金ノ件

○民間局長(白井三三君) 此の三案に就て簡便に御報告申し上げます、東拓を通じて業務復興資金として政府の低利資金を拜借する運びになつて居りますが、當地に於て輸送の收縮を計りたいといふ大藏省御當局の御意向に依りまして出れる丈け四百萬圓全部物に依つて入れることにしたい

(178)

(179)

所が此の四百萬圓の復興資金は特別の輸入許可を経済復興委員會の方でお願い致しました結果、その品目数量に就て調査を始めて居ります、その調査が終り次第北京に於てその全部若しくは一部の輸入許可が出る譯であります、その金額が四百萬圓に満たません場合、又は四百萬圓に復興資金の總金額が満たしてもその輸入の過程が相當に長日月を要するといつたものでは當地に於ける現金貸出に資金が一つも来ないといふのでは借受け希望者の希望に副はないことになり、その復興資金は現金で入ることになるかも知れませんが、或は三百万圓これは品物で入る百萬圓だけは現金で入ることになるかも知れませんが、或は三百万圓これは品物の一部若しくは全部を内地に於て物資に代へて輸入して之を現金とする御決議をお願いしたのであります、此の物資の購入並びに處分の方法は居留民間局長に一任するといふことではあります、但し一個で致します譯ではございません、参事會の方々以外にも特別の委員をお願いしてそれに就て方は御協議致しますが、或は参事會に限つて御諮問申して御決定致します、これは事態の赴くところに依りまして決定したいと考へます、六十二、六十三兩案は既に御承知の事、存じますが、政府に於きましては從來支那の各民間に貸出す低利資金の回収の成績が面白くない、今回貸下げる四百萬圓も再び回収の成績が思はしくないといふことでは民間にして困るし政府としても困るから此の資金貸付に就ては回収不能の場合は一般課金と同様の性質にして、そして此の回収を民間法施行規則第八十八條に依ります國稅徵收法の規定に遵從して處分を行ふ、この處分を行ふといふことは、支拂を爲さざる時は、延滞致した場合はその支拂額に相當する業務復興資金償還課金といふのを特別課金として賦課する、此の二項を承諾するもの貸付けするにさいふ御決議を得まして、さういふ風に取扱ひしたのであります、第三の案は特別令申上げたのと同様にして、斯ういつた特別課金を昨の場合に一般の例に従へば特別に何々課金條例を制定する爲めに民會にお諮りする筈であります、斯ういつた處置を講ずる可き必要が起りました時は極めて迅速にその方法を講じなければ折角優先的の權利を與へてありますので茲に御決に依りまして特別條例を附けたら何等特別條例に依らずしてその課金及び徴收を爲すことの出来ることに御決議願ひ度い、從つて一般課金の性質上課金課金は委員會を経るのであります、此の課金に限つては課金課金委員會の審査を経ずして、そして此の課金に依り徴收されました此の金額は居留民の復興資金の元利償還に充當する、此の點の御決に依りまして圓滿なる進行を圖りたいと考へる次第であります、御審議御協賛を願ひ度いと思ひます

○議長(矢彦澤平司君) それでは御異議がございませんか、(「なし」)「異議なし」(「異議なし」)と呼ぶ者あり) 御異議ございませんか(「質問なし」)「異議なし」(「異議なし」)と呼ぶ者あり) 御異議ございませんか(「質問なし」)「異議なし」(「異議なし」)と呼ぶ者あり) 御異議ございませんか

○議長(矢彦澤平司君) それでは御異議がございませんか、(「なし」)「異議なし」(「異議なし」)と呼ぶ者あり) 御異議ございませんか(「質問なし」)「異議なし」(「異議なし」)と呼ぶ者あり) 御異議ございませんか

(181)

ましては議題終了したその(古田治四郎君「議長その前に」)結果を御報告させていただきます

○議案第六十四土地貸付條例中改正ノ件(建議案)

○古田治四郎君 一寸緊急動議を出したいと思ひます、御賛成願ひ度いと思ひます

土地貸付規定の一部を變更して頂きたいと思ひます、それは第十八條に公正證書で借りて居る者普通の契約で借りて居る者の二種になつて居ります、これは期限を切る爲めに契約書を作ることは公正證書でなしに色々遅れるので此の條項を改正することに皆さん緊急動議として出したいと思ひます御賛成願ひます

○森川照太郎君 何處にあるね

○古田治四郎君 法規の上です

○助役(宮家壽男君) 共益會の方の法規の中にあります土地貸付規程です(「四十一頁」)と呼ぶ者あり

○龜澤省朝君 只今古田議員の提出致されました土地の議案は定に居留民に對して時宜に適した改正を提出されたのぢやないかと思ひます元來此の土地の審査に就きまして民間側は半振りで實施を見て居りまして、此の土地といふものは現金の貸付を違ひまして其處に一定不動なものでありますから、わざ／＼公正證書にして契約を作る必要はないのでありまして普通の契約で宜いぢやないかと思ひます、公正證書といふ期票書換へに要する相當の費用、それから非常に手数を要しなければ書換へが出来ないのでありまして居留民として遺憾な條項ぢやないかと思ひますその點に於きまして私は本案に賛成する次第であります

○議長(矢彦澤平司君) 先づその動議の成否を問ひ度いと思ひますが、本案緊急動議に御賛成の方は御起立願ひ度いと思ひます
(起立者六名)

○議長(矢彦澤平司君) 起立者多数を認めましたから本動議は成立致しましたから之を議題に附議しますから御質問或は御賛成の方から

○古田治四郎君 自分からそう云つては變であります、此の土地を借りて居ります我々は一年分を前納して居るのでありますそしてその上十八條の土地の賃貸契約は公正證書にして之に要する費用は借地人に於て負擔すべきものであると書いてありますが、これは民間當局に於て斯くの如き我々契約が出来易い條文に適宜に訂正願ひ度いと思ひます

○横山金吾君 私は賑り判りませんが、民間當局は此の條文が此の公正證書に依ることを止めたことされても何等差支ありませんかそれに対して民間長の御説明を願ひ度いと思ひます

○民間長(白井忠三君) 此の問題は毎々古田君の動議の様な聲を聞いて居ります、これが全く最初の儘になつて居るものは法律上必要があるのぢやないかと思ひます、貸下當時はその通りであつたのぢやないかと思ひますが、只今では全部殆んど、一、二の例外以外は借入人の建物建つて居

(184)

ります、従ひまして實際的に申しますとその手續を執らない爲に民間が損失を蒙るまいふのでは

ないか考へられますから第十八條を削除するといふ御動議であれば差支へないと思ひます

○森川照太郎君 此の規定が斯くの如き不自由なるものは削除したいといふことに民間當局が差支へないならば直ちに削除することに願ひたい賛成します(「賛成」)と呼ぶ者あり

○議長(矢彦澤平司君) それでは議案を一つ賑りする爲め議題致します

○文書課長(木下權四郎君) 土地貸付條例中改正の件

一、土地貸付條例中左ノ通り改メ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一、土地貸付條例中第十八條ヲ削除ス

(拍手)

○議長(矢彦澤平司君) では本案は皆さん御賛成を認めまして可決致しました

○天津神社々殿御遺言、延期に關する件(建議案)

○議長(矢彦澤平司君) 先程留谷議員の方から緊急動議が出ました天津神社々殿御遺言を延期することに就て同奉賛會に同意を求めるとの提案者留谷君、賛成者山田君、永瀬君、早瀬君、小澤君、古田君、横山君これは規定の賛成者でありますからこれは動議として當然成立したものと認めまして議題したいと思ひます先づ御説明願ひます

○留谷信治君 私が此の動議を提出しました理由を少し述べさせていただきます、此の天津神社御遺言

延期の事に就きましては去る十三年十月十日の臨時民會の際、その臨時民會はその以前に方つて奉賛會の方で御遺言の決議があつたので夫れを遂行するに就て神地を擴張する爲めに民間の所有土地を併進して買ふ必要に迫られたそれが爲に臨時民會が開かれたのであります、民間議員諸君の難方に致しましては居留民の齊しく御遺言に對しましては何等反對の聲は他に無いのであります、併し御遺言に關して今の神地を廣めて今の所に御遺言を上げるといふことは意見を異にする者が多分にあります、斯く申上げる私はその十月十日の臨時民會に御遺言を延期して買ふ意見を述べたのであります、又確か早瀬君もそういふ意見であつたのであります、併しその時には今少し情勢を異にして居りましたので前奉賛會の會長から懇談がありましたが、諸君の中に私共と同様の御意見の方があつたのでせうが遂にそういふ意見を述べた儘に止まつた現象であつたのであります、所が昨日より横山議員に於てその事を論議されてから數氏の議員がこの件について熱心な論議がありました、然して之に對して當局であり又且つ奉賛會の副議長である白井さんは、色々奉賛會で決議されたその事に對して説明がありましたが唯だ私共して喜ばしく感ずることは十月十日を違ひまして最近奉賛會の決議の際には他の場所に御遺言を上げるか或は事情が許すならば八里台、六里台の方にもつゞき奉賛會に御遺言を上げるのが良いといふことが奉賛會自身が相當の議を交されたことでありましてその事で私は愉快に開いたのであります、所で副會長たる白井さんはその資格に於いて論議を交されたが、然し今の場所には御遺言を上

けることしなければならぬといふ計の下に於て色々お話しがありました。それは或は今信仰が非常に増した爲めに、又結婚する人が増える又結婚する人が増えるに感服に行はなければならぬ、又その場所は非常に狭隘を告げるのが理由にありましたが、それは昨日古田議員のお話しの様に、必ずしも神前結婚は神前に於て行はなければならぬといふ譯ではなく、或は適當な場所に適當な所を選んで分靈を奉養してその前で行つて宜いぢやないかといふことでもあります。又次に敬神の念が燃えつゝある時にあの神域を他の所に移して、他の域に移すといふことは遺憾なことであるといふことでもあります。成程今迄國力の發展で此際神が燃え上つてゐるといふことは皆認め得ることでありまして然るに何處までも敬神の念は慎行しなければならぬ我々斯ふして御造營を一時延期するといふことも、一時延期して頂くといふことも結局此の邊にあるのであります。假へば白井さんの話に依りますと、殊に熱心なる老人方の敬神家など朝夕お語りする便利があるが不便な土地に行つたならば、不便であるから敬神家が滅ぶことは嘆かはいふことである。然し今直ちに我々は貴方の言はれる不便な土地に移つてくれれば善くは居りませぬ今暫くの間の神社にお詣り出来るのであります。我々が申します土地に莊嚴なる神社を御造營申上げる時になつたらば、もうその邊には、その神域の周圍には先程無算に出て居りました綜合運動場等はその近くに設けられるぢやないか、或はそうでなくともその邊に家族の者が手をたづへて遊び行く行樂に行くといふ様な處にならぬぢやないか、然らばその邊にバスが通ふといふ

ことにならぬぢやないかと思ひます。そうなるに敬神家がお説かれるのに不便なことはないぢやないかと思ひます。社殿が老朽してゐる、四五年は待堪へまい、來年はさうしても早やならなければならぬといふ意見であつた様であります。これは御尤もな話であります。勿論さうであるといふれば不敬にわたるのであります。その點に關して不敬に且らぬ程度に一時之を補修して、建物を補修して置いたならば四五年は待堪へるぢやないかと思はれます。次に警備の點に就てあの邊には警備が十分に行かないから却つて不敬になつてはならぬといふ意見であつた様であります。然し今の日本人の数は此の數年前より約十倍にならぬといふことは尙々續々續々やうにして居ります。斯ふいふ様に日本人が殖えるといふことは近き將來、租界が還附せられましても此の勢力が八里台、六里台に及びる様になるに神域を御造營しても不敬になり、警備上不敬の點が無い様に出る。これは懶惰するのであります。それでは然らば最後に於て今から何年後に於て建てる様になるか、といふ見解の相違が其處に起つてくるだらうと思ひます。私共は此の二三年の間さういふ時が必ず来るだらうと思ひます。併下ら一方に於てはさういふ時機は來てみなければ判らんぢやないかといふ人があつて、それが爲めに今の所に早く築かなければならぬといふお方もあつて、併し假に二三年後長く四五年後に移ることが出来なかつたといふ状態になつたに假しては、將來のことでありまして、假定しなくても尙且つ暫く延期して頂くたいと思ひます。いふことは今奉養會の持つて居られる豫算は今の神域で着手せられるといふ

●こゝを今暫くこの御造營の事業を延して下さいといふのはありません。御造營に着手せられることにして延ばされる場合延して二、三年、長くは四、五年適當な所の土地に廣大な神域を得ることが出来ませんといふ状態でありましたならば、我々は無理にせめてもいふのはありません。然らば現在の神域に御造營申上げるにしても現在の豫算を致しまして、現在の計劃よりもつゝ宏壯なる計劃をし直して貰ひたい。先づ一言申上げますならば現在さういふ計劃が知りませんが、もつゝ豫算を持たなければならぬ。此の周圍の上を二階から神社の屋根の上が見えない様にするにはもつゝ高くしなければならぬ。こゝに思はれるでせう、それには別個の神域に遊びに行く支那人の阿媽、色々行くと思ひます。その爲には神域をもつゝ高くしなければならぬぢやないかと思ひます。又御城にしましても今の豫算よりもつゝ大なる豫算を以て完全な社殿神様の尊嚴を傷つけない様な設備をして貰ひたい。私は思ふのであります。さういふ意味に於て此の御造營に就きまして奉養會では何時になつて随へますが、その御造營に着手せられることを暫く延期して頂きたい。然らば何時まで延期するかといふことになりまして、此處二三年延期して頂き情勢を見て頂きたい。その間今事業致しまして今の豫算よりも大なる豫算にする可く努力して頂きたい。私は希望するのであります。何卒議員諸君に於かれては諸君の御賛成を得まして此の動議を決議せられんことを私は希望して止まない次第であります。

○永瀬三吾君 只今議員諸君からの御説明に依り種々の御希望は非常に多く判りました。天津神社の御造營は二ヶ年前決議されたもので當時には當然なことでありまして當時は現在と一般状態は當時と餘り變化が生じて、非常な推移である、その點に就て敷地或は建築の經費等にも再検討をする必要があるぢやないか考へられます。即ち是を將來に亘つての神社の發展維持、或は大和公園の利用方法を考慮しまして、現在の國際的形勢を併行して在留邦人の居住地が安定するまで今、神社を二三年といふ御意見でありましたが、二三年で結構です。暫く御造營を延期願ふといふことに對して右動議に賛成の意を表する次第であります。

○樋山金吾君 私が昨日述べました意見が議員諸君多數の御賛成に依りまして此の動議となつて出ましたことを欣快するものであります。理由としてはさういふ申しませんが、唯だ此の目先き二三年の爲めに、所謂日本の國民性若くは現在日本の國力といふものは所謂天津日本居留民の五十年百年先きの大計を問いつてはいけないといふ點に於て既に確信を持つものであります。民間長の昨日述べられました奉養會で述べられました反對意見に對しては寧ろ、私は認識に於ては反對議論と言へると思ふのであります。又それに就ては私は勿論奉養會の賛成意見を聞きたいといふものであります。私及びこれに賛成せられる友人の方と一緒にさういふ方の所に參つて我々居留民の我々の考へを、赤誠を披瀝して膝を交へてお話し上げるに何等その勞を厭ふものではございません。御造營申上げますければ、上海に於ては今迄ありました日本人居留民の上海神社は新

(189)

しい政府で廣大な土地に移すべく、既に豫定地まで軍方面の支持の下に擴張して居ります、青島に於ては勿論現在の事情は御承知の通りと思ひます、漢口に於ても漢口神社の問題に就て居留民の間に相當な問題が出て居る様に私は聞いて居ります、どうかその點議員諸君に於ては能く考へられまして此の案は満場一致を以て皆さんの御賛成を得たいことを切にお願ひしたいのであります、

○勝田重直君 只今まで天津神社御遷營に就きまして時宜に適切な御説を伺ひましたが私共居留民と致しましては無論なる可く我々生活の根據に近い處に鎮座されてゐるのを願ひます、一方奉議會なるものが有つて民間が直接それに対して御遷營申上げる衝に當つてゐない關係上茲に決議する形になります、非常にその間の種種が来るのではないかと考へられると思ふのであります、ごご神社に關する限り成る可く私共はその奉贊會なるもの此の我々の意見との間に相違のない様に多少の相違はありましても成可くこれを建設させる様に圓滿に之を遂行される様に念じて止まない次第であります、唯だ若し互ひに説を執つて譲らないといふ方面に到達しますと神社そのものに對して甚だしく中譯ない様な氣が致します、(「ヒヤ」)「拍手」即ちその注意を皆さんにお傳へして圓滿に取運はれる極衷心祈る次第であります、(「賛成」)「呼ぶ者あり拍手」

○民團長(白井忠三君) 私は議員諸君の斯ういふ建議に對する御意思に對して、民團長として何等申上げる權限もありません、こいつで此の屆上奉贊會副會長の資格を以て申上げる譯にも参りませんが唯だ先刻横谷君、横山君の御言つた點が先日の奉贊會の決定致しました経過なり、昨日

(180)

私が報告しました點が足りない點もありませんので補足する意味に於て申上げたいと思ひます、第一の老朽して居るからして持つてないといふことは適當な補強を行へば宜いぢやないかと仰るのではありませんが、私は技術屋の末端に居ります、それは非常に困難な問題であります、日本の神社は二十年目に建てかへるぢやないかとの御説も有ります、一應専門家に於てお考へて御尤もであります、内地の神社は概ね檜造りか若くは杉材を以て建築されて居ります、(「ヒヤヒヤ」)内地で費途からいつても三十年、二十年で補修することは無いのであります、只今御遷營申上げて居ります神社は、所謂鶴岡江松であります、神社の性質上之に防腐のペンキ塗りといふ様な方法は行はないのであります、補強といふことは一般の家庭の根柢をいふことを言ふのであります、これは神社に對しては此の上もない不敬な話で根柢をいふことは出来ないのであります、又これは奉贊會の席上で大阪方面出身の方から出た御議論であります、従来度々の御議論にも神社は森嚴な土地で町の真中になさいといふ御意見であります、是は官國幣神社の場合であります、當地の天津神社は縣社になります、産土神の神社で産土神を以て天津神社に祀つてあります、そうすれば各地の氏神様は町の真中にある、少くも大阪の生國神社にしろ町の真中にある、町の真中にあるのは二階三階から見下しが出来て不敬ぢやないか、官國幣神社の如きはさういふ地域に選ばれるのであります、此の點は神社の性質を申します、社格をいふ點からは良くしたい、良くしたいといふ點から出立するでせうけれ共、此の考へを以て天津神社のこを考へになる

(119)

れよりも實際の成績が上る様に欠席者の多い様な人は成るだけ御辭退して頂くことにして、恐らく今後の結果を見ますと出る人は確實に出る、出ない人は全然出ない様に見受けます、切めて半分以上出られようといふ人を選定せられんことを私は希望して置きます、(「ヒヤ」)「拍手」

○志村正三君 私は此の機會に於て課金調査委員である人、又なる人は申す迄もありませんが、斯ういふ人に希望して置きたいと思ひます、それは兎角此の課金が我々第三者から公平な眼を以て見て頗る不公平な課金の實情であります、で現在の調査委員の情勢では或は斯ういふ方面まで十分なる調査が行き届かないかも知れませんが、課金の公平をいふ點に於て出来る限り公平にして頂きたい、例へばこれは、私は木下君を前にして實は斯ういふことを言ふことはどうかと思ひますが實例からして斯ういふことは不可なりといふ一つの例として申します、それは私は供給生活者で木下君は一箇の醫院長で生活状態に於て我々は一月一週の掛買したならば此の月は總ての支拂ひを停止しなければならぬ様な状態である、併し木下君あたり商賣上廣告の關係は勿論ありませうが相當に(笑聲)相當頻りに斯ういふ様な實際問題はあります、だから課金は一體どうかといふ私大して變らない、寧ろ私が多いかも知れない(「それは不公平だ」)「よし分つた」(「呼ぶ者あり」)まあ大體に於て斯ういふ風なこれは一つの例であります、是は決して皮肉るのではなく例を申します、(「ヒヤ」)總て課金の公平を期する上に於ては斯ういふ風なこゝに就ても十分考慮して頂きたいと思ひます、(「ヒヤ」)總て情實の關係に依つて此の課金を

(122)

の變化をいふことは決してないと思ひませんが、そればかりでなく、それ以前から森嚴な所へ造つてゆきた計謀であることを耳にしますが、これは民會として、一半半前に決定したことを引返すといふ形になる、頗る面白くないと思ひます、先般奉贊會でも一應取柄の事を検討しやうといふ緊急動議が出ましたのは、御言の通り、最近の情勢の變化に對してもう一應理事會で慎重審議しやうぢやないかといふことで審議されたのであります、その時に昨夜横谷君、横谷君の御言つた色々の議論は十二分に奉贊會の理事會で提出されました、それに對する反駁を決議された方々の御意見が通過して既定の方針通り繼續しやうと決定したのであります、そこで私の心配致しますことは、その點民團長として心配致すことではあります、勝田君の御言つた通り民會の總意を以て御決議を行はれたものを、奉贊會に取次ぎ奉贊會の方で願ひて居らんといふことになりません、此の租界の中に天津神社御遷營問題を議つて面白くない高和心を感ずる事態に發展するといふ今の非常時期に、所謂總觀和を叫ばれて居る際に、面白くない愛ふ可き事態になるぢやないかといふことを心配するのであります、併し拜見したところ當民會の大多數の御意見は横谷君の御提案に賛成せられる様に拜見致されます、此の決議を以て奉贊會に迫るいふ形は總觀和の上に甚だ面白くない思はれるのであります、然らばもう一應奉贊會にも再考をお願ひ致すことを取次ぎ致しまして、横山君の御言の様に、暫時見合せの御意見の方々の御列席を願ひましてもう一應奉贊會に御遷營地點の決定を再検討して貰ふその形に致しますことを私は之を奉

贊會の副會長として責任を以て申上げますから決議を致し、これは出来れば此際お見合せ願ひ度いと思ひます、斯ふ考へるのであります(ヒヤ(拍手))

○森川照太君 私も無論延期賛成論者であります、何れに於ても御尤もな所もあり知らぬ、點が澤山あり、啓蒙された様な氣も致しますが二三の點に疑義があるので、何故に神社は根柢を講じていけないのか、神社だつて修繕を試みるのは當然で、根柢の補強工事を行つても決して不徹底やないと思ひますが、そういふ風なことに神社の方でなすつてはどうか、それを一つ伺ひたいと思ひますが、それからもう一つはさうも奉賛會の理事の方のお考への中には反對の方があつた様ですが、多數の居留民の考へ等はさうも吹送つてはしないか、考へるのではありません、もつとも壯麗な神域を設けて其處にお移し申上げ可きだと思ひ考へは古い方にもさういふ考へがあり、新しく来た人にもさういふ考へがあつて、私共接近した所の人は殆んど延期説の人ばかりで、今直ちにお移しすることに賛成する様な意見の人は、接近した人の限りに於ては一人もなかつた、そして昨日此の議場でも大多數の方は殆んど延期に賛成論者の様な方々に見受けられます、さうするとも多數の居留民の意思も奉賛會當局との間には何か吹送つてゐるものがある様な風に認められるのであります、然らば今日御説の如き吹送つた説をくつつけ合すことは成程明白いことでもありません、神社及びその賛成者に希望するのであります、決議の形で此の奉賛會に突つて民團長より話されることはいふことはやゝ遺憾を感ずるかも知れません

(194)

(193)

から提案を撤回して(拍手)そして此の實際の事情を具して奉賛會當局に再考を促す、反省して貰ふ、さうでもなさるまいふことにお決まなすことには頂けないか、さうも大多數の賛成者といふことを聞かされたならば或はお考へ直しになるかも知れませんが、唯だ産土神であらうと、官國幣社であらうと何れでも私は固はなが、彼の地に在るのを外の土地にお移し申上げることには變りませんが、補強工事してならぬもんだら定つて居るならば何等議論の余地はない、さうであつたこといふことであらば提案を撤回してその意思をお傳へして貰ふことにして横山君の提案だけは撤回することにして思ひます、第一に補強工事が出来ないこといふことが明かになれば議論の余地はありませんから此の動議は撤回致したいと思ひます

○民團長(白井忠三君) 私は内地を離れて三十余年になりますので最近のことは能く存じませんが神社の根柢を致す例は全く聞いて居りません、その證據には色々事情のある山舎へ行きます可成り荒廢したのがありますが、根元は石と石に接する柱が三分の一朽ちて居つてもこれは新たに御造営申上げる資金なり何なり出来るまで辛抱して居るまいふ形であり、私が先刻申上げた内地では檜材を使つて居りますが、その時機が来るのは三四十先きであります、此方は木の質が不可せん、若しあれに白蟻でも付いて居るまいふならば全く危険な状態になります、これは私の方の工務部長が御覽になつて奉賛會で説明されたのであります、それは然し一年間保つつか二年間保つ間に引續返ることはないかも知れませんが危険なことは明かなことであり、五年

けることにならねばならぬといふ計の下に於て色々お話しがありました、それは或は今信仰が非常に増した爲めに、又結婚する人が増える又神前結婚は大いに盛進に行はなければならぬ、又その場所は非常に祭壇を告げるのが理由にありましたが、それは昨日古田警員のお話の様に、必ず神前結婚は神前に於て行はなければならぬといふことであり、或は適當な場所に適當な所を選んで分靈を奉告してその前で行つて宜いぢやないかといふことであり、又大きに敬神の念が燃えつゝある時にあの神域を他の所に移して、他の地に移すといふことは遺憾なことであるといふことであり、成程今迄國力の發展で此際敬神が燃え上つてゐるといふことは皆認め得ることであります、然しこれは何處までも敬神の念は慣行しなければならぬ我々斯ふして御造営を一時延期するといふことも、一時延期して頂くといふことも結局此の邊にあるのであります、假へば白井さんの話に依りますと、殊に熱心なる老人方の敬神家なご朝夕お祈りする便利があるが不便な土地に行つたならば、不便であるから敬神家が滅ぶことは嘆かはいことである、然し今直ちに我々は貴方の言はれる不便な土地に移つてくれれば言ふては居りません、今暫くの間の神社にお祈り出来るのであります、我々が申します土地に莊嚴なる神社を御造営申上げる時になつたならば、もうその邊には、その神社の周囲には先程計算に出て居りました綜合運動場等はその近くに設けられるぢやないか、或はさうでなくともその邊に家族の者が手をたづへて遊び行く行樂に行くといふ様な處になるぢやないか、然らばその邊にバスが通ふといふ

(196)

(185)

ふ方法を十分お執りになるまいふことを條件に致しまして、私は茲に撤回することに致します(拍手)

○議長(矢彦澤平司君) それでは本議案は提案者の方から撤回なさいましたから、これで本日民會に上程すべき議案が全部可決確定致して何も残つてゐないことになり、結果を朗讀致します

○文書課長(木下權四郎君) 第三十三次居留民會通常會の成績を申上げます、昭和十五年三月二十六日より二十八日迄三日開會、本會議三、審査委員會一回、報告二件、決議案一件、附議事項議案六十三件、建議案二件、決議の内容を夫々申上げることを省略させて頂きます、承認十一件、原案可決五十三件撤回一件以上であります

(拍手起る)

○議長(矢彦澤平司君) 閉會に際しまして私から一言申上げさせて頂きます、此の席から甚だ失禮でございますが監督官に於かれましては最近特に公務御多端の折から連日又連夜に至る迄特に御臨席御監督下さいまして又適切警備なる御指示を頂きまして誠に有難うございました、お蔭さんで全部の議案を終了致しました、厚く御禮申上げます、民會議員諸君に於かれまして、是非又非常に御多忙の折からにも拘はらず、文字通り連日連夜、居留民の選良に致しまして、克く和衷協賛の任を賜はれまして我々誠に感謝に堪えない次第であります、厚く御禮申上げます、又民團長に於かれましては躍進途上にある天津の民團の將來に於きまして、殊に今度の民會に於きまし

ては、所謂新秩序に適應する施設なり準備して日頃色々御盡願ひまして、又参事會員諸君は踏問機關として又協議會や民團の御相談相手として日頃の盡瘁御勉勵なされた結果として本日此の六十有條件又一千何百萬圓といふ内地六大都市に次ぐ様な大豫算を一厘一毛の修正もなく通過したといふことは是は即ち居留民が、民團當局を信頼の表徴に外ならないと確信致します。さうか今後此の感謝と信頼に沿ふ様に一層御奮勵あらんことを切にお願ひ致します。最後に私共致しまして又議長として経験未熟の者でございます。議事進行その他に就ても多々至らん點もありましたにも拘はらず、各位の御後援御助力に依りまして無事大任を終らして頂きました誠に肝に銘じて感激措く能はざるころであります。厚く御禮申上げます。(拍手) それでは恒例に依りまして總領事閣下の御挨拶があります。

○武蔵總領事登壇(拍手) 三日に亘ります當通常會に方りまして、各位に於かれまして終始極めて御熱心に議事進行に當られましたことは誠に感謝に堪えず深く敬意を表する次第であります。今次民會に上程されました案件は六十有條件の上にも日支輻輳點を致しまして今後益々重きを加へつゝある當天津の各般の施設又は天津の將來に關係する重要な案件であります。これが各位の御努力に依りまして無事協賛を得ましたことは當天津居留民の福祉増進は固より、邦人の向上發展の爲に資するところ定に大なる所であることを確信致しまして深く御同慶に存するころであります。特に議員各位に於かれまして夫々御繁忙な任務を持って居られるにも拘はらず

連日連夜極めて熱心に審議されましたことに就きまして深く敬意を表する次第であります。次ぎに民團長はじめ民團の各位に於かれまして、斯くも老大な、議案殊に未だ會てなかつた所の豫算編成の完成に盡力をせられ又當議場に於かれまして終始極めて親切に説明その他に當られましたことは是また深く敬意を表するころであります。終りに矢彦澤議長には終始此の長期間の長會議の民會に於きまして、極めて公平なる議事の進行を圖られまして、只今を以ちまして無事此の會議を終るこになりましてその御努力に對しましてこれまた深く敬意を表したいと思ひます。一言之を以て御挨拶に代へます(拍手)

○民團長(白井忠三君) 簡單にお禮の御挨拶を申上げます。監督官各位の懇篤なる御指導又連夜お疲れの所を厭はず御列席頂きまして厚く御禮申上げます。民團議長並びに副議長には議事の整理議事の進捗に多大の御盡力に對して民團當局として厚く御禮申上げます。民團議員諸君の熱誠なる御討議に依りましてその間我々當事者として將來施政の上に參考なるべき澤山の御指示、御指導を得ましたことに就きまして先づ以て御禮申上げたいと思ひます。同時に此の多數の案件が一字一句の修正もなく御協賛得ましたといふことは只今議長の仰有います様に私共にとりまして過分の御信任を頂いたことに考へまして今後一層此の御期待に副ふ様に全員一致協力精神を以ちまして居留民各位の御信頼に拂ひたいと思ひます。簡單でありますすが之を以て御禮の御挨拶致します(拍手)

○議長(矢彦澤平司君) それでは本通常民會は之を以て閉會致します(拍手起る)

閉會午後九時三十七分

昭和十五年 第三十三次居留民會通常會議事速記録附録

昭和十五年第三十三次居留民會通常會に於て議決したる諸事項及昭和十三年度決算報告並に昭和十五年度居留民團歳入出豫算左の如し、

(一) 天津居留民團會計検査報告

- 一、検査年月日 昭和十四年三月十六日 昭和十四年十月二十六日
 - 一、検査期間及帳簿並に證憑書 昭和十三年度自十月 同十四年度自一月
 - 一、會計及特別會計 一般會計及特別會計
- 右検査致候處法違算ノ出納無之候間居留民團法施行規則第九十七條ニ依リ及報告候也
- 昭和十五年三月十五日

天津居留民團
會計検査委員 古田治四郎
鵜飼新一郎

(202)	(201)
天津居留民會議長 矢 彦 澤 平 司 殿 全 畢 見 幸 太 郎 (二) 昭和十三年度居留民團歲入出決算書 入 一、壹百四拾六萬七千貳百九拾四圓八拾七錢也 一、參拾五萬五百參拾壹圓貳錢也 合計壹百八拾壹萬七千八百貳拾五圓八拾九錢也 出 一、八拾八萬參千五百圓參拾八錢也 一、五拾參萬九千參百六拾壹圓七拾四錢也 合計壹百四拾貳萬貳千八百六拾貳圓貳錢也 歲入出差引參拾九萬四千九百六拾三圓七拾七錢也 (決算書省略) (三) 昭和十三年度御下賜金記念事業費特別會計歲入出決算書 入 一、壹萬五千六百四拾五圓八拾壹錢也 計壹萬五千六百四拾五圓八拾壹錢也 出 一、零錢也 計零錢也 歲入出差引壹萬五千六百四拾五圓八拾壹錢也 (決算書省略) (四) 昭和十三年度開院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費特別會計歲入出決算 入 一、壹千圓也 計壹千圓也 出 一、零錢也 計零錢也 歲入出差引壹千圓也 (決算書省略)	天津居留民會議長 矢 彦 澤 平 司 殿 全 畢 見 幸 太 郎 (五) 昭和十三年度故田代將軍記念事業費特別會計歲入出決算 入 一、五千貳百七拾五圓四拾五錢也 計五千貳百七拾五圓四拾五錢也 出 一、零錢也 計零錢也 歲入出差引五千貳百七拾五圓四拾五錢也 (決算書省略) (六) 昭和十三年度退職給與基金特別會計歲入出決算 入 一、壹萬五千圓也 計壹萬五千圓也 出 一、壹萬貳百四拾六圓也 計壹萬貳百四拾六圓也 歲入出差引四千七百五拾四圓也 (決算書省略) (七) 昭和十三年度 天津共益會 天津居留民團 歲入出決算 入 一、壹百九十九萬九千九百六拾參圓五拾九錢也 一、參拾參萬六千六拾九圓參拾貳錢也 計壹百參拾四萬六千參拾貳圓九拾壹錢也 出 一、七拾貳萬壹千八百五拾四錢也 一、四拾八萬七千七百九拾壹圓貳拾六錢也 計壹百貳拾萬七千八百九拾九圓八拾錢也 差引殘金拾參萬八千八百參拾參圓拾壹錢也 (決算書省略) (八) 昭和十三年度特別會計電氣歲入出決算 入 一、七拾貳萬壹千八百五拾四錢也 一、四拾八萬七千七百九拾壹圓貳拾六錢也 計壹百貳拾萬七千八百九拾九圓八拾錢也 差引殘金拾參萬八千八百參拾參圓拾壹錢也 (決算書省略)

(204)	(203)
天津居留民會議長 矢 彦 澤 平 司 殿 全 畢 見 幸 太 郎 (五) 昭和十三年度故田代將軍記念事業費特別會計歲入出決算 入 一、五千貳百七拾五圓四拾五錢也 計五千貳百七拾五圓四拾五錢也 出 一、零錢也 計零錢也 歲入出差引五千貳百七拾五圓四拾五錢也 (決算書省略) (六) 昭和十三年度退職給與基金特別會計歲入出決算 入 一、壹萬五千圓也 計壹萬五千圓也 出 一、壹萬貳百四拾六圓也 計壹萬貳百四拾六圓也 歲入出差引四千七百五拾四圓也 (決算書省略) (七) 昭和十三年度 天津共益會 天津居留民團 歲入出決算 入 一、壹百九十九萬九千九百六拾參圓五拾九錢也 一、參拾參萬六千六拾九圓參拾貳錢也 計壹百參拾四萬六千參拾貳圓九拾壹錢也 出 一、七拾貳萬壹千八百五拾四錢也 一、四拾八萬七千七百九拾壹圓貳拾六錢也 計壹百貳拾萬七千八百九拾九圓八拾錢也 差引殘金拾參萬八千八百參拾參圓拾壹錢也 (決算書省略) (八) 昭和十三年度特別會計電氣歲入出決算 入 一、七拾貳萬壹千八百五拾四錢也 一、四拾八萬七千七百九拾壹圓貳拾六錢也 計壹百貳拾萬七千八百九拾九圓八拾錢也 差引殘金拾參萬八千八百參拾參圓拾壹錢也 (決算書省略)	天津居留民會議長 矢 彦 澤 平 司 殿 全 畢 見 幸 太 郎 (五) 昭和十三年度故田代將軍記念事業費特別會計歲入出決算 入 一、五千貳百七拾五圓四拾五錢也 計五千貳百七拾五圓四拾五錢也 出 一、零錢也 計零錢也 歲入出差引五千貳百七拾五圓四拾五錢也 (決算書省略) (六) 昭和十三年度退職給與基金特別會計歲入出決算 入 一、壹萬五千圓也 計壹萬五千圓也 出 一、壹萬貳百四拾六圓也 計壹萬貳百四拾六圓也 歲入出差引四千七百五拾四圓也 (決算書省略) (七) 昭和十三年度 天津共益會 天津居留民團 歲入出決算 入 一、壹百九十九萬九千九百六拾參圓五拾九錢也 一、參拾參萬六千六拾九圓參拾貳錢也 計壹百參拾四萬六千參拾貳圓九拾壹錢也 出 一、七拾貳萬壹千八百五拾四錢也 一、四拾八萬七千七百九拾壹圓貳拾六錢也 計壹百貳拾萬七千八百九拾九圓八拾錢也 差引殘金拾參萬八千八百參拾參圓拾壹錢也 (決算書省略) (八) 昭和十三年度特別會計電氣歲入出決算 入 一、七拾貳萬壹千八百五拾四錢也 一、四拾八萬七千七百九拾壹圓貳拾六錢也 計壹百貳拾萬七千八百九拾九圓八拾錢也 差引殘金拾參萬八千八百參拾參圓拾壹錢也 (決算書省略)

(206)

一、壹百拾八萬壹千四百五拾圓拾壹錢也 計壹百拾八萬壹千四百五拾圓拾壹錢也	出	經	常	部
一、九拾貳萬七千八百五拾六圓壹錢也 一、參萬六千四百八拾圓八拾九錢也 計九拾六萬四千參百參拾六圓九拾錢也 差引殘金貳拾壹萬七千百拾參圓貳拾壹錢也	出	臨	時	部
(決算書省略)				
(九) 昭和十三年度特別會計共立醫院歲入出決算				
一、參拾壹萬六千壹百拾貳圓拾七錢也 計參拾壹萬六千壹百拾貳圓拾七錢也	入	經	常	部
一、貳拾九萬八千八百九拾五圓五錢也 計貳拾九萬八千八百九拾五圓五錢也 差引殘金壹萬七千貳百拾七圓拾貳錢也	出	經	常	部
昭和十四年度へ繰越				

(206)

一、七萬五千壹百七拾七圓九拾四錢也 一、四拾六萬七千四百拾貳圓九拾六錢也 計五拾四萬貳千五百九拾圓九拾錢也	入	臨	時	部
一、壹萬七千八百貳拾四圓拾四錢也 一、五拾貳萬四千七百六拾六圓七拾六錢也 計五拾四萬貳千五百九拾圓九拾錢也 差引殘金ナシ	出	經	常	部
(決算書省略)				
(一一) 昭和十三年度特別會計復興資金歲入出決算				
一、四拾參萬六千七百參拾參圓八拾五錢也	入	經	常	部

(207)

計四拾參萬六千七百參拾參圓八拾五錢也	出	經	常	部
一、參拾六萬六千壹百七拾八圓四拾四錢也 計參拾六萬六千壹百七拾八圓四拾四錢也 差引殘金七萬五千五百五拾五圓四拾壹錢也	出	臨	時	部
(決算書省略)				
(一二) 昭和十三年度特別會計實業復興資金歲入出決算				
一、五萬壹千九百六拾八圓五拾貳錢也 計五萬壹千九百六拾八圓五拾貳錢也	入	經	常	部
一、五萬壹千九百六拾八圓五拾貳錢也 計五萬壹千九百六拾八圓五拾貳錢也 差引殘金ナシ	出	經	常	部
昭和十四年度へ繰越				

(208)

(一三) 遊興飲食課金條例

一、遊興飲食課金條例ヲ左ノ如ク定ム

第一條 料理店、貸座敷、カフェ、バー、飲食店其ノ他類似ノ場所ニ於テ遊興又ハ飲食ヲ爲シタル者ハ本條例ニ從ヒ遊興飲食課金ヲ納ムル義務アルモノトス

第二條 本課金ノ賦課率左ノ如シ

一、日本藝妓、舞臺ヲ招キタルモノハ花代ノ百分ノ二十五

二、酌婦共ノ他之ニ類スルモノヲ招キタルモノハ花代ノ百分ノ十五

三、飲食ニ付テハ其ノ代金ノ百分ノ十五

飲食店ニ於ケル飲食代金カ一人一回五圓未滿ニシテ花代ヲ伴ハサル場合ハ之ヲ賦課セス

消費代金ノ算定ニ關シ必要ナル事項ハ居留民團長之ヲ定ム

第三條 本課金ハ納稅義務者ヨリ直接其ノ消費代金ノ支拂ヲ受クル者ヲ以テ徵收義務者トス

徵收義務者ニハ徵收手續料トシテ納付シタル課金額ニ對シ前條第一號ニ付テハ百分ノ五其ノ他ニ付テハ百分ノ三ヲ支拂フモノトス

第四條 徵收義務者ハ毎月分ノ課金標準額ヲ藝妓、舞臺、酌婦共ノ他ノ花代、飲食代ノ三種ニ區分シ翌月五日迄ニ居留民團長ニ申告スヘシ但徵收義務者カ經營ヲ廢止シ又ハ休止シタル

(210)

(209)

トキハ直ニ申告スルコトヲ要ス
申告ヲ爲シ、ルトキハ居留民團長ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ居留民團長ノ認定ニ
ヨリ賦課額ヲ決定ス
第五條 徵收義務者ハ毎月十五日迄ニ前月分ノ本課金ヲ民間金融ニ納付スヘシ但徵收義務者力經
營ヲ廢止シ又ハ休止シタル場合ニ於テハ直ニ納付スヘシ
第六條 徵收義務者ハ居留民團長ノ定ムルトコロニ依リ徵收明細簿ヲ備ヘ當該事項ヲ其ノ都度正
確ニ記載スヘシ
第七條 第一條ニ規定スル場所ヲ經營セントスル者ハ其ノ旨豫メ居留民團長ニ申告スヘシ經營ヲ
廢止シ又ハ休止セントスルトキ及營業場所ヲ移轉セントスルトキ亦同シ
營業ヲ讓渡シタルトキハ讓渡人ト連署シテ申告スヘシ
第八條 徵收義務者本條例所定ノ申告ヲ怠リタルトキ又ハ居留民團長ニ於テ申告ヲ虚偽ト認メタ
ルトキハ第三條所定ノ徵收手數料ハ之ヲ減額シ又ハ交付セサルコトヲ得
第九條 居留民團長ハ第一條ニ規定スル場所ノ經營者ヲ以テ組織スル團體ニ對シ本課金徵收上必
要ナル補助ヲ爲サシムルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ當該團體ニ對シ所屬團體員力納期內ニ納付シタル課金額ノ百分ノ三ニ相當
スル金額以內ノ交付金ヲ交付スルコトヲ得

第十條 居留民團長ハ隨時検査ヲ携帶セル民間吏員ヲシテ徵收義務者ニ對シ其ノ業務ニ關スル
帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得
第十一條 居留民團長必要アリト認メタルトキハ本課金ヲ減免スルコトヲ得
第十二條 徵收義務者不正ノ行爲ニヨリ本課金ヲ逃脫シタルトキハ當該課金ノ二倍ニ相當スル過
怠金ヲ納付セシム
附 則
本條例ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
特別課金條例ハ之ヲ廢止ス

(一四) 取得課金條例中改正ノ件

一、取得課金條例中左ノ通り改メ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
一、第二條ヲ左ノ通り改メ
第二條 本課金ハ毎年左ノ率ニ依リ賦課ス
年 取 得 額 課 金 額
千二百圓 九圓六十錢
千二百圓ヲ超ユル額ヨリ千 前項課金額ニ千二百圓ヲ超ユル額ノ千分ノ十一ヲ加フ

(212)

(211)

五百圓迄 十二圓九十錢
千五百圓 一圓ヲ超ユル額ヨリ二 前項課金額ニ千五百圓ヲ超ユル額ノ千分ノ十四ヲ加フ
千圓迄 十九圓九十錢
二千圓 前項課金額ニ二千圓ヲ超ユル額ノ千分ノ十七ヲ加フ
二千圓ヲ超ユル額ヨリ三千五百圓迄 二十八圓四十錢
二千五百圓 前項課金額ニ二千五百圓ヲ超ユル額ノ千分ノ二十二ヲ加フ
三千五百圓ヲ超ユル額ヨリ五千圓迄 三十九圓四十錢
五千圓 前項課金額ニ五千圓ヲ超ユル額ノ千分ノ二十七ヲ加フ
五千圓ヲ超ユル額ヨリ七千圓迄 六十六圓四十錢
七千圓 前項課金額ニ七千圓ヲ超ユル額ノ千分ノ三十四ヲ加フ
七千圓ヲ超ユル額ヨリ一萬圓迄 百四十四圓
一萬圓 前項課金額ニ一萬圓ヲ超ユル額ノ千分ノ三十四ヲ加フ
一萬圓ヲ超ユル額ヨリ一萬五千圓迄 百四十四圓
一萬五千圓 前項課金額ニ一萬五千圓ヲ超ユル額ノ千分ノ三十四ヲ加フ
一萬五千圓ヲ超ユル額ヨリ二萬圓迄 千二百三十四圓
二萬圓 前項課金額ニ二萬圓ヲ超ユル額ノ千分ノ三十四ヲ加フ
二萬圓ヲ超ユル額ヨリ二萬五千圓迄 千二百三十四圓
二萬五千圓 前項課金額ニ二萬五千圓ヲ超ユル額ノ千分ノ三十四ヲ加フ
二萬五千圓ヲ超ユル額ヨリ三萬圓迄 千二百三十四圓
三萬圓 前項課金額ニ三萬圓ヲ超ユル額ノ千分ノ三十四ヲ加フ

一、一萬圓ヲ超ユル額ヨリ一萬圓迄 前項課金額ニ一萬圓ヲ超ユル額ノ千分ノ六十三ヲ加フ
一、一萬圓ヲ超ユル額ヨリ一萬五千圓迄 六百五十三圓四十錢
一、一萬五千圓ヲ超ユル額ヨリ二萬圓迄 前項課金額ニ一萬五千圓ヲ超ユル額ノ千分ノ七十四ヲ加
一、二萬圓ヲ超ユル額ヨリ二萬五千圓迄 前項課金額ニ二萬五千圓ヲ超ユル額ノ千分ノ七十四ヲ加
一、二萬五千圓ヲ超ユル額ヨリ三萬圓迄 千二百三十四圓
一、三萬圓ヲ超ユル額ヨリ三萬五千圓迄 前項課金額ニ三萬圓ヲ超ユル額ノ千分ノ八十九ヲ加フ
一、三萬五千圓ヲ超ユル額ヨリ四萬圓迄 前項課金額ニ四萬圓ヲ超ユル額ノ千分ノ八十九ヲ加フ
一、四萬圓ヲ超ユル額ヨリ四萬五千圓迄 前項課金額ニ四萬圓ヲ超ユル額ノ千分ノ八十九ヲ加フ
一、四萬五千圓ヲ超ユル額ヨリ五萬圓迄 前項課金額ニ五萬圓ヲ超ユル額ノ千分ノ八十九ヲ加フ
一、五萬圓ヲ超ユル額ヨリ五萬五千圓迄 前項課金額ニ五萬圓ヲ超ユル額ノ千分ノ八十九ヲ加フ
一、五萬五千圓ヲ超ユル額ヨリ六萬圓迄 前項課金額ニ六萬圓ヲ超ユル額ノ千分ノ八十九ヲ加フ
一、六萬圓ヲ超ユル額ヨリ六萬五千圓迄 前項課金額ニ六萬圓ヲ超ユル額ノ千分ノ八十九ヲ加フ
一、六萬五千圓ヲ超ユル額ヨリ七萬圓迄 前項課金額ニ七萬圓ヲ超ユル額ノ千分ノ八十九ヲ加フ
一、七萬圓ヲ超ユル額ヨリ七萬五千圓迄 前項課金額ニ七萬圓ヲ超ユル額ノ千分ノ八十九ヲ加フ
一、七萬五千圓ヲ超ユル額ヨリ八萬圓迄 前項課金額ニ八萬圓ヲ超ユル額ノ千分ノ八十九ヲ加フ
一、八萬圓ヲ超ユル額ヨリ八萬五千圓迄 前項課金額ニ八萬圓ヲ超ユル額ノ千分ノ八十九ヲ加フ
一、八萬五千圓ヲ超ユル額ヨリ九萬圓迄 前項課金額ニ九萬圓ヲ超ユル額ノ千分ノ八十九ヲ加フ
一、九萬圓ヲ超ユル額ヨリ九萬五千圓迄 前項課金額ニ九萬圓ヲ超ユル額ノ千分ノ八十九ヲ加フ
一、九萬五千圓ヲ超ユル額ヨリ一萬圓迄 前項課金額ニ一萬圓ヲ超ユル額ノ千分ノ八十九ヲ加フ

(214)		(213)	
第五級	同	第一級	一、二圓
第四級	同	第二級	一、六圓
第三級	同	第三級	一、〇圓
第二級	同	第四級	二、四圓
第一級	同	營業課金條例中改正ノ件	
第一〇級	同	一、營業課金條例中左ノ通り改メ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス	
第一九級	同	二、第二條ヲ左ノ通り改ム	
第一八級	同	第三條 本課金ハ毎年左ノ等級ニ依リ賦課ス	
第一七級	同		
第一六級	同		
第一五級	同		
第一四級	同		
第一三級	同		
第一二級	同		
第一一級	同		
第一〇級	同		
第九級	同		
第八級	同		
第七級	同		
第六級	同		
第五級	同		
第四級	同		
第三級	同		
第二級	同		
第一級	同		
第一〇級	同		
第一九級	同		
第二〇級	同		

(216)		(215)	
第三七級	同	第一級	四、〇圓
第三八級	同	第二級	四、六〇圓
第三九級	同	第三級	五、三〇圓
第四〇級	同	第四級	六、〇〇圓
第四一級	同	第五級	七、〇〇圓
第四二級	同	第六級	八、〇〇圓
第四三級	同	第七級	九、〇〇圓
第四四級	同	第八級	一、〇〇圓
第四五級	同	第九級	一、一〇圓
第四六級	同	第十級	一、二〇圓
第四七級	同	第十一級	一、三〇圓
第四八級	同	第十二級	一、四〇圓
第四九級	同	第十三級	一、五〇圓
第五〇級	同	第十四級	一、六〇圓
第五一級	同	第十五級	一、七〇圓
第五二級	同	第十六級	一、八〇圓
第五三級	同	第十七級	一、九〇圓
第五四級	同	第十八級	二、〇〇圓
第五五級	同	第十九級	二、一〇圓
第五六級	同	第二十級	二、二〇圓
第五七級	同	第二十一級	二、三〇圓
第五八級	同	第二十二級	二、四〇圓
第五九級	同	第二十三級	二、五〇圓
第六〇級	同	第二十四級	二、六〇圓
第六一級	同	第二十五級	二、七〇圓
第六二級	同	第二十六級	二、八〇圓
第六三級	同	第二十七級	二、九〇圓
第六四級	同	第二十八級	三、〇〇圓
第六五級	同	第二十九級	三、一〇圓
第六六級	同	第三十級	三、二〇圓
第六七級	同	第三十一級	三、三〇圓
第六八級	同	第三十二級	三、四〇圓
第六九級	同	第三十三級	三、五〇圓
第七〇級	同	第三十四級	三、六〇圓
第七一級	同	第三十五級	三、七〇圓
第七二級	同	第三十六級	三、八〇圓
第七三級	同	第三十七級	三、九〇圓
第七四級	同	第三十八級	四、〇〇圓
第七五級	同	第三十九級	四、一〇圓
第七六級	同	第四十級	四、二〇圓
第七七級	同	第四十一級	四、三〇圓
第七八級	同	第四十二級	四、四〇圓
第七九級	同	第四十三級	四、五〇圓
第八〇級	同	第四十四級	四、六〇圓
第八一級	同	第四十五級	四、七〇圓
第八二級	同	第四十六級	四、八〇圓
第八三級	同	第四十七級	四、九〇圓
第八四級	同	第四十八級	五、〇〇圓
第八五級	同	第四十九級	五、一〇圓
第八六級	同	第五十級	五、二〇圓
第八七級	同	第五十一級	五、三〇圓
第八八級	同	第五十二級	五、四〇圓
第八九級	同	第五十三級	五、五〇圓
第九〇級	同	第五十四級	五、六〇圓
第九一級	同	第五十五級	五、七〇圓
第九二級	同	第五十六級	五、八〇圓
第九三級	同	第五十七級	五、九〇圓
第九四級	同	第五十八級	六、〇〇圓
第九五級	同	第五十九級	六、一〇圓
第九六級	同	第六十級	六、二〇圓
第九七級	同	第六十一級	六、三〇圓
第九八級	同	第六十二級	六、四〇圓
第九九級	同	第六十三級	六、五〇圓
第一〇〇級	同	第六十四級	六、六〇圓
第一〇一級	同	第六十五級	六、七〇圓
第一〇二級	同	第六十六級	六、八〇圓
第一〇三級	同	第六十七級	六、九〇圓
第一〇四級	同	第六十八級	七、〇〇圓
第一〇五級	同	第六十九級	七、一〇圓
第一〇六級	同	第七十級	七、二〇圓
第一〇七級	同	第七十一級	七、三〇圓
第一〇八級	同	第七十二級	七、四〇圓
第一〇九級	同	第七十三級	七、五〇圓
第一一〇級	同	第七十四級	七、六〇圓
第一一一級	同	第七十五級	七、七〇圓
第一一二級	同	第七十六級	七、八〇圓
第一一三級	同	第七十七級	七、九〇圓
第一一四級	同	第七十八級	八、〇〇圓
第一一五級	同	第七十九級	八、一〇圓
第一一六級	同	第八十級	八、二〇圓
第一一七級	同	第八十一級	八、三〇圓
第一一八級	同	第八十二級	八、四〇圓
第一一九級	同	第八十三級	八、五〇圓
第一二〇級	同	第八十四級	八、六〇圓
第一二一級	同	第八十五級	八、七〇圓
第一二二級	同	第八十六級	八、八〇圓
第一二三級	同	第八十七級	八、九〇圓
第一二四級	同	第八十八級	九、〇〇圓
第一二五級	同	第八十九級	九、一〇圓
第一二六級	同	第九十級	九、二〇圓
第一二七級	同	第九十一級	九、三〇圓
第一二八級	同	第九十二級	九、四〇圓
第一二九級	同	第九十三級	九、五〇圓
第一三〇級	同	第九十四級	九、六〇圓
第一三一級	同	第九十五級	九、七〇圓
第一三二級	同	第九十六級	九、八〇圓
第一三三級	同	第九十七級	九、九〇圓
第一三四級	同	第九十八級	十、〇〇圓
第一三五級	同	第九十九級	十、一〇圓
第一三六級	同	第一百級	十、二〇圓

(217)

但特別ノ事情アリト認めタルトキハ居留民團長之ヲ減免スルコトヲ得

三、常設興行 (省略)

四、臨時興行 (省略)

五、露店 (夜店ヲ含ム) (省略)

六、一時滞在者ノ營業 (省略)

七、ダンサー (省略)

八、日本藝妓 (日間ヲ含ム) (省略)

九、中國藝妓 (省略)

十、酌婦 (省略)

十一、女給及仲居其ノ他之ニ類スル雇傭婦

月額 三圓

一、雜種課金條例中改正ノ件

一、第一條第二項中ノ各號ヲ左ノ通り改ム

一、遊藝場

第五三級	同	二二、五〇〇圓
第五四級	同	二五、〇〇〇圓
第五五級	同	二七、五〇〇圓
第五六級	同	三〇、〇〇〇圓

一、第三條ヲ左ノ通り改ム

第三條 本課金負擔義務者ハ毎年一月二十日迄ニ前一年ノ營業ニ關スル所定ノ申告ヲ居留民團長ニ爲スヘシ 但前年ノ中途ヨリスル營業ニ付テハ申告時ニ於ケル豫算ニ依リ又新ニ負擔義務ヲ生シタル者ハ一週間内ニ之ヲ申告スヘシ

二、第四條ヲ左ノ通り改ム

第四條 本課金等級ハ課金調査委員會ノ査定若クハ認定ヲ經テ居留民團長之ヲ決定ス 申告ヲ爲サ、ル者ニ對シテハ課金調査委員會ニ於テ負擔等級ヲ認定ス 但工巡費徵收條例第一條第二項ノ適用ヲ妨ケス

(218)

二、貸座敷及置屋業	同	二圓
三、常設興行	同	一圓
四、臨時興行	同	同
五、露店 (夜店ヲ含ム)	同	同
六、一時滞在者ノ營業	同	同
七、ダンサー	同	同
八、日本藝妓 (日間ヲ含ム)	同	同
九、中國藝妓	同	同
十、酌婦	同	同
十一、女給及仲居其ノ他之ニ類スル雇傭婦	同	同

一、遊藝場 (省略)

二、貸座敷及置屋業

一、遊藝場 (省略)

二、貸座敷及置屋業

一、遊藝場 (省略)

二、貸座敷及置屋業

一、遊藝場 (省略)

二、貸座敷及置屋業

(219)

但特別ノ事情アリト認めタルトキハ居留民團長之ヲ減免スルコトヲ得

三、常設興行 (省略)

四、臨時興行 (省略)

五、露店 (夜店ヲ含ム) (省略)

六、一時滞在者ノ營業 (省略)

七、ダンサー (省略)

八、日本藝妓 (日間ヲ含ム) (省略)

九、中國藝妓 (省略)

十、酌婦 (省略)

十一、女給及仲居其ノ他之ニ類スル雇傭婦

月額 三圓

一等	同	五十圓
二等	同	三十圓
三等	同	二十圓
四等	同	十圓
五等	同	五圓

一、特別ノ事情アリト認めタル者ニ對シテハ居留民團長之ヲ減免スルコトヲ得

二、第三條ヲ左ノ通り改ム

第三條 本課金等級ハ居留民團長之ヲ決定ス

三、第四條ヲ第七條トシ左ノ通り改ム、第三條ノ次ニ第四條、第五條及第六條トシテ左ノ三條ヲ加フ

第四條 第一條第二項各號規定ノ營業者ハ營業開始ニ當リ豫メ營業ノ種類、營業ノ方法、滞在日數、滞在場所、其ノ他所定ノ事項ヲ居留民團長ニ申告スヘシ 申告事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第五條 第一條第二項第七號乃至第十一號ニ規定スル者ニ對スル賦課ニ關シテハ各其ノ雇傭主ヲ以テ徵收義務者トス

第六條 徵收義務者ハ毎月五日現在ニ於ケル各其ノ被傭者ノ數ヲ正確ニ居留民團長ニ申告スヘシ

第七條 本課金ハ毎月十日迄ニ其ノ月分ヲ民團金庫ニ納入スヘシ但臨時興行ニアリテハ興行許可日數ニ應シ又一時滞在者ノ營業ニアリテハ其ノ狀況ニ依リ居留民團長之ヲ定メ豫メ之ヲ徵

(220)

二等	同	二圓
三等	同	一圓

一、特別ノ事情アリト認めタル者ニ對シテハ居留民團長之ヲ減免スルコトヲ得

二、第三條ヲ左ノ通り改ム

第三條 本課金等級ハ居留民團長之ヲ決定ス

三、第四條ヲ第七條トシ左ノ通り改ム、第三條ノ次ニ第四條、第五條及第六條トシテ左ノ三條ヲ加フ

第四條 第一條第二項各號規定ノ營業者ハ營業開始ニ當リ豫メ營業ノ種類、營業ノ方法、滞在日數、滞在場所、其ノ他所定ノ事項ヲ居留民團長ニ申告スヘシ 申告事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第五條 第一條第二項第七號乃至第十一號ニ規定スル者ニ對スル賦課ニ關シテハ各其ノ雇傭主ヲ以テ徵收義務者トス

第六條 徵收義務者ハ毎月五日現在ニ於ケル各其ノ被傭者ノ數ヲ正確ニ居留民團長ニ申告スヘシ

第七條 本課金ハ毎月十日迄ニ其ノ月分ヲ民團金庫ニ納入スヘシ但臨時興行ニアリテハ興行許可日數ニ應シ又一時滞在者ノ營業ニアリテハ其ノ狀況ニ依リ居留民團長之ヲ定メ豫メ之ヲ徵

(221)

收ス

(一七) 工巡費徴收條例中改正ノ件

一、工巡費徴收條例中左ノ通り改メ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一、第二條中「營業ヲ營マサル者ニ在リテハ賃貸年額ノ百分ノ一以上百分ノ五迄、營業ヲ營ム者ニ在リテハ賃貸年額ノ百分ノ三以上百分ノ十二迄ヲ徴收ス」トアルヲ「營業ヲ營マサル者ニ在リテハ賃貸年額ノ百分ノ二以上百分ノ十五迄、營業ヲ營ム者ニ在リテハ賃貸年額ノ百分ノ五以上百分ノ三十迄ヲ徴收ス」ト改ム

(一八) 居留民団課金條例及工巡費衛生費徴收條例中改正ノ件

一、居留民団課金條例及工巡費、衛生費徴收條例中左ノ通り改メ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一、居留民団課金(土地課金、家屋課金、取得課金、營業課金)條例及工巡費、衛生費徴收條例中規定ノ各期納入期限ヲ左ノ通り改ム

第一期 自 四月 月 月 五月三十一日限
至 六月 月 月

第二期 自 七月 月 月 七月三十一日限
至 九月 月 月

(222)

第三期 自 十二月 月 月 十月三十一日限
至 十二月 月 月

第四期 自 翌年 一月 月 月 一月三十一日限
至 三月 月 月

(一九) 課金調査委員會條例中改正ノ件

一、課金調査委員會條例中左ノ通り改メ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一、第三條中「十五名」トアルヲ「三十五名」ト改ム

(二十) 電氣使用條例中改正ノ件

一、電氣使用條例中左ノ通り改メ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一、第九條電氣使用料金第二種(甲)中使用料「一キロワット」時毎ニ「三錢五厘」トアルヲ「四錢」ト改ム

(二十一) 教育費特別會計條例

一、教育費特別會計條例ヲ左ノ如ク定ム

第一條 本民団ノ經營スル教育施設ノ收支ハ之ヲ特別會計トス

第二條 本會計ハ民団課金總入金、授業料、入學考査料、國庫補助金及教育費トシテ指定セル補助金、寄附金、借入金等ヲ歳入トシ教育施設ニ要スル一切ノ經費ヲ歳出トス

(223)

第三條 本會計ニ於テ剩餘アリタルトキハ之ヲ翌年度教育費ノ歳入ニ繰入レ又ハ教育費積立金ト爲スモノトス

第四條 教育費積立金ハ教育費以外ノ用途ニ充ツルコトヲ得ス

附 則

本條例ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(二十二) 天津漢路日本尋常小學校ニ高等科併置ノ件

一、天津漢路日本尋常小學校ニ高等科ヲ併置スルコト

(二十三) 天津三笠日本青年學校設立ノ件

一、天津三笠日本青年學校ヲ設立スルコト

(二十四) 天津大和日本青年學校設立ノ件

一、天津大和日本青年學校ヲ設立スルコト

(二十五) 天津日本婦人病院設置ノ件

一、特殊婦人ノ收容治療機關トシテ天津日本婦人病院ヲ設置スルコト

(二十六) 天津日本婦人病院諸料金條例

一、天津日本婦人病院諸料金條例ヲ左ノ如ク定ム

(224)

第一條 本院ノ料金を左ノ如ク定ム

一、内服藥 散藥 一日分 二十錢
水藥 一日分 二十錢
頓服藥 一回分 二十錢以上三十錢以内

但高價藥ハ別ニ實費ヲ徴收ス

二、外用藥 一劑分 二十錢以上六十錢以内
三、處置料 一回分 十五錢以上五十錢以内

四、診斷書、證明書、檢案手数料 五十錢以上

五、診察料 無料

六、檢體料 八十錢

七、試驗料 一圓以上

八、注射料 皮下及筋肉注射 五十錢以上一圓以内
靜脈注射 一圓以上二圓以内
食鹽注射 二圓
サルバルサン注射 三圓

九、物理的療法

(225)

レ線治療、太極拳、短波治療、熱氣浴等
 十、レントゲン 写真
 五十錢以上二圓以内
 五圓以上十圓以内
 十一、手術料 小手術
 一圓以上三圓以内
 中手術
 五圓以上十圓以内
 開腹手術
 二十圓以上五十圓以内
 十二、入院料
 一圓(食費ヲ含マズ)
 附 則
 本條例ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(二十七) 天津療病院改稱ノ件
 一、天津療病院ヲ昭和十五年四月一日ヨリ天津日本療病院ト改稱スルコト

(二十八) 天津療病院諸料金條例中改正ノ件
 一、天津療病院諸料金條例中左ノ通り改メ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 一、本條例中「天津療病院」トアルヲ「天津日本療病院」ト改ム
 二、第一條中ヨリ第三號及第四號ヲ削除シ但書ヲ左ノ通り改ム
 但書ノ資力アル者一付テハ每一日一圓以上ノ入院料ヲ徴スルコトヲ得

(226)

(二十九) 天津日本教育博物館設置ノ件
 一、紀元二千六百年記念事業ノ一トシテ、天津ヲ中心トシ廣ク北支ニ亘ル地文、人文ニ關スル資料ヲ蒐集シ之ヲ陳列展覽スル教育博物館ヲ設置スルコト

(三十) 恩賜兒童遊園地建設ノ件
 一、昭和十四年ノ天津地方水災ニ際シ長キ遊リヨリ賜リタル御下賜金ヲ基金トシテ恩賜兒童遊園地ヲ建設スルコト

(三十一) 天津日本保養院設置ノ件
 一、關院宮春仁王殿下御下賜金ヲ以テ前項園内ニ記念施設ヲ爲スコト

(三十二) 天津日本保養院敷地買收ノ件
 一、天津日本保養院敷地トシテ八里台修家樓中間所在土地約五十畝ヲ買收スルコト
 但買收價格ハ不動産評價委員會ノ査定ニ基キ決定スルコト

(三十三) 天津吉野日本尋常高等小學校敷地買收ノ件
 一、天津吉野日本尋常高等小學校敷地トシテ特別一區李家花園南所在土地約五十畝ヲ買收スルコト
 但買收價格ハ不動産評價委員會ノ査定ニ基キ決定スルコト

(227)

(三十四) 天津大和日本尋常高等小學校敷地買收ノ件
 一、天津大和日本尋常高等小學校敷地トシテ特別三區理同校敷地附近所在土地約五十畝ヲ買收スルコト
 但買收價格ハ不動産評價委員會ノ査定ニ基キ決定スルコト

(三十五) 天津神社祭典寄附金ノ件
 一、貳千圓也
 但昭和十五年度寄附金

(三十六) 軍旗奉贊會寄附金ノ件
 一、貳千圓也
 但昭和十五年度寄附金

(三十七) 天津華語專門學校補助金ノ件
 一、七千五百八拾貳圓也
 但昭和十五年度補助金

(三十八) 天津朝鮮人幼稚園補助金ノ件
 一、五千圓也
 但昭和十五年度補助金

(228)

但昭和十五年度補助金

(三十九) 華北日本教育會天津分會補助金ノ件
 一、壹千五百圓也
 但昭和十五年度補助金

(四十) 天津日本少年團補助金ノ件
 一、壹千貳百圓也
 但昭和十五年度補助金

(四十一) 帝國在郷軍人會天津聯合分會補助金ノ件
 一、七千圓也
 但昭和十五年度補助金

(四十二) 武德會天津支部補助金ノ件
 一、五千圓也
 但昭和十五年度補助金

(四十三) 武德會天津支部建築寄附金ノ件
 一、五萬圓也

(280)	(229)
<p>但武德會天津支部ノ武德殿修築費附金トシテ昭和十五年度ノ兩年度ニ各貳萬五千圓宛當附ス ルモノトス</p> <p>(四十四) 天津居留民團區補助金ノ件 一、四千圓也 但昭和十五年度補助金</p> <p>(四十五) 社団法人同光會補助金ノ件 一、五百圓也 但昭和十五年度補助金</p> <p>(四十六) 昭和十五年度居留民團歲入出豫算 歲入 一、參百參拾五萬貳千參百參拾貳圓也 一、貳拾萬參千五百圓也 計參百五十五萬五千八百參拾貳圓也 出 一、貳百拾四萬八千二百七拾參圓也</p> <p>臨時部豫算高 經常部豫算高 臨時部豫算高 經常部豫算高</p>	<p>一、壹百四拾萬七千五百五拾九圓也 計參百五拾五萬五千八百參拾貳圓也 歲入出差引殘金ナシ</p> <p>(豫算書省略)</p> <p>(四十七) 昭和十五年度特別會計御下賜金記念事業費歲入出豫算 歲入 一、參萬圓也 計參萬圓也 出 一、參萬圓也 計參萬圓也 歲入出差引殘金ナシ</p> <p>(豫算書省略)</p> <p>(四十八) 昭和十五年度特別會計附院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費 歲入 一、參萬圓也 計參萬圓也 歲入出差引殘金ナシ</p> <p>臨時部豫算高 經常部豫算高 經常部豫算高</p>

(282)	(231)
<p>一、壹千圓也 計壹千圓也 出 一、壹千圓也 計壹千圓也 歲入出差引殘金ナシ</p> <p>(豫算書省略)</p> <p>(四十九) 昭和十五年度特別會計故田代將軍記念事業費歲入出豫算 歲入 一、七千壹百八拾圓也 計七千壹百八拾圓也 出 一、七千壹百八拾圓也 計七千壹百八拾圓也 歲入出差引殘金ナシ</p> <p>經常部豫算高 經常部豫算高 經常部豫算高 經常部豫算高</p>	<p>一、七萬圓也 計七萬圓也 出 一、七萬圓也 計七萬圓也 歲入出差引殘金ナシ</p> <p>(豫算書省略)</p> <p>(五十) 昭和十五年度特別會計退職給與基金歲入出豫算 歲入 一、七萬圓也 計七萬圓也 出 一、七萬圓也 計七萬圓也 歲入出差引殘金ナシ</p> <p>(豫算書省略)</p> <p>(五十一) 昭和十五年度特別會計教育費歲入出豫算 歲入 一、七拾參萬五千貳拾八圓也 一、貳百參拾八萬四千參百貳拾圓也 計參百拾壹萬九千參百四拾八圓也</p> <p>經常部豫算高 臨時部豫算高 經常部豫算高 臨時部豫算高</p>

(233)	(234)
<p style="text-align: center;">出</p> <p>一、壹百壹萬貳千五百九拾參圓也 一、貳百拾萬六千七百五拾五圓也 計參百拾壹萬九千參百四拾八圓也 歲入出差引殘金ナシ</p> <p style="text-align: center;">(豫算書省略)</p> <p style="text-align: center;">(五十二) 昭和十五年度特別會計電氣事業歲入出豫算</p> <p style="text-align: center;">入</p> <p>一、壹百六拾八萬七千五百圓也 計壹百六拾八萬七千五百圓也</p> <p style="text-align: center;">出</p> <p>一、壹百六拾貳萬四千四拾圓也 一、六萬參千四百六拾圓也 計壹百六拾八萬七千五百圓也 歲入出差引殘金ナシ</p> <p style="text-align: center;">經常部豫算高 臨時部豫算高</p>	<p style="text-align: center;">入</p> <p style="text-align: center;">(豫算書省略)</p> <p style="text-align: center;">(五十三) 昭和十五年度特別會計水道事業歲入出豫算</p> <p style="text-align: center;">入</p> <p>一、五拾五萬壹千貳百圓也 計五拾五萬壹千貳百圓也</p> <p style="text-align: center;">出</p> <p>一、四拾四圓七千七百圓也 一、拾萬參千五百圓也 計五拾五萬壹千貳百圓也 歲入出差引殘金ナシ</p> <p style="text-align: center;">(豫算書省略)</p> <p style="text-align: center;">(五十四) 昭和十五年度特別會計埠頭事業歲入出豫算</p> <p style="text-align: center;">入</p> <p>一、拾參萬圓也 計拾參萬圓也</p> <p style="text-align: center;">經常部豫算高 臨時部豫算高</p>

(235)	(236)
<p style="text-align: center;">出</p> <p>一、拾萬七千六百圓也 一、貳萬貳千四百圓也 計拾參萬圓也 歲入出差引殘金ナシ</p> <p style="text-align: center;">(豫算書省略)</p> <p style="text-align: center;">(五十五) 昭和十五年度特別會計天津日本公立病院經營費歲入出豫算</p> <p style="text-align: center;">入</p> <p>一、五拾萬壹千貳百圓也 計五拾萬壹千貳百圓也</p> <p style="text-align: center;">出</p> <p>一、五拾萬壹千貳百圓也 計五拾萬壹千貳百圓也 歲入出差引殘金ナシ</p> <p style="text-align: center;">(豫算書省略)</p> <p style="text-align: center;">(五十六) 昭和十五年度特別會計團營住宅經營費歲入出豫算</p> <p style="text-align: center;">入</p> <p>一、拾貳萬八千四百圓也 一、四萬七千四百四拾七圓也 計拾七萬五千八百四拾七圓也</p> <p style="text-align: center;">出</p> <p>一、參萬五千七百八拾四圓也 一、拾四萬六拾參圓也 計拾七萬五千八百四拾七圓也 歲入出差引殘金ナシ</p> <p style="text-align: center;">(豫算書省略)</p> <p style="text-align: center;">(五十七) 昭和十五年度特別會計復興資金歲入出豫算</p> <p style="text-align: center;">入</p> <p>一、貳萬壹千四百參拾圓也 計貳萬壹千四百參拾圓也</p> <p style="text-align: center;">臨時部豫算高 經常部豫算高</p>	<p style="text-align: center;">經常部豫算高 臨時部豫算高</p> <p style="text-align: center;">經常部豫算高 臨時部豫算高</p> <p style="text-align: center;">經常部豫算高</p>

(237)

歳入	歳出	經常部豫算高
一、貳萬壹千四百參拾圓也	一、貳萬壹千四百參拾圓也	
計貳萬壹千四百參拾圓也	計貳萬壹千四百參拾圓也	
歳入出差引殘金ナシ		
(豫算書省略)		
(五十八) 昭和十五年度特別會計實業復興資金歳入出豫算		
歳入	歳出	經常部豫算高
一、貳拾四萬五百參拾圓也	一、貳拾四萬五百參拾圓也	
計貳拾四萬五百參拾圓也	計貳拾四萬五百參拾圓也	
歳入出差引殘金ナシ		
(豫算書省略)		
(五十九) 昭和十五年度特別會計水災復興資金歳入出豫算		
歳入	歳出	經常部豫算高
一、貳萬八千四百四拾圓也	一、貳萬八千四百四拾圓也	
計貳萬八千四百四拾圓也	計貳萬八千四百四拾圓也	
歳入出差引殘金ナシ		

(238)

歳入	歳出	經常部豫算高
一、八萬貳千五百九拾圓也	一、八萬貳千五百九拾圓也	
計八萬貳千五百九拾圓也	計八萬貳千五百九拾圓也	
歳入出差引殘金ナシ		
(豫算書省略)		
(六十) 昭和十五年度特別會計業務復興資金歳入出豫算		
歳入	歳出	經常部豫算高
一、八萬貳千五百九拾圓也	一、八萬貳千五百九拾圓也	
計八萬貳千五百九拾圓也	計八萬貳千五百九拾圓也	
歳入出差引殘金ナシ		

(239)

歳入出差引殘金ナシ	經常部豫算高
一、壹百參拾萬參千圓也	一、壹百參拾萬參千圓也
計壹百參拾萬參千圓也	計壹百參拾萬參千圓也
歳入出差引殘金ナシ	
(豫算書省略)	
(六十一) 特別會計埠頭築造歳入出追加更正豫算表(昭和十五年度)	
歳入	經常部豫算高
一、東洋拓殖株式會社ヨリ起債ノ業務復興資金四百萬圓也ハ都合ニ依リ其ノ一部若クハ全部ヲ内地ニ於テ物資ニ代ヘ天津ニ輸入シテ現金ト爲スコト	
二、前項ニ依ル物資ノ購入並ニ其ノ處分ノ方法ハ居留民團長ニ之ヲ一任ス	
(豫算書省略)	
(六十二) 東拓ヨリ起債ノ業務復興資金ニ關スル件	
一、東洋拓殖株式會社ヨリ起債ノ業務復興資金四百萬圓也ハ都合ニ依リ其ノ一部若クハ全部ヲ内地ニ於テ物資ニ代ヘ天津ニ輸入シテ現金ト爲スコト	
二、前項ニ依ル物資ノ購入並ニ其ノ處分ノ方法ハ居留民團長ニ之ヲ一任ス	

(240)

業務復興資金貸付條件ニ關スル件	經常部豫算高
一、業務復興資金ハ左記條項ヲ承シタル者ニ限リ貸付ヲ爲スコト	
一、定メラレタル期日ニ貸付金ノ支拂ヲ爲サルトキハ其ノ支拂額ニ相當スル業務復興資金償還課金ヲ賦課ス	
二、前項ノ場合ニ於テ居留民團法施行規則第八十八條ニ依ル國稅ノ徵收ニ關スル規定ニ遵據シテ之ヲ處分ヲ行フ	
(六十四) 業務復興資金償還課金ノ件	
一、東洋拓殖株式會社ヨリ起債ノ業務復興資金ノ貸付ヲ受ケタル者カ定メラレタル期日ニ貸付金ノ支拂ヲ爲サルトキハ其ノ支拂額ニ相當スル業務復興資金償還課金ヲ賦課シ、居留民團法施行規則第八十八條ニ依ル國稅ノ徵收ニ關スル規定ニ遵據シテ之ヲ處分スルコト	
二、前項ニ依ル業務復興資金償還課金賦課ニ關シテハ特ニ條例ニ據ラスシテ其ノ賦課及徵收ヲ居留民團長ニ一任スルコト	
但本課金ハ其ノ性質上課金調査委員會ノ査定ヲ經ルヲ要セサルモノトス	
三、本課金ニ依リ徵收シタル金額ハ之ヲ業務復興資金ノ元利金償還ニ充當スルモノトス	
(六十五) 土地貸付條例中改正ノ件(建議案)	

一、土地貸付條例中左ノ通り改メ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 二、土地貸付條例中第十八條ヲ削除ス

昭和十五年第三十三次居留民會通常會要録

- 一、議 員 定員四十名
- 二、會 期 自昭和十四年三月二十六日 至三月二十八日 三日間
- 三、會 場 天津日本高等女學校講堂
- 四、成 績 省 略ス
- 五、議長及會議係

議長	矢彦澤平
副議長	龜澤省朝
書記	白井忠三
速記	木下權四郎
	菅井新一郎
	木戸勝行

